

第2次あま市地域福祉計画

第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画

～みんなで作る みんなのふくし～

平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）



平成31年（2019年）3月

あま市

あま市社会福祉協議会

はじめに

我が国においては、近年の社会情勢の変化により孤独死や生活困窮者、認知症高齢者の増加、子どもの貧困といった様々な社会問題が後を絶たず、めまぐるしく変化する社会環境に対応しきれていないのが現状です。

そのなかにおいて、こうした誰しもが直面するかもしれない社会問題に対し、地域住民一人ひとりが自分たちの手で毎日を安心して暮らせる地域にしていこうとする「自助」「互助」「共助」による地域力強化の動きが全国で広がりを見せつつあります。

また、昨年を表す漢字が「災」であったように、全国各地で頻繁に発生する自然災害から身を守るためにも地域の力が非常に重要です。実際、要支援者も含めた避難訓練の継続により、被災時において犠牲者を出さなかった地域についての報道もありました。今まさに自らが生活する地域に目を向け、強いきずなによる地域づくりに取り組むことが求められています。

本市では、平成 26 年（2014 年）3 月に「きずなを高める暮らしやすいまち あま」を基本理念とした「あま市地域福祉計画」を策定し、人と人のきずなづくりを根底に、市民の皆様はじめ本市にゆかりのある方々と行政とが協働して地域福祉を推進してまいりました。

このたび、新たに、本市の地域における現状課題を見据え、「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」を基本理念とした、第 2 次あま市地域福祉計画を策定いたしました。改めて、本計画を地域づくりの指針として、主役となる市民の皆様はじめ担い手となる方々と「公助」となる行政とが共に取り組み、地域福祉を推進してまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査・ヒアリング調査にご協力いただきました市民の皆様や地域・関係団体の皆様、地域懇談会において地域の課題や解決策等について活発な話し合いをしていただきました参加者の皆様に、心からお礼を申し上げます。



平成 31 年（2019 年）3 月

あま市長 村上 浩 司

あまでつくる 新たな福祉コミュニティをめざして

近年の経済状況の変化に伴う就業形態の多様化による経済的格差の拡大は、社会的な孤立や孤独、生活困窮等を生み出すとともに、少子高齢化、核家族化といった社会構造の変化により、公的な制度やサービスだけでは解決できない様々な問題が起きています。

また、近隣とのつながりも希薄化し、コミュニティの機能が低下する中では、住民が相互に地域で助け合い、支え合う仕組みづくりを築くことが求められています。

社会福祉協議会では、このような課題に対応するため、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）を計画期間とする「あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、市民協働による地域福祉活動の向上に努めて参りました。当該計画期間が平成30年度をもって終了することから、これまでの取組の進捗・評価を踏まえ、今後5年間のあま市における地域福祉のあり方を見据え、平成31年度（2019年度）からの5年間を計画期間とする第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」を基本理念とし、市と一体的に策定をいたしました。

また、この計画を着実に実施していくため、社会福祉協議会の組織体制の見直しを図り、より実効性の高い推進体制の下、計画を実施してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様にも積極的なご協力とご参加をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、活動計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました牧村委員長をはじめ、各委員の皆様、関係者各位の皆様に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

平成31年（2019年）3月

社会福祉法人あま市社会福祉協議会
会長 服部 章 平



あなたは
どんなまちに
住みたいですか？

【目次】

■第1部 第2次あま市地域福祉計画■	1
序章 第1次計画の進捗状況.....	1
1. 第1次あま市地域福祉計画の概要.....	1
2. 第1次あま市地域福祉計画の取組.....	2
第1章 第2次計画の策定背景.....	5
1. 計画の策定体制.....	5
2. あま市における地域課題.....	6
3. 計画策定の目的.....	18
第2章 第2次計画の概要.....	19
1. 計画の性格.....	19
2. 基本理念.....	23
3. 基本方針.....	26
4. 基本目標.....	27
5. 計画の担い手と推進体制.....	28
第3章 第2次計画の施策.....	29
1. 計画の内容.....	29
2. 重点施策.....	47
■第2部 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画■	51
序章 第1次活動計画の進捗状況.....	51
1. 第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の概要.....	51
2. 第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の取組.....	51
第1章 第2次活動計画策定に当たって.....	53
1. 社会福祉協議会の概要.....	53
2. 地域福祉活動計画策定について.....	53
3. 地域福祉活動計画の基本的な考え方.....	54
4. 計画の位置づけ.....	55
5. 計画の期間.....	55
6. 計画の策定体制.....	55
第2章 第2次活動計画の基本的な考え方.....	57
1. 基本理念.....	57
2. 基本方針.....	57
3. 基本目標.....	59
第3章 第2次活動計画の内容.....	61
1. 計画の内容.....	61
■第3部 あま市成年後見制度利用促進基本計画■	81
1. 計画の性格.....	81
2. 基本的な考え方.....	84
3. 基本理念.....	84
4. 基本目標.....	85
5. 計画の体系.....	85
6. 施策・事業.....	86
■第4部 計画の推進体制■	91
■資料編■	93
○策定委員会要綱・策定委員名簿.....	93
○計画の策定体制.....	97
○第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画進捗状況.....	99
○地域懇談会の意見.....	108
○用語集.....	120

第1部 第2次あま市地域福祉計画

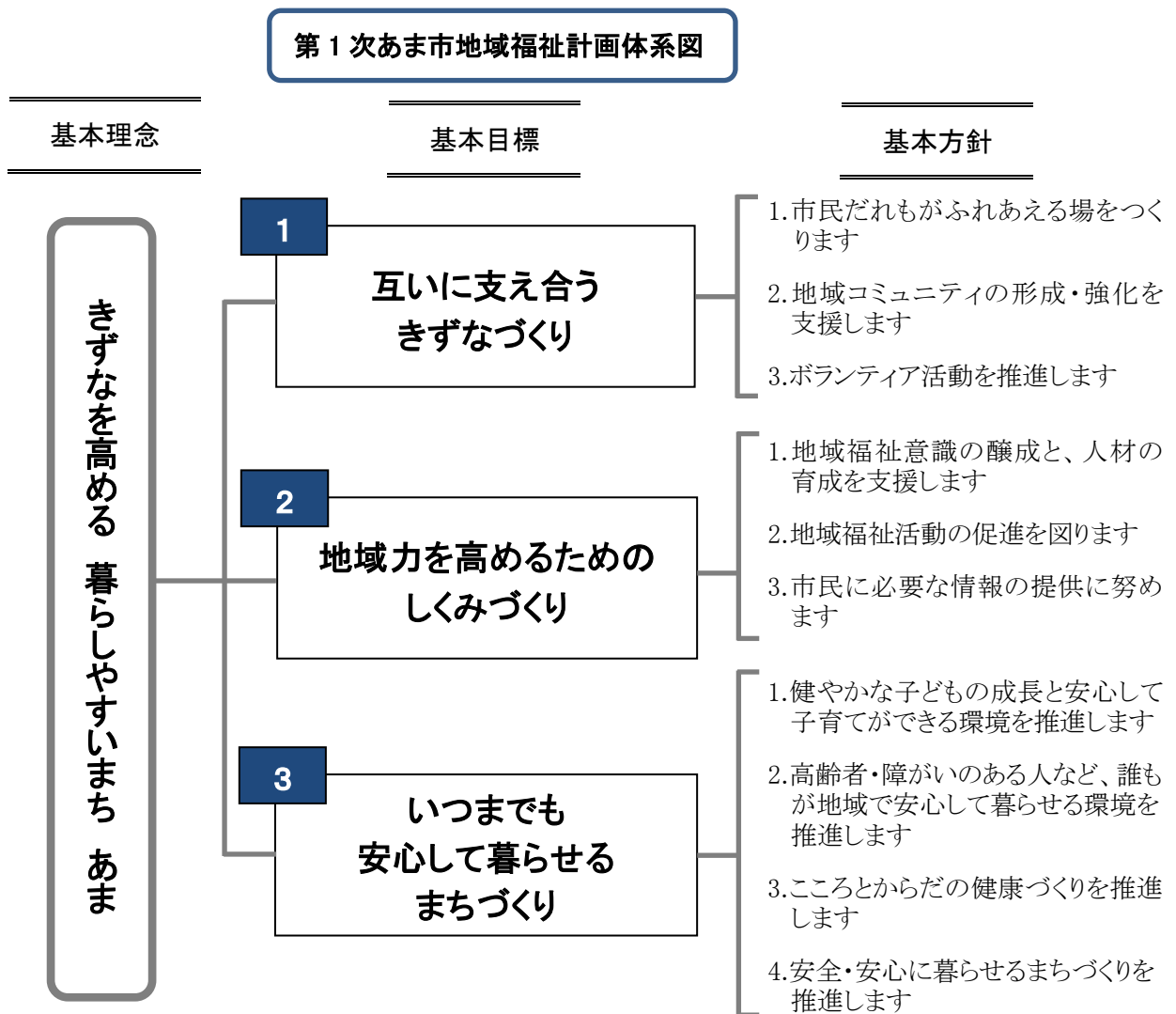
序章 第1次計画の進捗状況

■ 第1部 第2次あま市地域福祉計画 ■

序章 第1次計画の進捗状況

1. 第1次あま市地域福祉計画の概要

本市においては、平成26年（2014年）3月に、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）の5年を期間とする「第1次あま市地域福祉計画」を策定しました。



2. 第1次あま市地域福祉計画の取組

基本目標 1

互いに支え合うきずなづくり

互いに支え合うきずなづくりのために、隣近所や地域における日頃からのつながりを重視し、市民の誰もが交流できる拠点づくりや地域コミュニティ形成・強化の支援、ボランティア活動推進を目標として取り組んできました。しかしながら、行事への参加者が減少傾向にあること、自治会役員の引き受け手がいないこと等、従来の地縁による地域のつながりは希薄化が進んでおり、それぞれの地域で何らかの課題を抱えています。また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等、支援の必要な人はますます増加することが見込まれています。地域住民がつながり、支え合う関係を育んでいくことが喫緊の課題であり、同時に、地域で支援の必要な人に対し何ができるかを考え、主体的な行動を促す啓発を進めていく必要があります。

一方、新たな動きとして、地域のふれあい・いきいきサロンにおける活発な活動や市民活動祭・ボランティアフェスティバル「あまのわ」では多くの市民による参加で盛り上がりを見せており、地域参加の形が変わってきています。今後は、市民がいつでも多様な形で地域活動に参画できるような環境づくりを整えていく必要があります。

基本目標 2

地域力を高めるためのしくみづくり

地域力を高めるために、地域福祉の担い手となる人材育成や地域活動の活性化、必要な情報提供等を目標として取り組んできました。

現在、地域におけるつながりの一つとして「協議体」※が市内の七宝地区・美和地区・甚目寺地区の枠組みで立ち上がっており、地域力向上の核として動き出しつつあります。また一部地域では老人クラブによる見守り活動等、地域活動やボランティア等に熱心な人の活動は増えていますが、全体的な地域力向上の仕組みづくりまでには至っていません。

こうした活動を地域の皆さんに知っていただき、参加につながるよう、行政や社会福祉協議会、関係団体、地域活動者等が連携して取り組んでいく必要があります。

※協議体：地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供の仕組み）構築に向けて実施される生活支援体制整備事業に関し、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等が関係主体として参画し、定期的な情報共有や連携、協働による取組を推進していく地域におけるつながりの場。

基本目標3

いつまでも安心して暮らせるまちづくり

いつまでも安心して暮らせるまちづくりのために、高齢者・障がいのある人等、誰もが地域で安全に安心して暮らせる環境づくりを目標として取り組んできました。また、生活困窮者への支援については、生活に困っている方の早期支援と自立促進を図るため、自立支援に関する相談や就労の支援、自立支援計画の決定及び制度間の調整を自宅訪問相談等による積極的なアウトリーチも含めて行ってきました。

第2次地域福祉計画策定における市民アンケートでも、市が特に力を入れて取り組むべき福祉施策として「高齢者や障がい者等が安心して暮らせる在宅福祉施策」「街のバリアフリー化」「健康の保持・増進を図る健康づくり」等、地域で安心して暮らせる環境づくりが強く求められています。

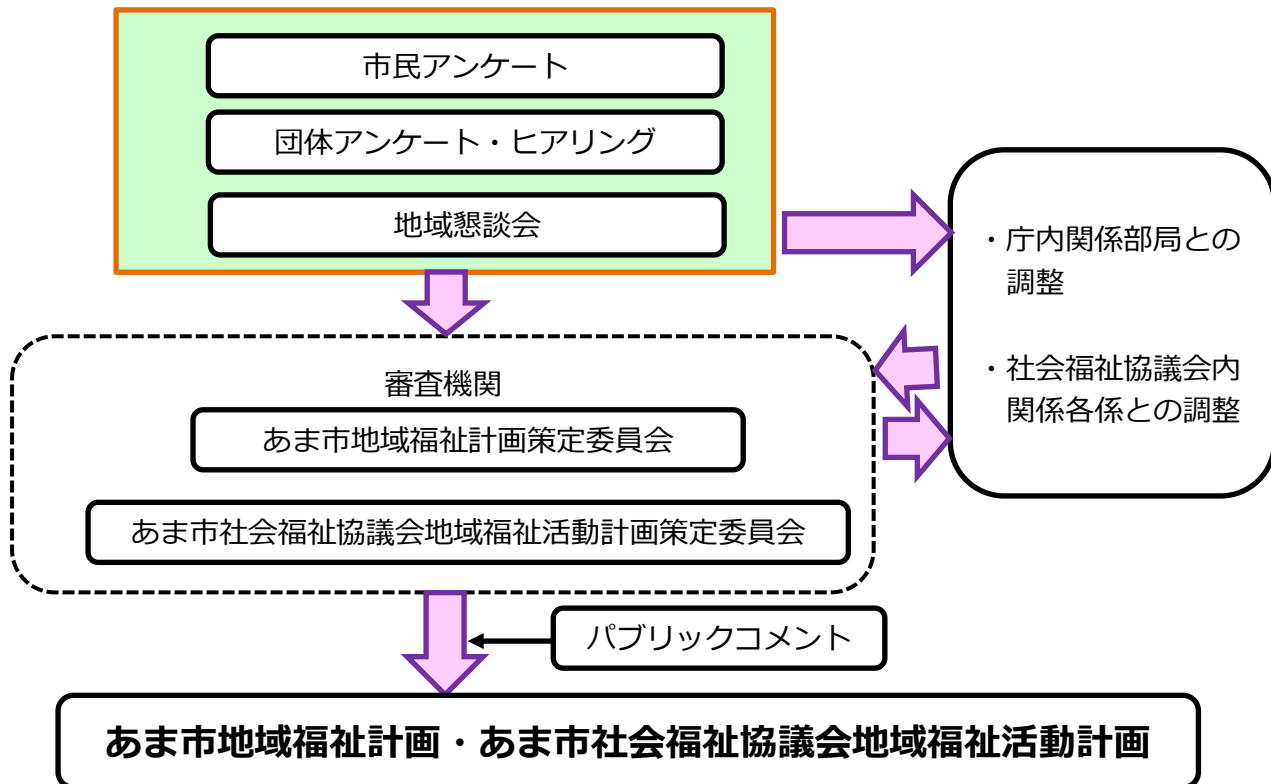
こうした結果を受けて、地域福祉に関わる部署が連携し、相談しやすい環境づくり、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

第1章 第2次計画の策定背景

第1章 第2次計画の策定背景

1. 計画の策定体制

本市が抱える地域課題の現状を把握する目的で次の取組を実施しました。



■市民参画の状況

区分	概要
市民アンケート調査	市内在住の18歳以上の市民から3,000人を抽出し、地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方について、市民の意見や意識等の把握を目的として実施しました。
団体アンケート及び団体ヒアリング調査	地域で活動する27組織団体に、地域に対する意識や今後の地域福祉に対する考え方等の把握を目的として実施しました。また、ご協力いただいた5団体に対しヒアリング調査も実施しました。
地域懇談会の実施	「地域における日常生活上の課題を解決していくアイデア」を題材に、地域住民の立場で協議・検討することを目的に全3回開催しました。

■策定委員会の設置

保健・医療、社会福祉、高齢福祉、児童福祉、教育関係の代表者及び学識経験者等で構成される「あま市地域福祉計画策定委員会」を設置し、本計画策定において協議を行いました。

■パブリックコメントの実施

広報紙・市公式ウェブサイトにより、計画策定に当たってのご意見及び情報を広く市民から募集しました。

2. あま市における地域課題

アンケート調査及び地域懇談会の実施等から、本市が抱える地域課題の現状について大きく4つの課題にまとめました。

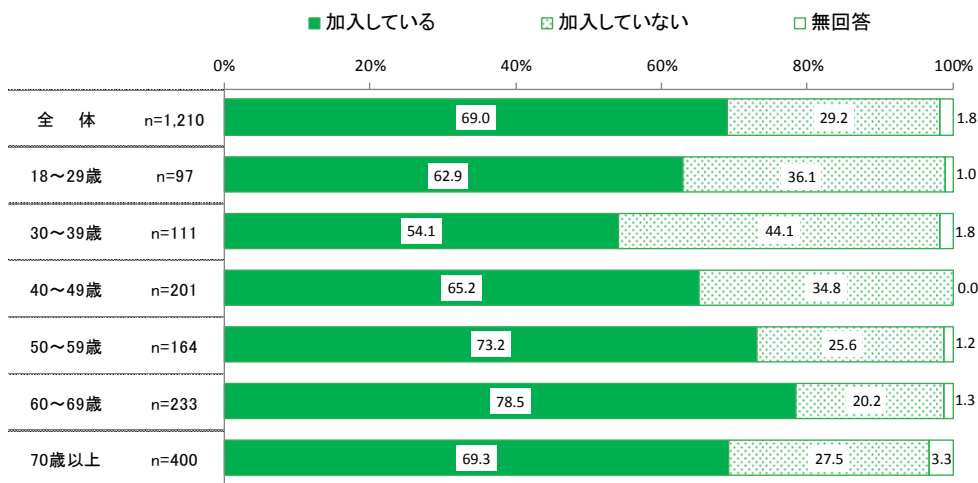
(1) 地域とのかかわりに関する課題

- ① 自治会加入率の低下や地域活動・行事への参加が少ないところで、地域でのつながりや近所付き合いにおいても希薄化が否めない。
- ② 地域活動の担い手不足や後継者問題も含め、今あるつながりの維持、また新たなつながりを地域住民が主役となって築いていく必要がある。

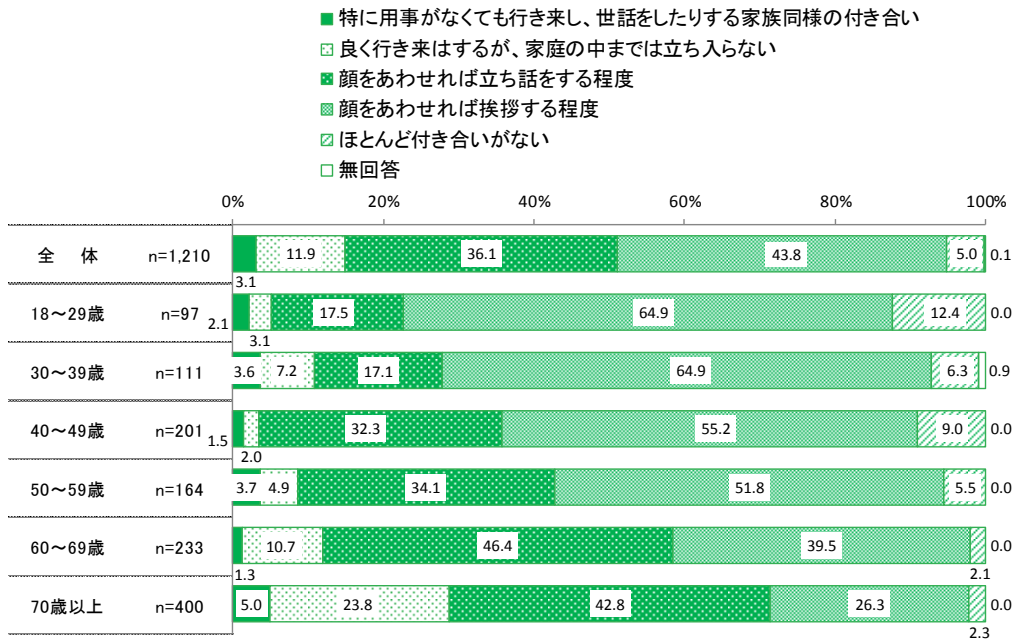
アンケートから見たこと

- ◆30～39歳の子育て世代で自治会への加入率が低い。
- ◆近所付き合いは、年齢が下がるにつれて、顔を合わせれば挨拶する程度。
- ◆地域活動でいずれの活動にも参加していない人も約3割いる。

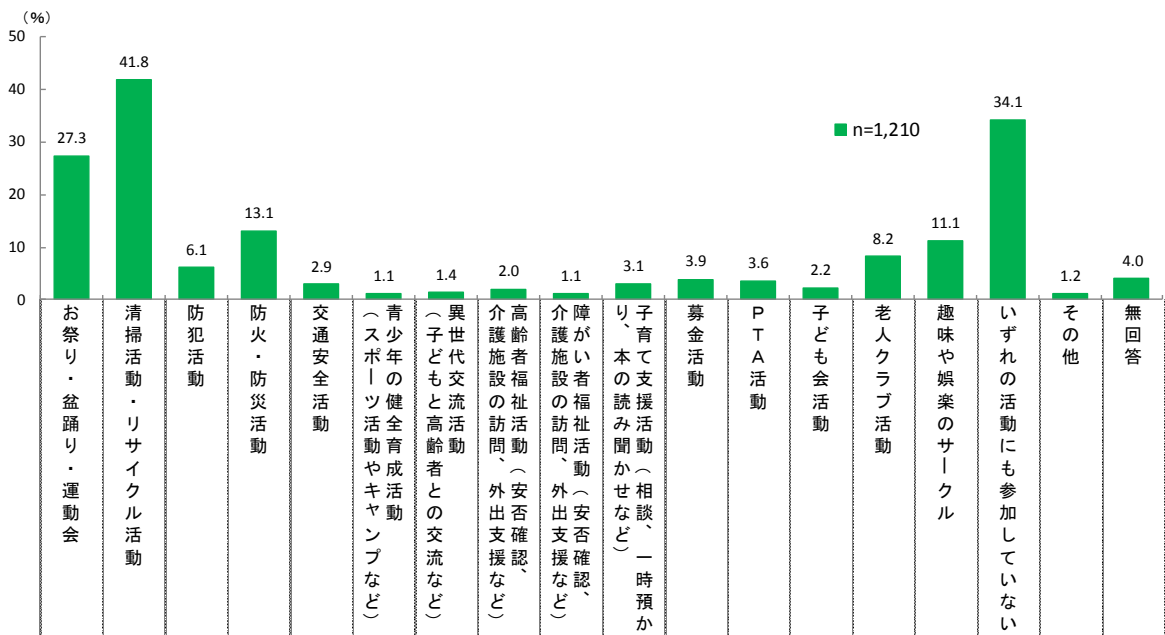
① 自治会の加入状況について



②近所付き合いの状況について



③地域活動・行事への参加状況について



地域懇談会からの声

- ◆地域の皆さんの意見を聞く機会を増やし、それを住民の皆さんに届けて、皆さんで共有できる方法が必要である。
- ◆町内会に入る人が少なく、また退会する世帯も多い。役員を引き受ける方がいない。
- ◆全世帯の町内会参加への推進。
- ◆誰もが気軽に立ち寄ることができる、居場所づくり（集いの場）が必要である。
- ◆地域で収穫した農作物を交通の便の良い所で販売する、食に関するイベントを企画する。
- ◆新しいコミュニティづくり。趣味やスポーツ、共通の目的を持った団体やサークルを通じて、地域活動に係わりを持つ機会をつくる。
- ◆地域の行事への参加を増やすため、日頃から隣近所と声をかけあう。
- ◆子ども達とふれあう祭り等のイベントを継続して実施する。
- ◆3世代交流して子ども会行事の運営を支える。
- ◆地域の方の共助への参加意識の向上を図るため、小中学生の時からボランティア活動へ参加し、将来的な人材育成を図る。
- ◆地域住民で見守りの必要な人の名簿を作成し、担当を決めて定期的に訪問する。
- ◆個人情報の問題があり、自治会・老人会・民生委員が情報共有できない。

■ 地域懇談会の様子 ■



【グループでの意見交換】

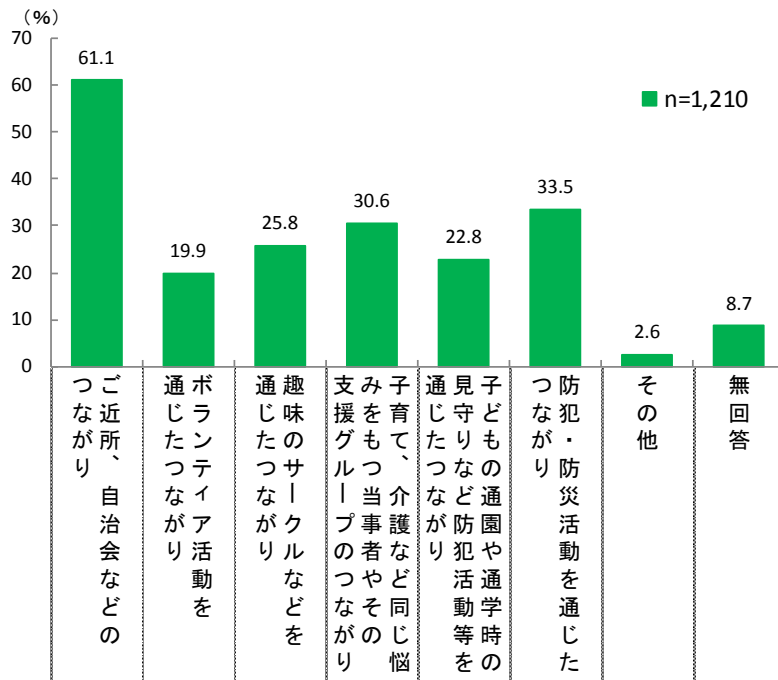
(2) 地域での支え合いに関する課題

- ① 地域の問題を地域で解決していくためには、住民同士がお互いを尊重・理解し、支え合えるつながりづくりが不可欠である。
- ② 地域住民が優先的に取り組むべき福祉課題、また市が特に力を入れるべき福祉施策としては、高齢者支援や子育て支援といった少子高齢化を反映した問題の解決である。それには地域での支え合いと制度上による福祉サービスの充実が必要であり、早急に支援体制づくりを進めていかなければならない。
また、誰もが安心して暮らせる地域づくりにおいて、公共交通機関や街のバリアフリー化といった環境整備も重要である。

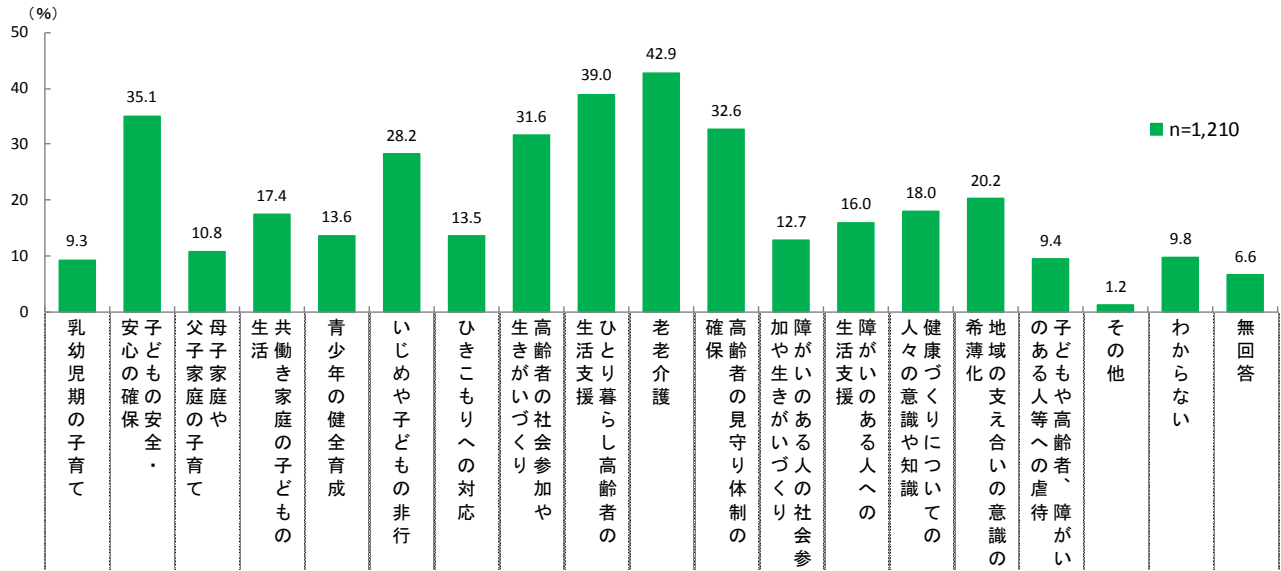
アンケートから見たこと

- ◆ 地域に必要な支援は 60 代以上では「安否確認の声かけ」、30 代では「短時間の子どもの預かり」「子育ての相談」が多い。
- ◆ 市が特に力を入れて取り組むべき福祉施策は、「高齢者や障がい者等が安心して暮らせる在宅福祉施策」「円滑な移動のための公共交通機関の整備」、「街のバリアフリー化」等が多い。

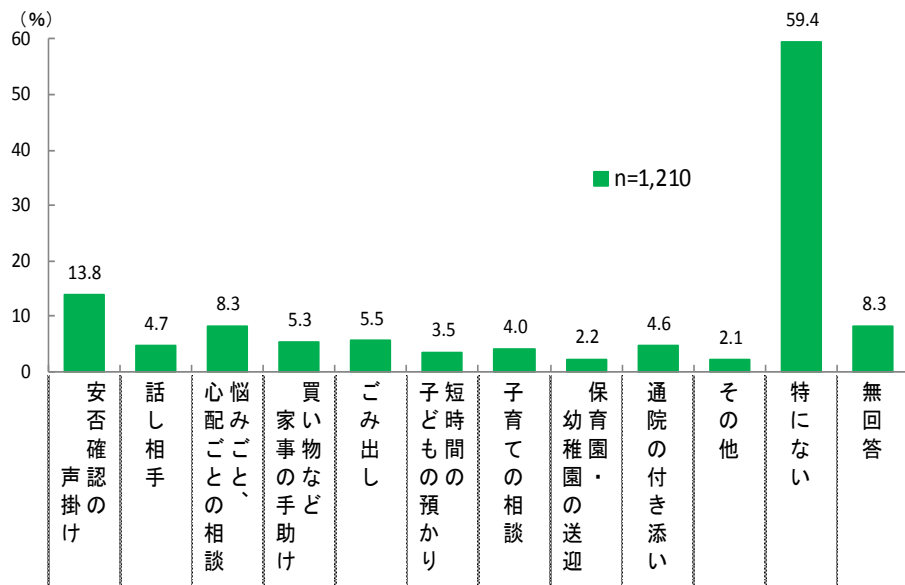
① 支え合いの関係に必要なつながりについて



②地域住民が優先的に取り組むべき課題について



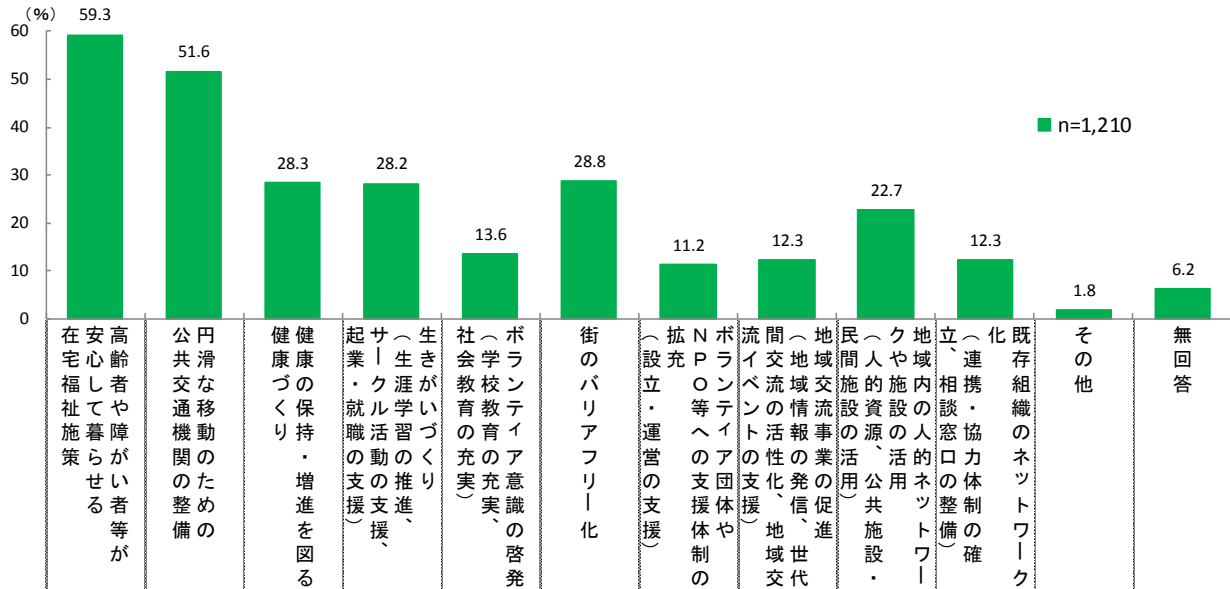
③地域でしてほしい手助けについて



【年齢別】

	調査数	安否確認の声掛け	話し相手	心配ごと、悩みごと、心の相談	買い物など家事の手助け	ごみ出し	短時間の預かり	子育ての相談	保育園・幼稚園の送迎	通院の付き添い	その他	特にない	無回答
全体	1,210	167	57	100	64	67	42	48	27	56	25	719	100
	100	13.8	4.7	8.3	5.3	5.5	3.5	4.0	2.2	4.6	2.1	59.4	8.3
18～29歳	97	12	3	5	5	5	5	6	4	6	-	69	1
	100	12.4	3.1	5.2	5.2	5.2	5.2	6.2	4.1	6.2	-	71.1	1.0
30～39歳	111	12	2	9	3	3	24	24	13	8	5	48	6
	100	10.8	1.8	8.1	2.7	2.7	21.6	21.6	11.7	7.2	4.5	43.2	5.4
40～49歳	201	24	7	19	8	11	9	11	8	6	6	129	6
	100	11.9	3.5	9.5	4.0	5.5	4.5	5.5	4.0	3.0	3.0	64.2	3.0
50～59歳	164	11	5	13	6	10	3	4	1	6	6	115	5
	100	6.7	3.0	7.9	3.7	6.1	1.8	2.4	0.6	3.7	3.7	70.1	3.0
60～69歳	233	37	12	19	10	6	1	2	1	6	2	158	17
	100	15.9	5.2	8.2	4.3	2.6	0.4	0.9	0.4	2.6	0.9	67.8	7.3
70歳以上	400	71	28	35	32	32	-	1	-	24	6	197	64
	100	17.8	7.0	8.8	8.0	8.0	-	0.3	-	6.0	1.5	49.3	16.0

④市が特に取り組むべき福祉施策について



地域懇談会からの声

- ◆安心して暮らせる街づくりのため、子ども、若者、高齢者、障がい者、母子・父子家庭の方の声を聞く。意見交換の場をつくり、行政や社会福祉協議会も参加する。
- ◆子供たちがボール遊びできる広場、歩道の整備、公共施設のバリアフリー化を。
- ◆ふれあいサロンの充実及び拡大、募集、援助（補助金を！）。特技のある老人の方によるワークショップの開催。子供の居場所づくり（子ども食堂開設等）。子ども110番の家を増やす。
- ◆高齢者向けの買い物バス運行か事業者の移動販売を実施する。
- ◆住民の意見やあま市の取り組みを、市公式ウェブサイトやエフエムななみ、SNSといったいろいろなメディアを通して情報発信して欲しい。
- ◆地域福祉に対する相談は、健康、医療、介護、子育て、障がい者支援等幅広いので、これらを一元的に受け付けるワンストップ窓口を設置して、横のネットワークを広げていく。
- ◆学校と地域が一緒になって「学ぶ」。児童の訪問やふれあい活動を受け入れてくれる福祉施設があると良い。多様性の教育の充実「みんなちがって、みんないい」。

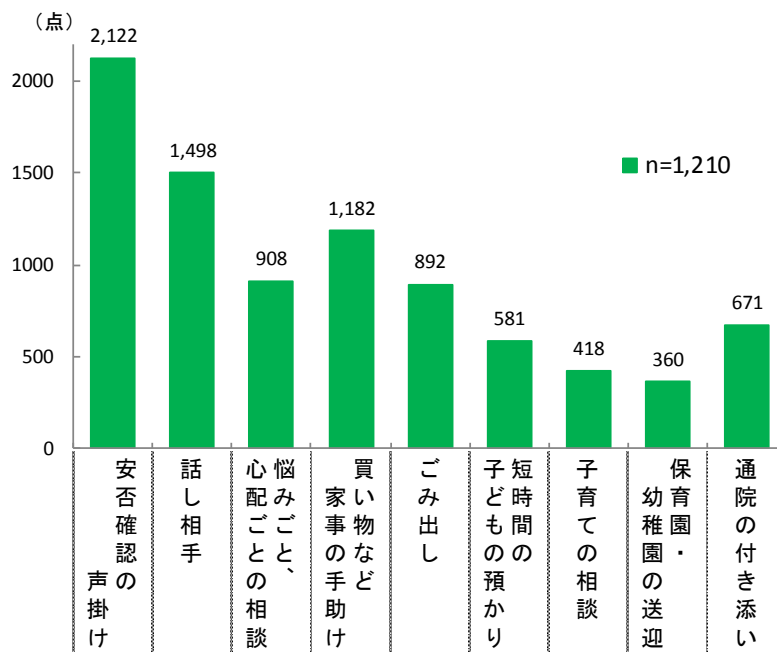
(3) ボランティア活動への参加に関する課題

- ① 地域における支え合いの環境にはボランティアの力は欠かせないものである。しかし、ボランティア参加率は約3割にとどまっており、負担が少ないかたちでの参加等、住民の主体的な参加が増えていくような方策について、ボランティアセンター運営委員会による協議を活性化していく必要がある。
- ② ボランティア登録数を増やすためには、ボランティア講座・イベント等の養成後において活動への“つなぎ”の部分で、活動に関する情報周知やコーディネーターによる支援体制を確立させる必要がある。

アンケートから見たこと

- ◆今後行なってみたい地域活動では「安否確認の声かけ」が最も多く、次いで「話し相手」や「買い物など家事の手助け」となっており、ニーズのマッチング体制を確立させる必要がある。
- ◆ボランティア活動の参加は約3割の参加にとどまっている。「仕事や学業が忙しく時間がない」という理由が多い。「参加するきっかけがない」は特に60代でみられる。
- ◆ボランティア活動に積極的に参加する上で必要なことは「時間的に負担の少ない活動」が最も多く、特に50代以上が多い。
- ◆ボランティア育成、福祉の担い手づくりも含めた環境づくりや積極的な支援が課題である。

① 今後行ってみたい地域活動について

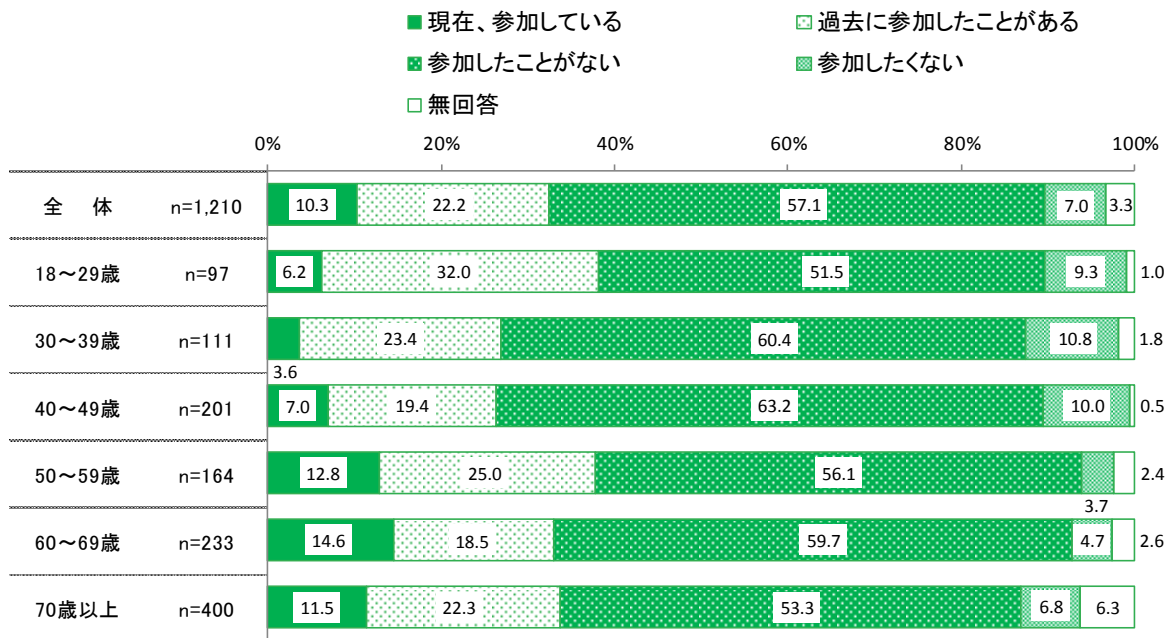


※1 番目に興味のある項目を5点、2番目を4点、3番目を3点、4番目を2点、5番目を1点として集計

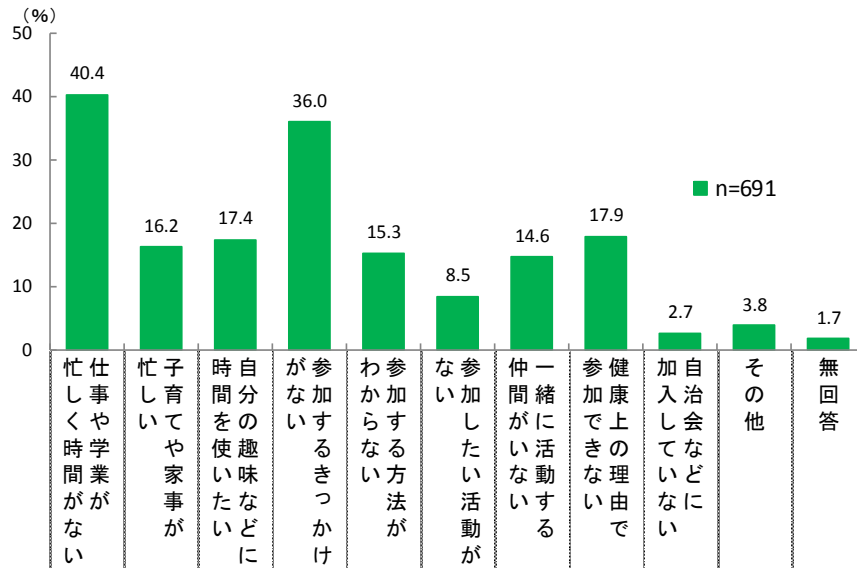
【年齢別】

	調査数	安否確認の 声掛け	話し相手	悩みごと、 心配ごとの相談	買い物など 家事の手助け	ごみ出し	短時間の 子どもの預かり	子育ての相談	保育園・ 幼稚園の送迎	通院の付き添い
合計	1210	2122	1498	908	1182	892	581	418	360	671
18～29歳	97	133	149	79	128	91	140	43	68	70
30～39歳	111	108	107	102	94	61	113	99	62	46
40～49歳	201	414	238	151	203	177	101	100	84	134
50～59歳	164	305	196	144	204	134	78	75	51	113
60～69歳	233	542	373	171	297	246	102	71	61	151
70歳以上	400	606	424	258	256	181	44	30	34	151

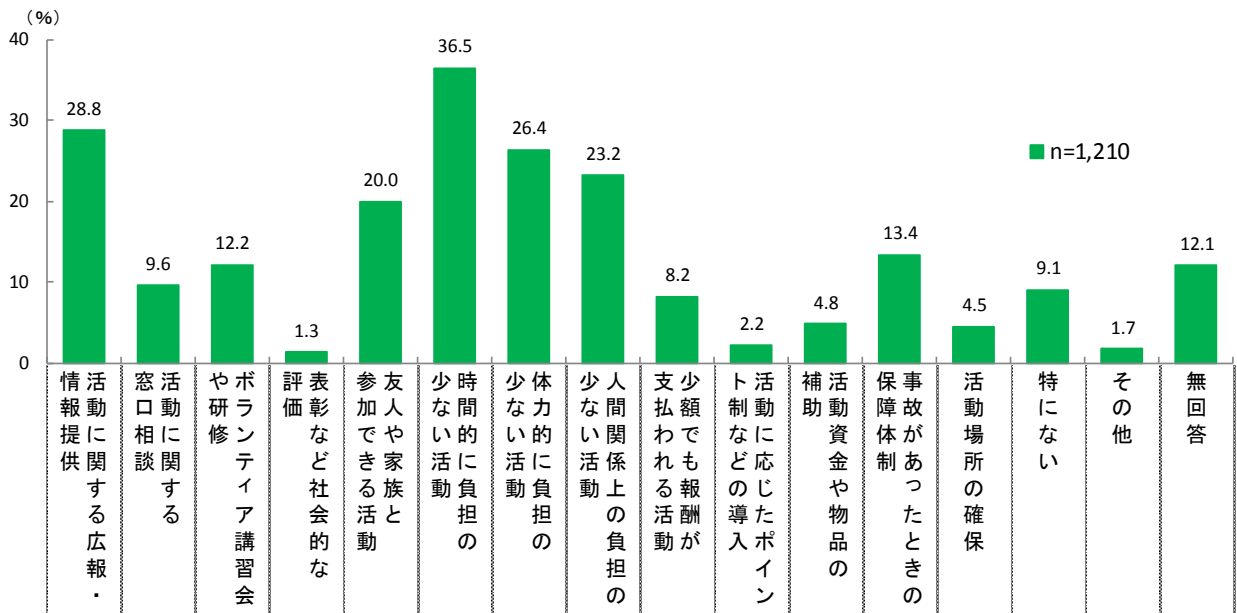
② ボランティア活動への参加状況について



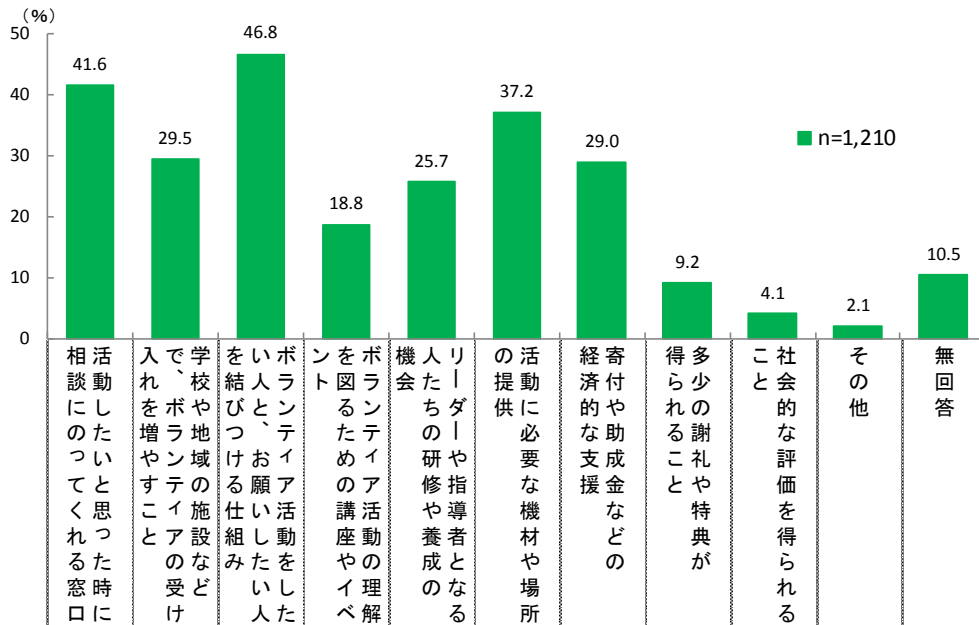
③ ボランティア活動への不参加理由について



④ ボランティア活動へ積極的に参加する上で必要なことについて



⑤地域活動をするうえで行政にしてほしいことについて



地域懇談会からの声

- ◆ 「家事」の部分で有償ボランティアの活用。
- ◆ 地域でボランティア活動を行うとあま市で使用できるポイントをもらえると良い。
- ◆ 高齢者がもっとボランティア活動がしやすいような情報発信、登録方法を考える。
- ◆ ちょっとした手助けをするボランティアも登録し、必要な時にコーディネートできるようにする。

■ 地域懇談会の様子 ■



【グループでの意見まとめ】

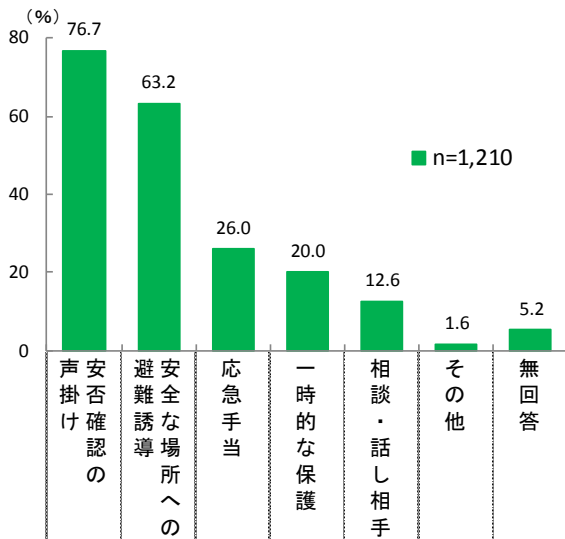
(4) 災害時における活動に関する課題

- ① 地域における自主防災会が中心に、日頃から支援が必要な人の把握も含めた防災訓練等への取組を行政や関係機関等も連携して進め、災害時に支え合う体制づくりをしておく必要がある。
- ② 災害時における避難所や避難方法等、住民一人ひとりが把握、認識できるように情報発信や周知に努めることが重要である。

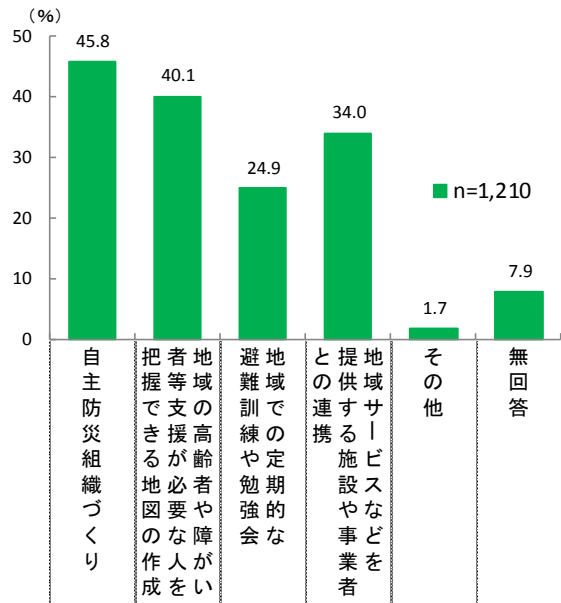
アンケートから見たこと

- ◆災害時に隣近所にしてほしい支援として、「安否確認の声かけ」「安全な場所への避難誘導」が多く、普段からの近所付き合いが重要となる。
- ◆災害時に支え合う地域づくりとして、「自主防災組織づくり」が最も多い。
- ◆災害時に希望する情報収集の方法としては、「直接の声かけ」を望む声が多い。

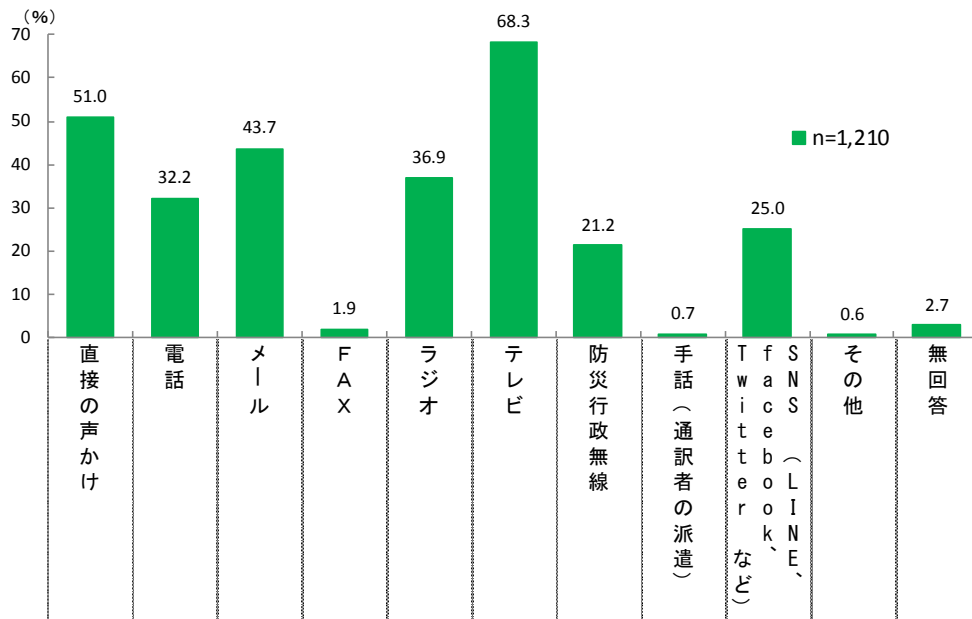
① 災害時に隣近所にしてほしい支援について



② 災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なことについて



③災害時に希望する情報収集方法について



地域懇談会からの声

- ◆障がい者、高齢者という括りでなく、助けの必要な人の名簿を町内会で作成、担当を決めて支援する。
- ◆災害時の避難方法や救出のルールを作り、災害が起こる前に地域で対策を決めておく。
- ◆災害対策・災害時の情報がほしい。
- ◆サロンにて防災講座をやる。地域での防災訓練に参加を促す。
- ◆空家、廃屋が災害時に危険である。

■ 地域懇談会の様子 ■



【グループによる意見発表】

3. 計画策定の目的

本市が抱える地域課題を解決していくためには、行政による福祉サービスだけではもはや対応できず、地域住民が主体となり課題の解決に取り組むことが必要です。

本市では、「地域福祉」を「地域みんなが安心して暮らせるために 地域みんなが福祉課題の解決に取り組むこと」と定義し、第1次計画の見直しも踏まえ、新たに第2次計画を策定します。

あま市における「地域福祉」の定義

**地域みんなが安心して暮らすために
地域みんなが福祉課題の解決に取り組むこと**

第2章 第2次計画の概要

第2章 第2次計画の概要

1. 計画の性格

(1) 国の動向

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきており、地域社会の存続への危機感が生まれています。そこで、この危機を乗り越える策のひとつとして、「地域共生社会」の実現が求められており、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）における「地域福祉の推進」でその実現への取組を推進しています。

■ 地域共生社会

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会

■ 地域福祉の推進（社会福祉法第4条第1項）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

また、地域福祉の推進に当たっては、「我が事・丸ごと」による包括的支援の体制整備も求められています。

■ 我が事・丸ごと

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作るとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制

(2) 県の動向

- 「あいち健康福祉ビジョン」の策定（平成 23 年 6 月）
福祉分野と医療分野の連携を含めた健康福祉全体の方向性を示しています。
- 「あいち健康福祉ビジョン 2020」の策定
平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年を期間とし、地域福祉支援計画（社会福祉法第 108 条）と位置付けています。

○あいち健康福祉ビジョン 2020（地域福祉に関する施策部分の抜粋）

「V. 健康福祉を支える地域づくり・人づくり～ともに支え合う社会をめざして～」

課題	施策の方向性と主要な取組
1.誰もが社会の一員として暮らせる社会づくり	人権意識の高揚/ノーマライゼーションの理念の普及/生活困窮者への自立支援/外国人への対応/安心して暮らせる環境の整備
2.ともに支え合う地域づくり	多様な主体の連携・協働による支え合いの場づくりの推進/災害時要配慮者支援体制の整備
3.地域を支える人材の育成	地域を支える人材の育成・元気な高齢者の地域活動への参加促進/地域の相談支援活動を行う人材の育成

(3) 本計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

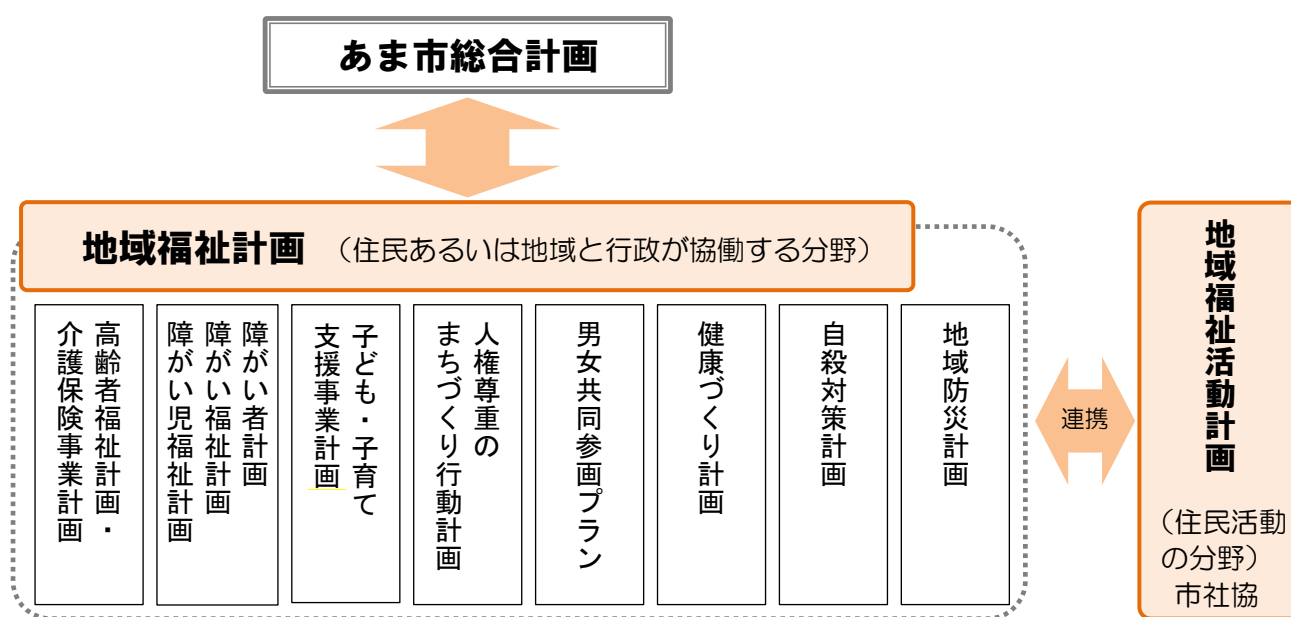
《根拠法令・計画の性格》

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法（根拠）	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間が協働して取り組む行動計画
計画の策定主体	地域住民等の参加を得て 行政が策定	地域住民や地域の福祉活動団体及び機関の主体的参加を得て、市町村社会福祉協議会が策定

(4) 計画の位置づけ

改正社会福祉法により、地域福祉計画は、高齢者、障がいのある人、児童等の福祉分野計画の上位計画として位置付けられたことから、本計画では市総合計画の下、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもからお年寄り、障がいのある人ない人も、すべての人々を対象として、地域の福祉課題を解決していくための取組を示すものとして位置づけます。また、あま市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画とも整合を図り、相互に連携した計画とします。

総合計画及び個別計画との関係



※国の関連計画：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）

※県の関連計画：「愛知県地域福祉支援計画（あいち健康福祉ビジョン2020）」（平成28年度～）

※関連する法律：「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）

(5) 計画の期間

本計画は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 年間の計画です。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

また、同時に策定する「第 3 部 あま市成年後見制度利用促進基本計画」との整合を図ります。

《計画期間》

平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	平成 36 年度 (2024 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)	平成 39 年度 (2027 年度)	平成 40 年度 (2028 年度)
第2次地域福祉計画									
			見直し	第3次地域福祉計画					

2. 基本理念

計画策定の目的である、地域で福祉課題を解決していくためには住民一人ひとりが役割を持ち、主体となって「我が事」として参画し、市については縦割りの支援ではなく包括的な連携により「丸ごと」つながることで、人と人、人と資源が世代や分野を超えてみんなが安心して共生できる「地域共生社会」の実現を目指すことが必要です。

本市では、この「地域共生社会」の実現に向けて、福祉の支援の必要な人を中心とした「福祉コミュニティ」づくりに主眼を置いた「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」を本計画の基本理念とします。

基本理念

あまでつくる 新たな福祉コミュニティ

○地域包括ケアシステムとの整合

福祉コミュニティづくりに当たっては、地域包括ケアシステム※と整合性を図り、あま市全域を福祉コミュニティの範囲と位置付けます。

また、地域コミュニティは、身近な自治会・町内会の範囲とします。

※地域包括ケアシステム：医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が身近な地域で包括的に確保される体制。

■計画における範囲の設定

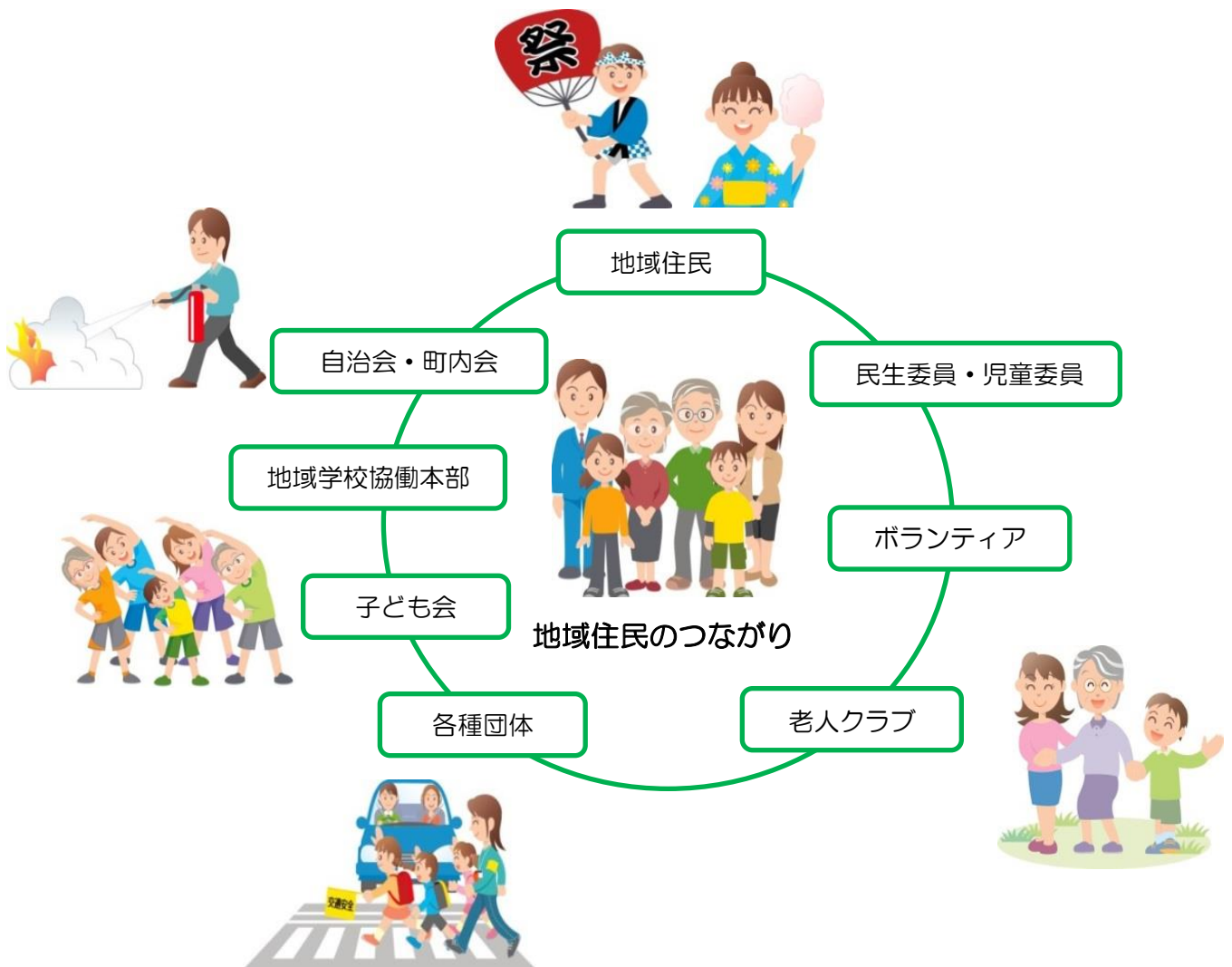
地域の範囲	地域福祉計画
あま市全域	福祉コミュニティ
自治会・町内会	地域コミュニティ

(1) 地域コミュニティの考え方

○地域コミュニティ

- ・本計画では、「地域の中で生じる課題を地域住民による支え合いにより解決するつながりの場」とします。
- ・地域コミュニティの範囲は、身近な「自治会・町内会」とします。

地域コミュニティのイメージ

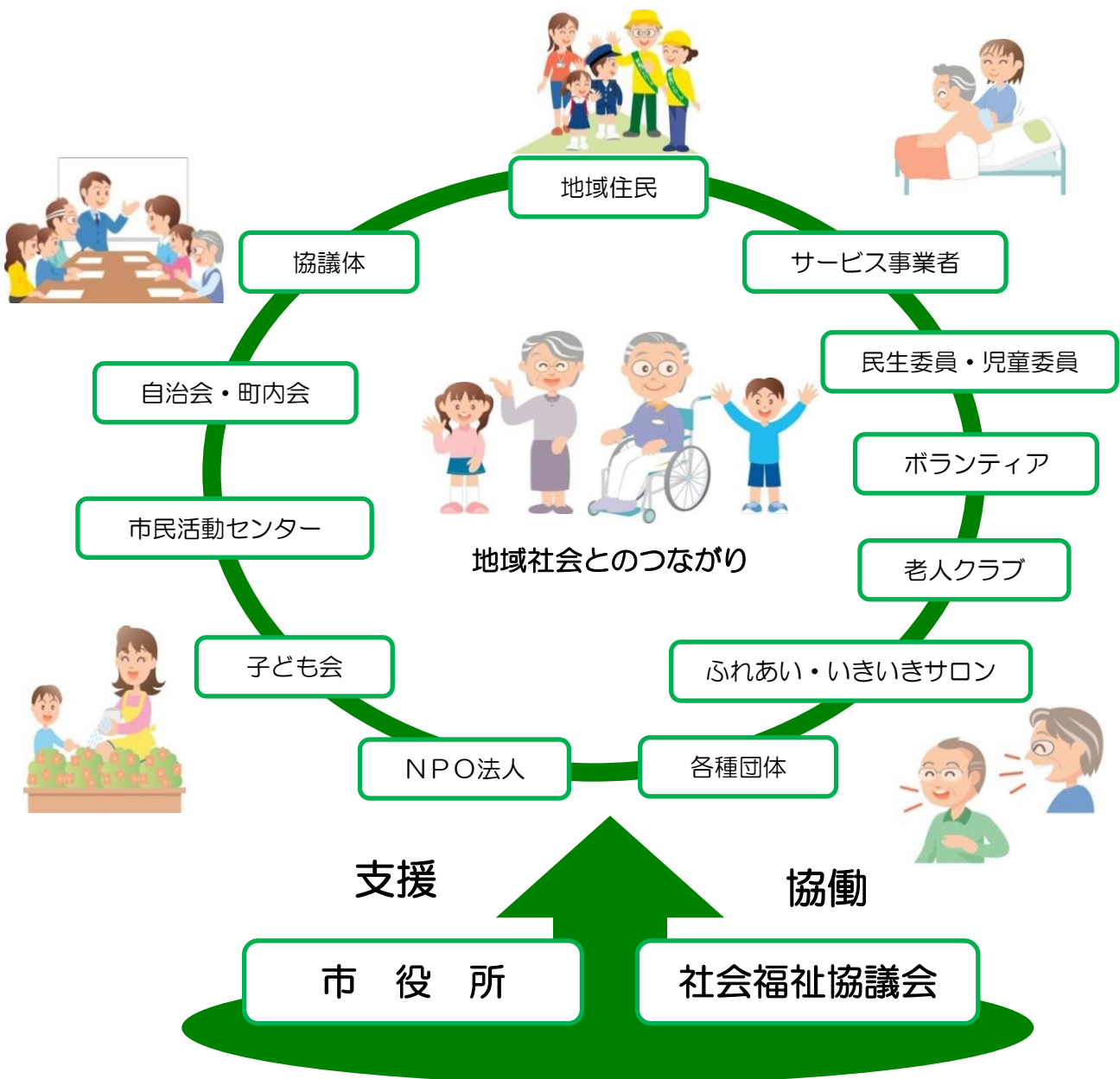


(2) 福祉コミュニティの考え方

○福祉コミュニティ

- ・本計画では、「地域の中で生じる福祉課題について、地域住民、関係機関、事業者等との包括的な連携支援によって解決していく仕組みを持つ地域社会」とします。
- ・「支える人」「支えられる人」は、支援を通じて時と場合で役割が入れ替わるため、「お互い様」という、支援が必要な人を中心に据える支え合いの関係づくりが重要となります。
- ・福祉コミュニティの範囲は「あま市全域」とします。

福祉コミュニティのイメージ



3. 基本方針

本計画の基本方針を、「地域コミュニティ参加への理解」、「福祉コミュニティの構築」、「福祉コミュニティの充実」の3つとし、基本方針のもとに関連する基本目標を設定します。

1 地域コミュニティ参加への理解

今こそ地域コミュニティが必要です

地域福祉を推進する上での大きな課題として、地域コミュニティの弱体化があります。本市においても、自治会加入率の低下や地縁団体における役員の高齢化が進む等、地域でのつながりが薄れてきているのが現状です。また、少子高齢化を背景にひとり暮らし高齢者の孤独死、子育て力や防災機能の低下等、地域が抱える課題は山積しています。

こうした状況を打開するには、地域コミュニティの必要性とそこへの参加を住民に訴えていくことが重要となります。地域住民の思いやりや支え合いへの理解を深めるためにも、人権尊重の意識啓発、人権教育等の充実を図り、地域コミュニティづくりを促進していきます。

2 福祉コミュニティの構築

地域みんなが主役です みんなでつくりましょう

「地域共生社会」では、支援を受ける人も支援をする人も含めて地域のあらゆる住民が役割を持つことが求められています。

こうした考え方に基づき、「地域みんなが主役です みんなでつくりましょう」を合言葉に、一人でも多くの人々が主体的に地域で活動できる環境をつくと同時に、地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、地域の団体・組織等が生活支援において連携し協力する福祉コミュニティづくりを進めていきます。

3 福祉コミュニティの充実

みんなが安心して暮らせる地域にしましょう

0歳からの一生涯を安心して暮らせる「地域共生社会」としていくためには、福祉コミュニティを充実させていくことが必要です。そのため、地域、行政、関係機関等が連携して包括的に支える体制づくりを進めていきます。

4. 基本目標

基本理念	基本方針	基本目標
あまできつくる 新たな福祉コミュニティ	1. 地域コミュニティ参加への理解 今こそ地域コミュニティが必要です	1. 人権の尊重を推進する
		2. 地域コミュニティ参加への周知・啓発を図る
	2. 福祉コミュニティの構築 地域みんなが主役です みんなでつくりましょう	1. 地域での連携・協力体制を構築する【重点施策 1】
		2. 担い手をつくる・増やす【重点施策 2、重点施策 3】
		3. 情報の共有・周知を図る
	3. 福祉コミュニティの充実 みんなが安心して暮らせる 地域にしましょう	1. 生活環境の充実を図る
		2. 地域の包括的な支援の充実を図る【重点施策 4】
		3. 防災への取組を推進する【重点施策 5】

重点施策

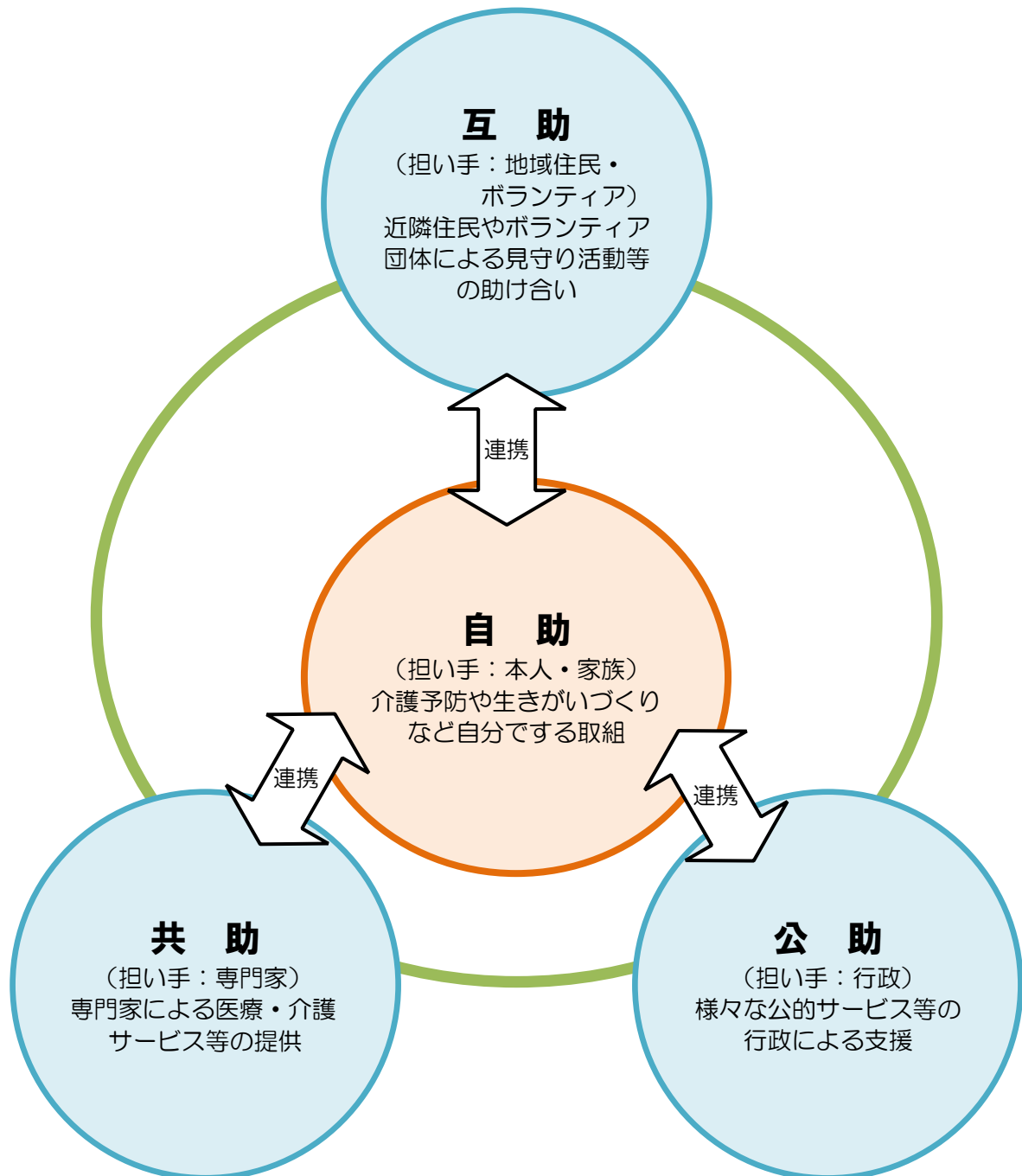
1. 地域の交流拠点づくりの推進
2. 活動の担い手の育成・増加
3. ボランティア活動の推進体制整備
4. 福祉総合相談窓口の設置
5. 災害時の支援体制の整備

5. 計画の担い手と推進体制

地域住民が主体となって地域で福祉課題を解決していくためには、それぞれの役割を担い連携しながら一体となって推進していく体制が必要です。

本計画における役割を次のとおり示します。

地域福祉推進の輪



第3章 第2次計画の施策

第3章 第2次計画の施策

1. 計画の内容

★基本方針 1. 地域コミュニティ参加への理解

基本目標	(1) 人権の尊重を推進する (2) 地域コミュニティ参加への周知・啓発を図る
-------------	--

(1) 人権の尊重を推進する

(施策の方向)

本市では、平成23年(2011年)に「あま市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、平成24年(2012年)には、「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定する等、各分野における人権尊重の取組を進めてきました。

地域コミュニティへの参加を促進するためには、市民一人ひとりの人権が尊重される社会であることが基本であり、市民に対しては、人権を大切にする豊かな感性、思いやりにあふれた高い人権意識を持つことが求められます。

そのため、人権に係る広報・啓発、人権教育等により地域で思いやり支え合う意識を高め、誰もが地域コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めていきます。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の周知や、高齢者、障がいのある人、子ども等あらゆる人に対する虐待防止といった面からも人権尊重への理解を図る取組を進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助(本人・家族)	人権の大切さについて理解しましょう。 一人で悩まず、まわりの人に話をしたり、相談窓口を利用しましょう。
互助(地域住民・ボランティア)	住民一人ひとりがお互いを思いやり、支え合しましょう。 様々な個性を持った人との交流の場に参加し、相互に理解し認め合う機会を持ちましょう。
共助(専門家)・公助(行政)	人権に関する講演会等を開催し、啓発に努めます。 虐待防止に関するネットワークづくりを進めます。

【計画期間内に実施する市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	人権尊重、男女共同参画に係る広報・啓発	人権尊重や男女共同参画に関する情報を市民や事業所に対し、広報紙や啓発パンフレット、市公式ウェブサイト、講演会等を通して啓発していきます。	人権推進課
②	人権教育・啓発の推進	人権に関する理解を深めるために、家庭・地域・学校・保育園・職場等あらゆる場を通して人権教育の充実を図ります。 人権ふれあいセンター等の身近な公共施設を地域福祉の拠点として、人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	人権推進課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
③	同和教育及び啓発の推進	同和教育に対する正しい理解を深め差別意識を解消する取組として、啓発資料の作成や学習機会、情報提供の充実を図ります。	人権推進課
④	多文化共生社会の推進	外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進を図り、互いの文化を学ぶ機会を充実させる等、在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。	人権推進課
⑤	障害者差別解消法の周知・啓発	障がいのある人への差別解消の取組として、市民に対して広報紙、市公式ウェブサイトでの障害者差別解消法の周知や海部東部障害者総合支援協議会による講演会等の啓発活動を行っていきます。 市職員については、職員対応要領により窓口対応の向上を図り、市職員の差別解消に関する研修会を継続して実施していきます。	人権推進課 社会福祉課
⑥	福祉教育の推進	学校教育において、様々な学習機会を通じ、地域福祉への理解を深めていきます。 市社協では、市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行い、各学校の福祉に関する取組を支援します。	学校教育課 社会福祉課
⑦	障がいの特性についての周知・啓発	障がいの特性について、広報紙や市公式ウェブサイトで周知し、理解を深めます。	社会福祉課
⑧	認知症高齢者への理解	認知症サポーター養成講座の定期的な開催によりサポーターの普及に努めることで、認知症に対する正しい知識や理解から認知症高齢者と家族への支援を含めた、地域で支える仕組みづくりを進めていきます。	高齢福祉課

⑨	虐待防止への体制整備	虐待防止・早期発見のために、虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行い、医療、教育、福祉、行政、司法、警察等地域の関係機関と協働したセーフティネットの構築を図ります。	高齢福祉課 子育て支援課 社会福祉課 健康推進課 学校教育課 人権推進課
---	------------	--	---



あま市人権ふれあいセンター



【展示コーナー（ハンセン病と小笠原登博士）】



【多目的室】

(2) 地域コミュニティ参加への周知・啓発を図る

(施策の方向)

本市での自治会加入率は、地区で差がありますが全般的に低くなっています。市民アンケートでは、近所付き合いについて、「顔をあわせれば挨拶する程度」が約4割と最も多く、近所付き合いの希薄化がうかがえます。特に20代、30代でその傾向が強くなっています。

こうしたつながりの希薄化は、地域コミュニティ弱体化のシグナルであり、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育て力の低下、災害時における地域防災機能の低下等、危機的状況を引き起こしかねません。

本市では「地域福祉」を「地域みんなが安心して暮らすために、地域みんなで福祉課題の解決に取り組むこと」と定義していますが、基本理念で掲げているように、福祉コミュニティはあくまで地域コミュニティのつながりが前提であると考えられます。

そのため、地域コミュニティ参加への重要性を理解していただくように様々な媒体を使って周知・啓発を行い、一人でも多くの方が身近な地域活動や行事へ参加できるよう促進していきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	地域コミュニティ参加の重要性を理解しましょう。 自治会に加入し、地域活動に参加しましょう。
互助（地域住民・ボランティア）	地域で行われる祭り等の行事を大切にしましょう。 ふれあい・いきいきサロン等地域の活動に参加しましょう。 町内行事やイベントの内容等を工夫し、参加者を増やしましょう。 地域で活動する人による横のつながりをつくりましょう。
共助（専門家）・公助（行政）	コミュニティ参加の重要性を様々な媒体を通じ、周知・啓発を図ります。

【計画期間内に実施する市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	地域コミュニティ参加の重要性等の周知	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で地域の現状、地域コミュニティへの参加の必要性、地域共生社会の意義等を周知していきます。	社会福祉課
②	地域活動や行事への参加促進	地域におけるふれあい・いきいきサロン等の活動や市民活動祭・ボランティアフェスティバル「あまのわ」等のイベントを通して、地域活動を周知し、参加を促進していきます。	社会福祉課 企画政策課

ふれあい・いきいきサロンマップ



あま市社会福祉協議会「ふれあい・いきいきサロン推進事業」助成対象サロン

平成31年(2019年)1月末現在

- | | | |
|------------------------------|--|-------------------------------------|
| ①ニツ寺サロンなごみ
(正則コミュニティセンター) | ⑨いきいきサロン沖之島
(沖之島公民館) | ⑱さわやかサロン
(基目寺総合福祉会館) |
| ②富塚サロン
(富塚集会所) | ⑩いきいきサロン安松
(安松集会所) | ⑲基目寺サロン
(基目寺会館) |
| ③サロン木田
(木田公民館) | ⑪秋竹サロン
(秋竹小学校) | ⑳坂牧サロン
(坂牧コミュニティ防災センター) |
| ④森山サロン
(森山公民館) | ⑫ピーチクチク・パーチクチク
ほっとな桂・いきいきサロン太陽
ほっこりサロン
(桂公民館) | ㉑あまちゃんのいきいきサロン
(下菅津コミュニティ防災センター) |
| ⑤中橋ひろば
(中橋集会所) | ⑬下田サロン
(下田公民館) | ㉒あまちゃんのいきいきサロン
(コミュニティプラザ菅津) |
| ⑥いこい・しのだ
(篠田第二集会所) | ⑭ふれあいサロンかわべ
(川部集会所) | ㉓上菅津いきいきサロン
(上菅津コミュニティ防災センター) |
| ⑦いきいきサロン
(篠田第二集会所) | ⑮伊福サロンひだまり
(伊福集会所) | ㉔栄サロン
(基目寺老人福祉センター) |
| ⑧サロン・しのだ
(篠田防災コミュニティセンター) | ⑯下之森元気クラブ
(下之森公民館) | ㉕西今宿サロン
(西今宿公民館) |
| | ⑰なごやか会
(徳実公民館) | ㉖森サロン
(森憩の家) |
| | | ㉗くぶちさくらお楽しみサロン
(新居屋久淵公民館) |
| | | ㉘新居屋サロン
(新居屋憩の家) |

★基本方針 2. 福祉コミュニティの構築

基本目標

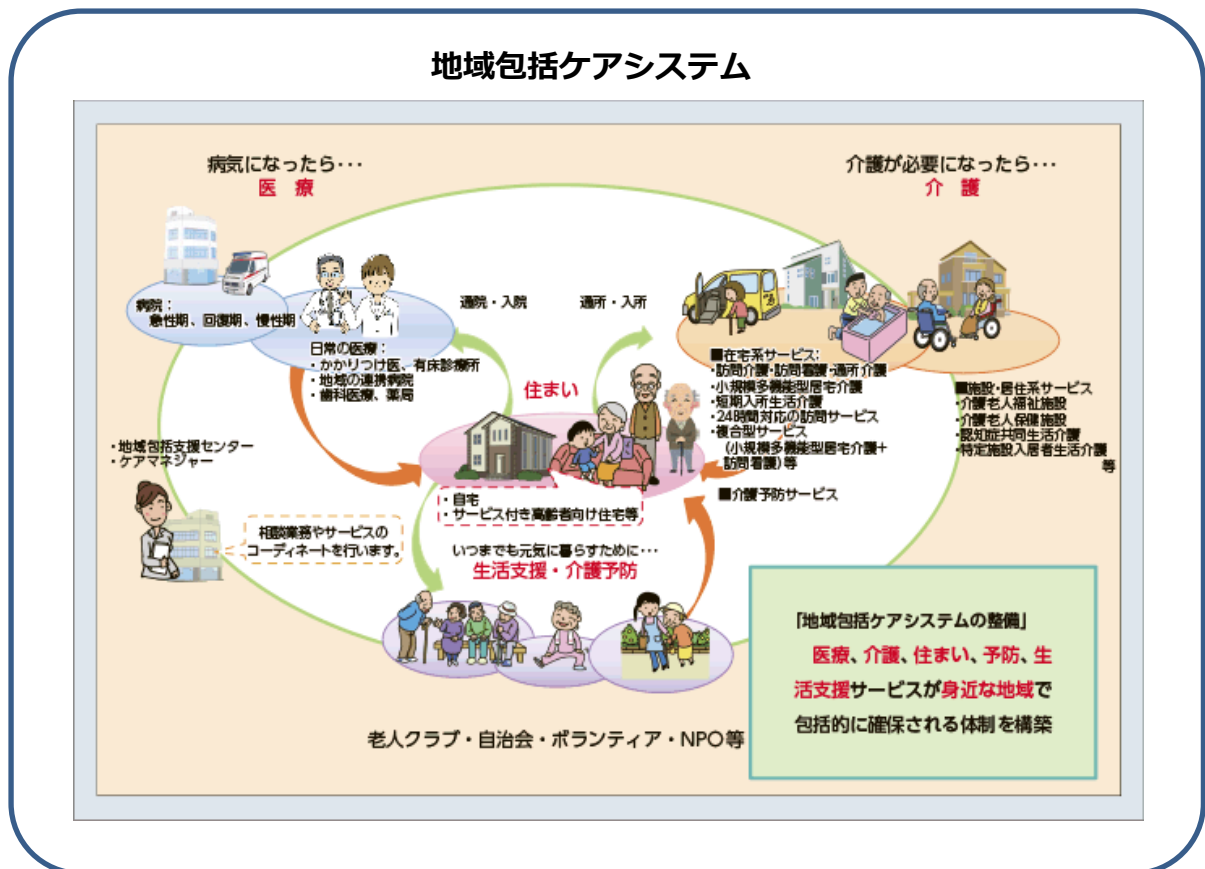
- (1) 地域での連携・協力体制を構築する
- (2) 担い手をつくる・増やす
- (3) 情報の共有・周知を図る

(1) 地域での連携・協力体制を構築する

(施策の方向)

地域では、自治会や町内会、民生委員・児童委員、社協、ボランティア、NPO法人等による様々な活動が行われています。地域で抱える様々な課題解決を図る福祉コミュニティには、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防による連携体制、すなわち地域包括ケアシステム（下図）の構築と防災・防犯までが包括的に確保される連携・協力体制が不可欠です。

本計画においては特に、「生活支援」の部分を確認させるために、調整役となる生活支援コーディネーターを配置し、市社協と連携しながら福祉コミュニティの構築へつなげていきます。



【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	自治会へ加入し、地域活動に参加しましょう。 地域の各団体の活動内容について興味を持ちましょう。 福祉に対して興味・関心を持ち、認知症や障がいについての理解も深めましょう。
互助（地域住民・ボランティア）	回覧板等で地域活動を知る意識を常に持ちましょう。 近所同士、日頃から声をかけ合ひましょう。 隣近所の異変に気付いたら、民生委員・児童委員や行政に連絡しましょう。 サークルや趣味の会、ボランティア活動等を通じて、多様なつながりをつくりましょう。 活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域へ発信しましょう。 地域のボランティア等を中心とした見守り活動を地域に広げていきましょう。 福祉・保健サービスの制度について認識を深め、必要な人へ情報提供しましょう。
共助（専門家）・公助（行政）	地域における各団体の活動が充実するための支援をしつつ、連携を強化します。 生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防の体制整備を推進します。 福祉に関する学習会等を開催し、啓発に努めます。

【計画期間内に実施する市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	社協との連携強化	市社協は、公私協働の福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として活動しています。平成30年（2018年）4月から地域包括支援センターを市より受託し、高齢者等に対する相談支援を行っています。その他、高齢福祉、障がい福祉等、市から様々な事業を受託しており、今後もより緊密な連携を図るため、調整会議を実施していきます。	社会福祉課 高齢福祉課
②	民生委員・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員活動において、市民の多様な相談内容に対応できるよう、支援等を実施していきます。	社会福祉課
③	地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括ケアシステムの構築に向けて、NPO、ボランティア、民間事業者、地域団体等、多様な主体と行政が協力・連携を図り、地域の理解を得ながら協働の体制づくりを進めていきます。	高齢福祉課

④	地域の見守りネットワークの確立	<p>安心支え合いネットワーク事業（市社協）では、65 歳以上のひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域のボランティア（支え合いネット員）が、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り、声かけ等の安否確認を行っています。今後も、ボランティアの養成を行い、事業体制の充実を図ります。</p> <p>また、高齢者見守りネットワーク事業では、市内金融機関や新聞販売店・薬局・ドラッグストア等「あま市高齢者地域見守り協定」を結んだ民間事業所と連携し、高齢者を見守るネットワークを形成しています。今後も民間事業者等との連携を進めていきます。</p>	<p>社会福祉課 高齢福祉課</p>
⑤	NPO団体・市民ボランティア等との連携推進	<p>市民活動センターを拠点として活動しているNPO団体や市民ボランティア等に、活動充実に向けた支援による市民協働を促進していきます。</p> <p>子育て支援においては、子育て支援団体のネットワーク会議を行ない情報共有や意見交換を行っていきます。</p>	<p>企画政策課 子育て支援課</p>
⑥	生活支援体制整備事業における協議体の設置と連携推進	<p>高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを進めるために、地域で多様な主体が参画する「協議体」を設置し、定期的な情報共有・連携強化を行っていきます。</p> <p>地域との連携のカギとなるのは行政とボランティア団体等の橋渡し役である生活支援コーディネーターであり、生活支援におけるサービス・社会資源の充実と住民主体による体制づくりの啓発活動を推進していきます。</p>	<p>高齢福祉課</p>
⑦	学校と地域の連携推進	<p>地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や地域学校協働活動の担い手となる保護者、PTA、団体等幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域学校協働活動を推進していきます。</p>	<p>生涯学習課</p>

(2) 担い手をつくる・増やす

(施策の方向)

福祉コミュニティでは、地域で活動している様々な人が担い手です。この担い手がいなければ、コミュニティそのものも構築することができません。しかし、本市では今、地域においてその後継者を含めた担い手不足が特に深刻な問題となっています。

本計画では、担い手となるボランティアの育成と同時に、関係窓口の一本化やコーディネートを含めたボランティア活動推進のための体制整備を図り、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	ボランティア活動の重要性を理解し、参加しましょう。 自分の持つ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識しましょう。
互助（地域住民・ボランティア）	地域住民同士で日頃から声かけをし、地域活動への積極的な参加を呼びかけましょう。 地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努めましょう。 地域で活動する団体が地域福祉に対する意識向上に取り組みましょう。 老人クラブやふれあい・いきいきサロン等、地域の活動に参加しましょう。
共助（専門家）・公助（行政）	ボランティアの受け入れ体制での庁内関係部局及び市社協との連携を図ります。 防災リーダー養成講座を実施し、災害時に対応できる人材の育成に努めます。 コミュニティ活動に対する支援、施設の提供をします。

【計画期間内に実施する市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	ボランティア等の人材育成、活動への支援	市社協と連携して、ボランティアの人材育成、活動支援を行っていきます。 本市のボランティア活動の窓口は、現在、市社協、市民活動センター、教育委員会と3つあります。3者間の連携を強め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めていきます。	企画政策課 生涯学習課 安全安心課 社会福祉課

②	民生委員・児童委員等への支援等	民生委員・児童委員は地域の相談や必要な援助等、大きな役割を担っています。今後も継続して、市民の多様な相談内容に対応できるよう活動に対する支援等を実施していきます。	社会福祉課
③	自主防災会への支援	災害対応に必要な知識の習得等を目的とし、防災リーダー養成講座を実施していきます。	安全安心課
④	老人クラブ等への支援	老人クラブは現在 128 団体（平成 30 年（2018 年）4 月現在）が活動しています。地域の特性を備えた広域的な組織強化と活動の活性化を支援していきます。	高齢福祉課
⑤	身近な地域における居場所の提供	身近な地域における助け合いを促すために、地域で気楽に集まれる拠点の設置、提供に向けた検討を進めていきます。 認知症カフェやサロン等、既存事業との連携や世代間交流を目標とした事業を検討していきます。	高齢福祉課 社会福祉課
⑥	既存資源の活用による地域拠点づくり	人権ふれあいセンター、公民館等、既存の公共施設を活用し、地域福祉の拠点とし、様々な講座や教室等を開催していきます。	人権推進課 生涯学習課

(3) 情報の共有・周知を図る

(施策の方向)

現在はインターネット環境の充実やスマートフォンの普及により、手軽に情報収集し、情報共有できる環境が整ってきましたが、紙媒体での情報提供のニーズが根強くあります。こうした現状を踏まえて、全年代に対応するため、より見やすい・わかりやすい広報紙や社協だよりの充実を図るとともに、特に若い世代に対しては市公式ウェブサイト、市社協と連携したSNS等の情報発信の充実を図ります。

また、福祉サービスに関する情報が入手できない等という人のためにも、関係窓口での周知もあわせて行っていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	広報紙や回覧板等から、自分で情報を得る努力をしましょう。 最寄りの相談窓口を知るように努めましょう。
互助（地域住民・ボランティア）	自治会で情報を提供し、世代を超えた交流の場をつくりましょう。 近隣で見守りが必要な人を把握し、定期的に見守りましょう。 集会やイベント等を通じて情報を提供しましょう。
共助（専門家）・公助（行政）	地域の関連機関や民間企業と連携していきます。 広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信していきます。 相談窓口等の充実を図るとともに、市民へ周知します。 避難所の周知や避難に関する知識の普及を図ります。

【計画期間内に実施する市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	広報紙・市公式ウェブサイト等での情報発信	地域福祉に関する情報について、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信していきます。	企画政策課 安全安心課 社会福祉課
②	福祉サービスに関する相談の充実	福祉サービスの利用者が、希望に沿ったサービスを選択できるように情報提供をすることが重要となります。 市の地域包括支援センターや市社協の相談窓口と連携を図り、適切な福祉サービスの利用につなげていきます。	高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課

★基本方針 3. 福祉コミュニティの充実

基本目標	(1) 生活環境の充実を図る (2) 地域の包括的な支援の充実を図る (3) 防災への取組を推進する
-------------	--

(1) 生活環境の充実を図る

(施策の方向)

高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまちは、すべての人にとって暮らしやすいまちと言えます。そのため、既存施設のバリアフリー化や安全な道路環境の整備といった「ユニバーサルデザイン」への配慮や公共交通機関の利便性の向上や移動手段の確保といった、すべての人が利用しやすいまちづくりを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	身近な道路等で交通環境の気になった点を行政へ連絡しましょう。 迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。
互助（地域住民・ボランティア）	地域の中にあるバリアフリーニーズを把握しましょう。 日頃から地域行事等の社会参加を心がけましょう。 道路の清掃活動等で交通環境の維持を図りましょう。
共助（専門家）・公助（行政）	公共交通政策の方向性を検討し、市民にとってより良い公共交通体系の構築を目指していきます。 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

【計画期間内に実施する市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	公共交通の充実	移動に困っている方々の日常生活を支えることを目的として市巡回バスの試行運行を行いながら、市民や学識経験者、一般旅客運送事業者等で構成される地域公共交通会議において、公共交通政策の方向性を検討しています。市巡回バス利用のPRや利用者との座談会等を行い、市民にとってより良い公共交通体系を目指していきます。	企画政策課

②	福祉有償運送等による 移動手段の確保	公共交通機関を利用することが困難な要介護 高齢者や障がいのある人の移動手段として、福 祉有償運送等の活用を推進します。 市社協では、移動援助サービス「あまのかけあ しS」を実施しており、今後も移動支援ニーズ の増加を踏まえて、事業を支援していきます。	社会福祉課
③	既存施設のバリアフリ ー化の推進	バリアフリー化を推進し、人にやさしい建築物 や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備、 改善に取り組みます。	都市計画課 土木課
④	安全な道路交通環境の 整備推進	高齢者や障がいのある人、子ども等、すべての 人に配慮したユニバーサルデザインによる公 共的な建物・道路等の整備を促進します。また、 安全で安心した生活が送れるように危険箇所 の把握と整備を行い、交通弱者の視点に立った 道路交通環境の整備を図っていきます。	都市計画課 土木課

(2) 地域の包括的な支援の充実を図る

(施策の方向)

地域福祉の考え方として、人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育等広範囲に及びますが、従来のように対象となるご本人や世帯を「制度」の枠組みで見るとはならず、「暮らし」「仕事」の課題を包括的に支えることが求められています。そのため、福祉に留まらない課題を把握し、地域、行政、関係機関等が連携して、支援の必要な人をみんなで助け合う包括的な支援体制づくりを進めていきます。

また、本市の自殺者の傾向として、高齢者の割合が多い状況となっています。自殺の原因としては健康問題が多いものの、経済・生活問題といった生活困窮等の社会的要因が指摘されています。自殺問題は個人だけの問題ではなく、その多くは防ぐことができる社会的な問題と捉えられていることから、地域全体でこころの健康づくりを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助（本人・家族）	福祉に対して興味・関心を持ちましょう。 障がいについて理解を深めましょう。 悩み事があったら、身近な人に相談するという意識を持ちましょう。 ゲートキーパー(※)養成講座に参加しましょう。
互助（地域住民・ボランティア）	日頃から声をかけ合いましょう。 隣近所の異変に気付いたら、民生委員・児童委員や行政に連絡しましょう。 ゲートキーパー養成講座を受講し、こころの健康づくりに関するボランティアに参加しましょう。 民生委員・児童委員、地域のボランティア等を中心とした見守り活動を地域に広げていきましょう。 福祉・保健サービスの制度への認識を深め、必要な人へ情報提供しましょう。
共助（専門家）・公助（行政）	福祉に関する学習会等を開催し、啓発に努めます。 生活に困っている人が相談できる窓口があることを周知します。 こころの健康づくりに対する相談支援の体制を充実します。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

【計画期間内に実施する市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	地域における子育て支援の充実	児童館、子育て支援センター及びつどいの広場を設置し、子育て中の親子が地域で気軽に集い交流できる場を確保するとともに専門スタッフを配置し子育ての相談が気軽にできる体制の充実を図ります。 子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行っていきます。	子育て支援課
②	認知症高齢者の地域での見守りの充実	地域における認知症高齢者の見守りを促進するために認知症の広報啓発、ボランティアによる見守り活動の支援を行います。また、認知症高齢者の徘徊に対応するため、見守りステッカーの配布や、行方不明となった場合にメール配信で情報提供の依頼を行うこと等、市民への周知を進めていきます。	高齢福祉課
③	障がい者の地域生活支援の促進	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、グループホームをはじめとする障害福祉サービス事業所の整備を支援し、施設や病院等での暮らしから地域生活への移行を促進します。市内のグループホームは、平成28年（2016年）4月では6カ所でしたが、平成30年（2018年）12月の時点では9カ所となっており、今後も支援の拡充を図ることで、障がいの有無や種類、程度に関わらず、誰もが一緒に参加できる環境づくりを進めていきます。	社会福祉課
④	こころの健康づくりに対する相談支援の充実	保健センターの窓口や電話による随時の健康相談、精神科医や臨床心理士による相談等、こころの悩みや病気に関する相談支援の充実を図ります。	健康推進課
⑤	ゲートキーパーの周知と養成講座の受講促進	自殺のサインに気づき、傾聴等をする「ゲートキーパー」を広く一般市民に周知し、養成講座の受講を促進していきます。 民生委員・児童委員やボランティア等、地域の自殺対策に取り組む人・団体等に対して、養成講座や研修機会の拡大を図ります。	健康推進課 社会福祉課
⑥	関係機関等の連携・ネットワークの強化	自殺対策は行政だけで取り組めるものではないため、地域全体で自殺対策が推進されるよう、関係機関や民間団体の代表者を集め意見交換等を行う「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図ります。	健康推進課

⑦	生活困窮者への相談・自立支援	生活に困っている人への早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談、就労の支援、自立支援計画の決定、制度間の連絡調整を行っていきます。 相談に向くことができない人について、積極的なアウトリーチにより、状況の把握、相談、早期の自立支援につなげていきます。	社会福祉課
⑧	子どもの貧困対策の充実	ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定として、子どもの生活・学習支援を実施していきます。	子育て支援課
⑨	権利擁護の推進	高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待予防・早期対応を行うために虐待等防止ネットワーク協議会を推進していきます。 高齢化や認知症高齢者の増加等を背景として、判断能力が不十分な高齢者等に対する支援が今後も大きな課題と考えられます。現在、成年後見制度利用支援事業により対応していますが、将来の支援ニーズの増加を見据え、権利擁護支援センターの設置を進めていきます。 権利擁護支援センターは、基本理念として利用者の個人としての尊厳と生活保障、自己決定権の尊重、財産管理のみならず身上保護を重視すること等を掲げていきます。	高齢福祉課 社会福祉課
⑩	地域防犯対策の推進	高齢者等に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺を防ぐために、自治会や民生委員・児童委員、警察との連携等を強化し、「犯罪のないまち」を目指していきます。	安全安心課
⑪	福祉総合相談窓口の設置	本市においても、年々複合的な困難事例が多くなっているため、福祉、保健、医療にとどまらず教育、就労、住居、防災、人権、税務等庁内部局の横断的な体制づくりを進めていきます。	社会福祉課 関係各課

(3) 防災への取組を推進する

(施策の方向)

本市では、風水害や地震等の災害に備え「あま市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しています。また計画において、避難の際に支援が必要となる高齢者や障がいのある人等の「避難行動要支援者名簿」を作成しており、現在、地域ごとに組織されている自主防災会が避難行動要支援者名簿を管理し、その情報をもとに日々の見守りにつなげる活動への取組を進めております。

普段からの見守りが必要な人は災害時での支援も必要となることが多いため、日頃の見守りや声かけが災害時にも生きると考えられます。

本市では、防災活動において地域の主体となる自主防災会等の取組を支援するとともに、防災パンフレット等を用いて災害時の自助・互助・共助の取組を市民に紹介し、地域での助け合いの重要性を周知していきます。

【担い手とその役割】

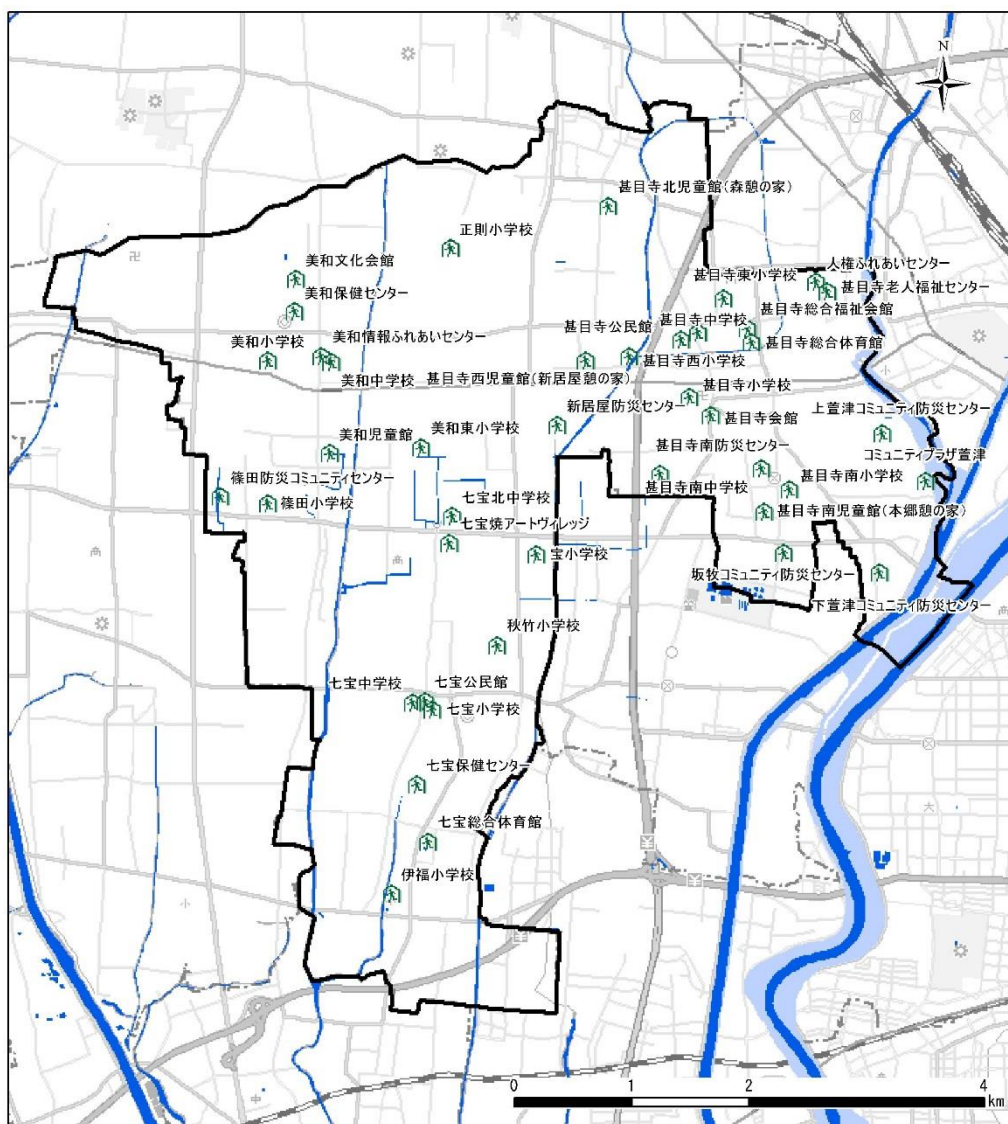
担い手	役割
自助（本人・家族）	市や地域の防災訓練に参加しましょう。 自治会へ加入し、地域活動に参加しましょう。 一人ひとりが防災意識を持ちましょう。
互助（地域住民・ボランティア）	近所同士、日頃から声かけや見守りをしましょう。 災害時に支援が必要な方を把握し、隣近所のできる支援を考えましょう。 町内会、組単位での災害対策について話し合いましょう。 避難方法や支援方法の情報を共有しましょう。
共助（専門家）・公助（行政）	自主防災会の育成・支援をしていきます。 避難行動要支援者個別支援計画の作成に取り組みます。 防災意識及び知識の周知・啓発を行います。 避難場所の案内板等を含め設備を整備します。 市社協災害救援ボランティアセンター設置訓練を行い、発災時に備えます。

【計画期間内に実施する市の施策・事業】

No.	事業名	内容	主な担当課
①	自主防災会の育成・支援	自主防災会が訓練を実施した際、また資機材等を整備した際には補助金を支給し、継続して自主防災活動を支援していきます。また、災害時の自主防災会の役割のひとつとして避難所運営があります。支援の必要な方への意見を避難所運営に反映するためにも、高齢者や障がいのある人及び家族等に自主防災会への参加を促進していきます。	安全安心課

②	防災に対する意識啓発	地域サロン等へ出向き、防災に関する知識や対策等の出前講座を行い、住民一人ひとりの防災意識を高めます。また、防災リーダー養成講座や防災ボランティアの養成講座及びフォローアップ講座を開催し、防災ボランティアの育成に努めます。	安全安心課
③	避難行動要支援者制度の充実	平成23年(2011年)東日本大震災の教訓から、避難行動要支援者名簿を活用した実効性を伴う避難支援が課題となっています。本市においても「あま市避難行動要支援者避難支援計画」に拠り避難行動要支援者名簿を作成しており、今後は地域の協力を得ながら避難行動要支援者個別支援計画の作成・整備を進めていきます。	安全安心課 社会福祉課

避難所MAP



2. 重点施策

本計画では、基本目標を実現するために計画期間中に特に重点を置いて進める施策として以下の5つを掲げ、積極的に推進するほか、重点施策に盛り込んだ各施策については、できる限り数値目標（成果指標）を掲げて取り組んでいきます。

重点施策1 地域の交流拠点づくりの推進

① ふれあい・いきいきサロンの充実

ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者の孤立防止のため、ふれあい・いきいきサロンがない地域にサロンを立ち上げ、地域交流の拠点としていきます。

また、出前講座等を活用した内容の充実や担い手となる後継者問題について、市及び市社協が連携し、サロン運営を支援していきます。

■ふれあい・いきいきサロン数

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	実績	実績見込	推計値
ふれあい・いきいき サロン数	27	28	42

② 協議体の充実

高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを進めるために、地域に「協議体」を設置し、多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化を行なっていきます。

③ 学校と地域の連携体制の確立

地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や活動の担い手となる地域ボランティアを確保する等、地域学校協働本部を整備することでコーディネート機能を強化し、より幅広い層の地域住民や団体等の参画を得て、地域学校協働活動を推進していきます。

重点施策 2

活動の担い手の育成・増加

① 地域活動への参加啓発

地域におけるふれあい・いきいきサロン等の活動や市民活動祭・ボランティアフェスティバル「あまのわ」等のイベントを通じて地域活動を周知し、参加を促進していきます。

② 人権・福祉教育の充実

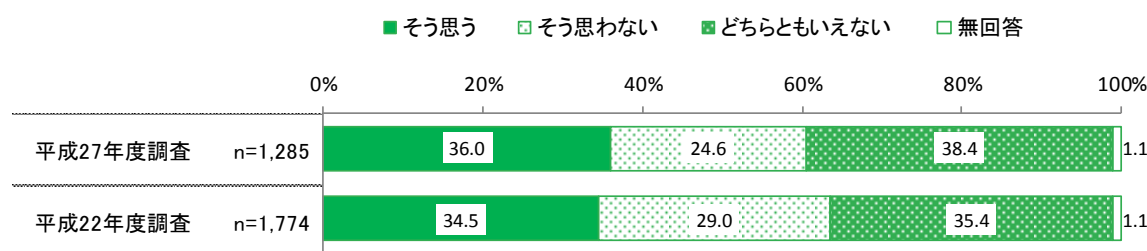
市民一人ひとりの人権意識は、平成 27 年度(2015 年度)実施の「人権に関する市民意識調査」より、平成 22 年度 (2010 年度) 調査時の 34.5%から 36.0%と高まっていることがわかります。市では今後も、市民人権講座の開催や児童生徒の発達段階に対応した参加体験型の学習方法、例えば映画やマンガによる教材を用いる等、教育内容に創意・工夫を凝らした道徳教育を通じて人権意識の向上を図るとともに、地域福祉への理解を深めていきます。

また、市社協では引き続き、市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）や出前講座の実施により、各学校の福祉に関する取組を支援します。

■ 市民の人権意識について

Q 国民（市民）一人ひとりの人権意識は、10 年前に比べて高くなっていると思いますか。

「そう思う」の割合が 36.0%、「そう思わない」の割合が 24.6%となっています。



「人権に関する市民意識調査結果（平成 27 年度（2015 年度）実施）」より

重点施策3 ボランティア活動の推進体制整備

① ボランティア活動の窓口整備

現在、市にはボランティアの窓口として市社協、市民活動センター、教育委員会があり、今後も引き続き連携を強化し、人材育成、活動支援等によりボランティアが活動しやすい環境づくりを進めていきます。

② ボランティア参加者の増加

ボランティア参加を増やす取組として、ボランティアイベント等の周知・啓発、養成講座の開催や人材育成を進めます。

■ 安心支え合いネット員の登録者数及び利用者数

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	実績	実績見込	推計値
ネット員数	132 人	135 人	180 人
利用者数	174 人	174 人	200 人

重点施策4 福祉総合相談窓口の設置

① 生活困窮者自立支援事業の充実

暮らしに不安を抱え生活に困窮している人の窓口として、市の相談窓口を周知し、自立支援に関する相談体制の充実を図ります。

また、生活困窮者対策は、複合的に問題解決していく必要があるため、庁内関係各課の連携や社協、ハローワーク等専門機関との連携も強化していきます。

■ 生活困窮者自立支援事業の相談件数

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	実績	実績見込	推計値
新規相談件数	273 件	274 件	300 件

② 成年後見制度の利用促進

高齢化や認知症高齢者の増加等を背景として、判断能力が不十分な高齢者等に対する支援が今後も大きな課題と考えられます。現在、成年後見制度利用支援事業により対応していますが、将来の支援ニーズの増加を見据え、権利擁護支援センターの設置等により成年後見制度の利用促進を図ります。

■福祉相談窓口について

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	実績	実績見込	推定数
地域包括支援 センターの認知度	49.8%	50%	70%

重点施策 5 災害時の支援体制の整備

① 自主防災会の活動への参加促進

自主防災会の活動は、住民一人ひとりに「自分の身は自分で守る」という自助の意識を高め、主体的な住民の行動を促すものです。そのため、日頃から各種災害について正しい認識を深め、「自分の身は自分で守る」という自助と、「地域でお互いに助け合う」という互助の意識を持つきっかけの一つとして地域住民に防災訓練や避難訓練への参加を促していきます。

また、自主防災会が担う役割のひとつとして避難所運営があり、避難所において支援が必要な高齢者や障がいのある人及びその家族等に対しても訓練への参加を促し、支援が必要な方の意見を反映させながら、災害時の支援体制を整備していくことで、地域福祉のネットワークづくりにも取り組みます。

② 避難行動要支援者個別支援計画の作成の促進

介護が必要な高齢者や重度の障がいのある人で、災害時に自力での避難が困難な方には支援が必要であり、避難行動要支援者名簿による個別支援計画の作成を住民と協力して進め、災害時の支援体制を整備していきます。

■避難行動要支援者個別支援計画の作成者数

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
	実績	実績見込	推計値
個別支援計画 作成者数	0 人	0 人	320 人

※避難行動要支援者名簿：市が作成する、要配慮者のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿。支援者への名簿提供に同意することで災害時に支援が受けやすくなる。

避難行動要支援者名簿情報提供同意者数：651 人（平成 30 年（2018 年）4 月現在）

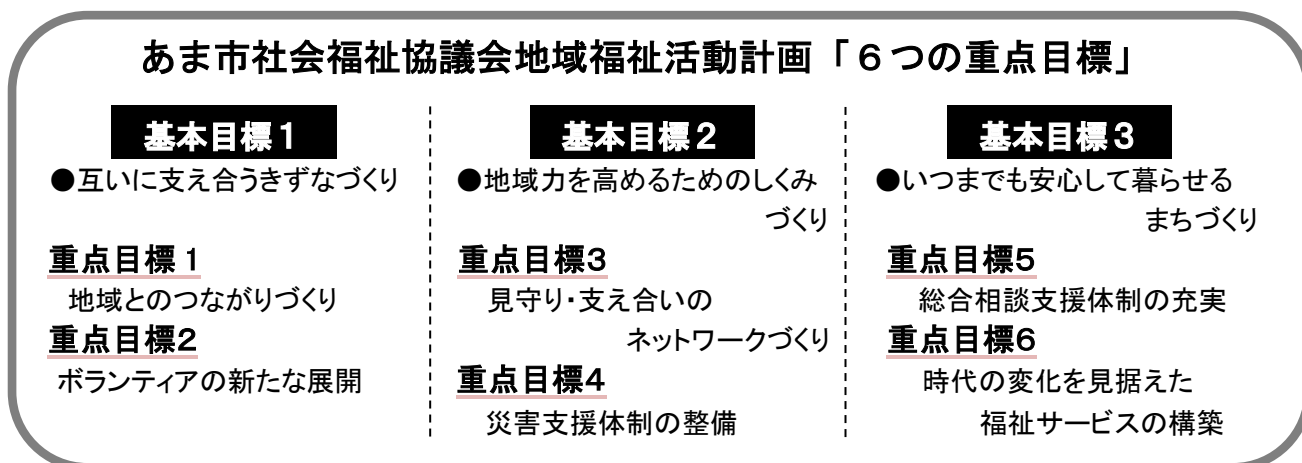
第2部 第2次あま市社会福祉協議会
地域福祉活動計画

序章 第1次活動計画の進捗状況

■ 第2部 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画 ■

序章 第1次活動計画の進捗状況

1. 第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の概要



2. 第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の取組

第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の成果

あま市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、市の地域福祉の基本理念・基本目標に沿って6つの重点目標を掲げ、日頃の市民の地域福祉活動に対する支援やネットワークづくり、災害発生時等の支援体制の整備等に努めてきました。

重点目標1 地域とのつながりづくり

地域とのつながりづくりとして、平成30年度（2018年度）からの地域交流サロン（仮称）を予定していましたが、実施には至っていません。しかしながら、地域をつなぐりするためには交流拠点が重要であるため、現在進められている高齢者の生活支援に関する「協議体」の活動を踏まえて、地域の懇談会の場として活用を検討していく必要があります。

重点目標2 ボランティアの新たな展開

多様化する地域課題に対して、必要なボランティアの育成を進めてきました。ボランティア養成講座の内容として、移動援助サービス協力員養成講座、手話奉仕員養成講座、買い物支援養成講座、音訳ボランティア養成講座等を実施してきました。

また、市民活動センターと市社協が共同運営したイベント「あまのわ」を通して市民活動・ボランティア活動の普及・啓発を推進しました。今後も継続実施を予定しています。

重点目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

見守り・支え合いのネットワークづくりとして、「支え合いネットワーク事業」「ふれあい・いきいきサロン推進事業」を実施してきました。「支え合いネットワーク事業」は、支え合いネット員の育成と電話ボランティアの増員を行い、支え合いや安否確認の体制づくりを進めてきました。今後は、事業の利用者と支援者ともに増加するよう事業の充実を図っていく必要があります。

「ふれあい・いきいきサロン推進事業」については、平成 29 年度（2017 年度）に 27 力所のサロンに助成金を交付し、活動を支援してきました。今後は、高齢者だけでなく障がいのある人や子どもも参加できるサロンを実施することが目標となります。

重点目標4 災害支援体制の整備

災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練や災害救援ボランティアコーディネーター養成講座の実施等、地域の災害支援体制の整備を目的として実施してきました。地域との連携という点ではまだ不十分であるため、地域で災害救援ボランティアセンターを立ち上げる訓練を行なう等自主防災会の連携の強化が必要です。

重点目標5 総合相談支援体制の充実

総合相談支援に関する事業として、障害相談支援、総合相談支援員（コミュニティソーシャルワーカー）の体制づくり、貸付制度への対応を進めてきました。

地域での相談役やサービスの調整役として総合相談支援員は、地域福祉の重要な役割を担いますが、設置に至っていません。今後の地域福祉活動の円滑な実施を進めるためにも必要であるため、総合相談支援員の設置が課題となります。

重点目標6 時代の変化を見据えた福祉サービスの構築

地域福祉の啓発のため、福祉講演会、社会福祉大会、ボランティアフェスティバル等を予定していましたが、結果としてボランティアフェスティバルのみ開催し、他の事業は実施に至っていません。また、市民後見人養成講座の開催は未実施、地域包括ケアシステムへの参画については協議体に参加しています。

どの事業も重要な事業であるため、今後の実施について継続して検討して行く必要があります。



【移動援助サービス協力員養成講座】



【ふれあい・いきいきサロン】

第1章 第2次活動計画策定に当たって

第1章 第2次活動計画策定に当たって

1. 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法の第109条に基づいて、地域の皆様や福祉、保健、医療の関係者、ボランティア、行政機関の協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる「福祉のまち」の実現を目指して活動する民間の社会福祉団体です。社協では、住民の皆様からお寄せいただいた会費や寄附金、赤い羽根共同募金の配分金、補助金によって支えられ社会福祉事業を実施しています。

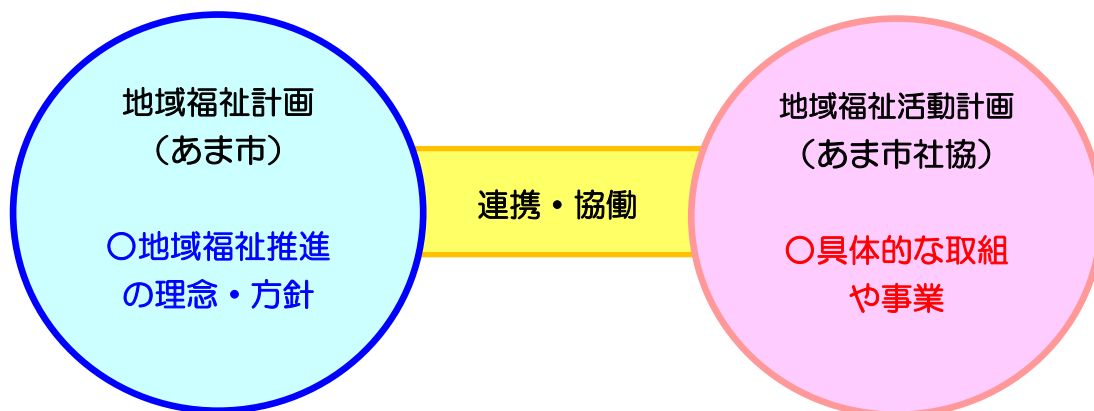
2. 地域福祉活動計画策定について

市社協では、市の「地域福祉計画」と一体的に「地域福祉活動計画」（平成26年度（2014年度）～平成30年度（2018年度））を策定し、地域に密着した施策、事業を展開してきました。また、市地域福祉計画の基本理念・基本目標に沿って6つの重点目標を掲げ、市民の地域福祉活動に対する支援やネットワークづくり、災害発生時等の支援体制の整備等に努めてきました。

平成30年度（2018年度）に、市の地域福祉計画と同様に、地域福祉活動計画も見直しの時期を迎え、今まで実施してきた事業の評価や地域福祉の団体等のヒアリングで住民の意見収集を行い、地域の福祉課題を踏まえた新たな地域福祉活動計画を策定します。

策定に当たっては、市地域福祉計画と市社協地域福祉活動計画は地域福祉を推進する"車の両輪"として機能するように、十分に連携を図りながら策定します。

《地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係図》



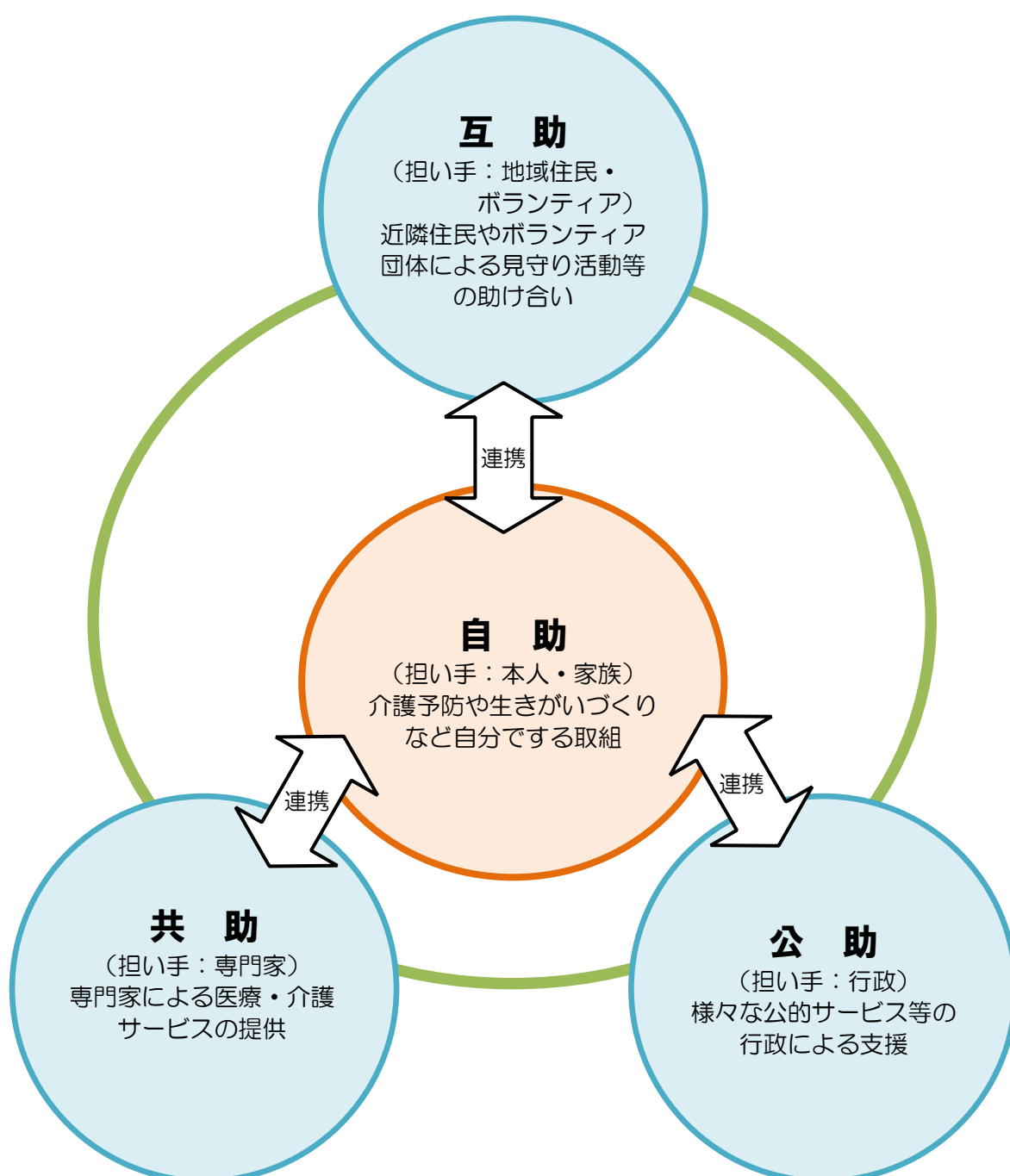
3. 地域福祉活動計画の基本的な考え方

市社協では、「地域福祉」を市と同様に「地域のみんが安心して暮らせるために、地域のみんがで福祉課題の解決に取り組むこと」と定義します。

地域福祉の推進に当たって、社協が中心的な役割を担い、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者（個人・グループ・団体等）、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス提供等）を経営する者及び行政機関等と協力し、福祉のまちづくりを進めるための行動計画が「地域福祉活動計画」です。

地域福祉推進の輪（再掲）

自助・互助・共助・公助が一体的になって地域福祉を推進します。



4. 計画の位置づけ

社協は社会福祉法第109条の中で地域福祉の推進を図る団体として位置付けられています。地域福祉活動計画は、地域福祉実施の実効性を高めるため「地域福祉計画」と一体的に策定します。

5. 計画の期間

本計画は、地域福祉計画と同様に平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5か年の計画です。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

《計画期間》

平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	平成 36 年度 (2024 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)	平成 39 年度 (2027 年度)	平成 40 年度 (2028 年度)
第2次地域福祉活動計画									
			見直し	第3次地域福祉活動計画					

6. 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

保健・医療関係代表者、社会福祉関係代表者、高齢福祉関係代表者、児童福祉関係代表者、教育関係代表者、学識経験者等で構成される「あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、本計画において協議を行いました。

(2) 市民アンケート調査・団体アンケート調査の実施

市と共同で、市民の意見や要望等を聞くことを目的とした「あま市地域福祉に関するアンケート調査」及び、ボランティア、NPO、関係福祉団体等から、地域に対する意識や今後の地域福祉に対する考え方等を聞くことを目的とした「団体アンケート調査」を実施しました。

第2章 第2次活動計画の基本的な考え方

第2章 第2次活動計画の基本的な考え方

1. 基本理念

市社協では、計画の基本理念を市の地域福祉計画と共有し「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」とします。この基本理念に基づいて、4つの基本的な方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

あまでつくる 新たな福祉コミュニティ

2. 基本方針

市の基本理念、基本方針に沿って、市社協の4つの基本方針を定め、関連する分野別の基本目標を設定します。

《地域福祉計画と地域福祉活動計画の基本理念・基本方針関連図》

第2次地域福祉計画 (あま市)		第2次地域福祉活動計画 (あま市社協)
基本理念		
あまでつくる 新たな福祉コミュニティ		
基本方針	対応	基本方針
1.地域コミュニティ参加への理解 今こそ地域コミュニティが必要です。	↔	1. 地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！
2.福祉コミュニティの構築 地域みんなが主役です。みんなで作っていきましょう。	↔	2. みんなで支え合い、共生のまちづくりをめざそう！
3.福祉コミュニティの充実 みんなが安心して暮らせる地域にしましょう。	↔	3. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！
		4. さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します！

1 地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！

地域にはどんな人が暮らしているのか、何で困っているのか、地域ではどんな活動をしているのか等、地域の現状に関心を持った時、それは地域福祉の理解への第一歩となります。市社協では、高齢者や障がい者の地域生活等の課題を多くの人に知っていただくために、市内小中高等学校等における福祉教育の機会提供、福祉出前講座等の事業の展開を図ります。また、地域の交流や活動を活発化するために地域懇談会の実施を検討していきます。

2 みんなで支え合い、共生のまちづくりをめざそう！

みんなで支え合う共生のまちとなるためには、地域活動の担い手になるボランティアの育成と市民の誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりが重要となります。そのため、ボランティア育成についての方針を定め、ボランティア支援の体制づくりを進めていきます。

多くの市民にボランティアや地域福祉活動に興味を持っていただくためにも、広報紙(以下「社協だより」という。)、ホームページ、SNS等様々な媒体での情報提供の充実を図ります。

3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！

市社協はサービス提供事業者として、今後も介護保険サービスや障がい福祉サービス等の福祉サービスの提供の充実を図ります。また、地域には、経済的な問題を抱えて困っている人、日常生活に不安を抱え支援が必要な人、高齢で単独の外出ができない人等支援の必要な人がいます。市社協では、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な困りごとに対する支援の充実を図っていきます。

4 さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します！

市社協は、地域のあらゆる生活課題に対応できるよう関係者や関係機関と協働しながら地域福祉の推進に取り組んでいます。また、平成30年(2018年)4月から地域包括支援センターを受託し、高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう相談支援の拠点としての役割を担う等地域に密着した事業展開を進めています。

市社協は今後も公私協働の福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として、住民やボランティアの方々の一層の協力を得ながら、真に必要とされる事業の充実を図っていきます。そのため、現状の事業を検証し、社協が実施すべき事業の検討を進めていきます。また、運営基盤の強化として、会員の確保が重要であり、住民に対して、社協事業の成果のフィードバック等を常に行い、社協活動の必要性の理解を深めていきます。

3. 基本目標

基本理念	基本方針	基本目標
あまできつくる 新たな福祉コミュニティ	1. 地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！	1. 啓発活動の推進
		2. 地域のつながりづくりの推進
	2. みんなで支え合い、共生のまちづくりをめざそう！	1. 見守り・支え合いのネットワークづくりの推進
		2. 支え合いのまちづくりの推進
		3. 情報提供・相談支援体制の充実
	3. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！	1. 移動手段の確保
		2. 福祉サービス・権利擁護等の充実
		3. 防災の推進
	4. さらなる地域福祉推進のため社協の体制を強化します！	1. 法人の運営強化

第3章 第2次活動計画の内容

第3章 第2次活動計画の内容

1. 計画の内容

★基本方針 1.地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！

基本目標	(1) 啓発活動の推進 (2) 地域のつながりづくりの推進
-------------	----------------------------------

(1) 啓発活動の推進

(施策の方向)

地域福祉に関して、子どもの頃から支え合う気持ちを育み、福祉への理解を深めるため小中高等学校の児童生徒を対象とした福祉教育はとても重要な活動であると言えます。

福祉教育については、市内小中高等学校 19 校に対して、福祉実践教室を実施しています。今後も、児童生徒に対し、地域の高齢者や障がい者等の現状について周知し、より効果的な内容となるように社協と学校とで協力して作りあげていきます。また、他市町村社協の参考となる活動事例を取り入れる等実施内容の工夫を行っていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①福祉実践教室の推進	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行い、各学校の福祉に関する取組を支援していきます。 市内の小学校・中学校・高等学校に対して福祉実践教室についての相談支援を行います。 保育園等に対し、高齢者等と交流する機会を提供し、情操教育の一助とするとともに、日常的な福祉の実践につながるきっかけづくりを行います。 						

事業名	②福祉出前講座の推進	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			△	◎	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい・いきいきサロンや地域の集まり・学校などに出向き開催していきます。 児童・生徒・市民の興味やニーズ等を踏まえ、福祉出前講座のテーマを検討していきます。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	③学校と地域パートナーシップづくりの推進	実施年度	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)
			△	○	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育を進めるために、市社協から地域、学校が参加できる企画（既存の企画に参加することを含む）を実施し、地域・学校・社協のパートナーシップの構築を進めます。 地域・学校・社協の3者が連携し、市社協が福祉教育のコーディネーターとしての役割を持ち、地域と学校のつながりをつくります。 						

事業名	④健康福祉まつり	実施年度	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア、福祉関係団体、市、市社協等からなる実行委員会を実施主体として、健康と福祉の啓発を目的とした健康福祉まつりを開催していきます。 						

(2) 地域のつながりづくりの推進**(施策の方向)**

地域のつながりづくりを進めるためには、地域の中での情報を交換する場が重要となります。第2次あま市地域福祉計画策定のための地域懇談会には多くの方が参加していただき、地域の課題とその解決策について検討していただきました。その際、活発な意見交換があり、地域で活動しているからこそその意見、若い年代の今までにない視点に置いた意見等多様な意見をいただくことができ、地域福祉に関する住民の皆様の思いを知ることができました。こうした意見交換の場は、地域福祉意識の向上につながるるとともに、地域課題に対する主体的な行動を促すきっかけとなるので、地域毎に開催できるよう、一般の市民やボランティア、各種団体等と共に実施体制づくりを進めていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①地域懇談会の開催	実施年度	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)
			△	◎	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域毎に懇談会を開催し、地域住民、ボランティア、各種団体等様々な人の参加を得て、意見交換の場とします。 高齢者の生活支援に関する「生活支援体制整備事業」において協議体が設置されており、協議体を地域懇談会の場として活用できるよう検討していきます。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	②生活支援 コーディネーターの配置	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			◎	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に生活支援の担い手の養成や関係者のネットワーク化の推進、地域の支援のニーズの把握など取り組んでいきます。 住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動を実施していきます。 						

事業名	③地域包括ケアシステム への参画	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市が取り組む地域包括ケアシステムの深化・推進に向け市や関係者・関係機関と連携していきます。 						

事業名	④ふれあい・いきいきサロン 推進事業の拡充	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい・いきいきサロンは、高齢者等の生きがいづくり、社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に参加者とボランティアと一緒に企画・運営している自主的なサロン活動です。このサロン活動の運営など支援していきます。 ふれあい・いきいきサロンの助成方法を見直し、全世代、地域住民すべての方が参加できるように検討していきます。 						

★基本方針 2. みんなで支え合い、共生のまちづくりをめざそう！

基本目標	(1) 見守り・支え合いのネットワークづくりの推進 (2) 支え合いのまちづくりの推進 (3) 情報提供・相談支援体制の充実
-------------	--

(1) 見守り・支え合いのネットワークづくりの推進

(施策の方向)

見守りや支え合いは、住み慣れた地域で安心して暮らすためには必要な支援と言えます。市社協では、支え合いネットワーク事業を展開し、見守りが必要な人に対して支援するボランティア養成やボランティアの実施など、着実に事業を実施しています。今後は、支え合いネット員の少ない地区があるため、支援者の掘り起こしを行うとともにボランティア養成の充実を図ります。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①安心支え合い ネットワーク事業の充実	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する 65 歳以上の単身世帯、高齢者世帯を対象に「見守り、声かけ、お助け（ゴミ出し、買い物支援）、安心電話」を実施するボランティアの活動です。						

事業名	②サロン交流会の実施	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・サロンを運営しているスタッフの方を対象にサロン活動や運営などに関する情報交換や交流を目的としたサロン交流会を実施していきます。						

事業名	③配食サービスの充実	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、食事を作ることが困難な方を対象に配食サービスを実施し、合わせて安否確認を行います。						

(2) 支え合いのまちづくりの推進

(施策の方向)

みんなで支え合う共生のまちとなるためには、地域活動の担い手になるボランティアの育成と市民の誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりが重要となります。そのため、ボランティアの養成講座等を開催し、実際のボランティア活動につなげるコーディネートの機能強化を進めていきます。

本市においても、高齢者のひとり暮らし等の買い物支援、障がい者の地域での生活支援、子どもの貧困等地域課題が多様化しており、必要な支援ができるようボランティアの育成を進めていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①ボランティアセンター	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア情報をホームページ、社協だより等を活用し情報発信・活動紹介をしています。 ・ボランティア養成講座を開催しボランティア活動を支援していきます。また、介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援のボランティアも含めて検討していきます。 <p>【養成講座内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手話奉仕員養成講座 ○傾聴ボランティア養成講座 ○移動援助サービス協力員養成講座 等 						
事業名	②ボランティア・市民活動 の推進	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを強化し、市民がよりボランティア活動をしやすい環境になるよう、関係者や関係機関と連携を図っていきます。 ・市民活動センターなどの関係機関と情報共有・連携を図り、ボランティア活動や市民活動の推進を図ります。 ・ボランティアコーディネーターを配置し、支援の必要な人とボランティアをしたい人をマッチングし、より多くの活動につなげていきます。 						
事業名	③ボランティアセンター 運営委員会の設置	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営委員会を設置し、ボランティアセンターの事業推進及び機能充実について検討していきます。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	④生活支援体制整備協議体の運営	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			◎	→	→	→	→
内容	・生活支援体制の整備に向け、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するための話し合いの場を運営していきます。						

事業名	⑤福祉団体の育成	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・各福祉団体に対して支援を行い、活動の強化及び向上を図ります。 【団体名】 ○市老人クラブ連合会 ○市身体障害者福祉協会 ○市母子寡婦福祉会 ○市子ども会連絡協議会 ○市心身障害児者保護者会 ○市遺族連合会						

(3) 情報提供・相談支援体制の充実

(施策の方向)

市社協では、社協だより、ホームページ等で社協活動について広く市民の皆様にお伝えしてきましたが、地域福祉を推進するに当たって、まず「社協」という存在を知っていただくことが重要となります。

アンケート調査の結果では、市社協の認知度は、約 7 割でしたが、「聞いたことがあるが、どんな活動をしているかあまり知らない」が約 4 割を占め最も多くなっていました。このようにまだまだ市民に対して活動内容が知られていないのが現状です。

そのため、社協だより、ホームページ、各種イベントを通じて、周知・啓発していきます。また、若い世代に対してはLINE@等SNSを活用し、情報提供を充実するとともに、登録者の拡大を図ります。

生活における不安や問題の解消のため、身近な相談体制の充実が課題となります。社協は各種相談事業（心配ごと相談、法律相談、司法書士による相続・登記相談）を実施しています。今後も心配ごとや悩みごとなどを気軽に相談できるような相談体制の充実を図っていきます。また、専門的な相談については、適切な専門機関につなぎ、支援していきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
		(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
①社協だよりの発行		○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協だよりを年間4回発行し、社協の活動状況や事業について発信していきます。 ・市社協だよりは、市社協活動の情報ツールとして重視し、誌面の見やすさ、分かりやすさを向上し、内容の充実を図っていきます。 					
事業名	②ホームページでの 情報提供	○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協のホームページにて地域福祉の情報を充実させ、分かりやすい内容になるように配慮した内容を提供し、頻繁に更新を行うことにより幅広く福祉の情報を提供していきます。 					
事業名	③SNSの活用	○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSの活用として、LINE@のアカウントを使用し、市社協の事業や福祉の情報を積極的に発信するとともに、登録者の増加を図り市社協の認知度の向上を図ります。 					
事業名	④あまのわの共同開催	○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市市民活動祭とあま市社会福祉協議会ボランティアフェスティバルの共同開催として、市民団体及びボランティア団体が一堂に会した市民イベント「あまのわ」を開催していきます。 					

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	⑤地域包括支援センター	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは、高齢者やその家族が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していけるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が日常の様々な相談を受け、介護・福祉・保健・医療サービスの関係機関と連携を図りながら、総合的な支援を行います。社協の本支所にて3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置し、総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務などを実施しています。 ・市の目指す「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、地域に密着した相談支援や地域連携を強化していきます。 ・地域で暮らす高齢者やその家族に対する様々な悩みなどに対しワンストップの相談窓口として総合的な支援をしていきます。 						

事業名	⑥障害相談支援	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの委託による一般相談を行うとともに、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業として、身体・知的・精神に障がいがある方及び難病の方を対象に日常生活又は社会生活を営むことができるように相談等の支援を行います。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な相談支援 ○福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成 ○社会資源を活用するための支援 ○社会生活力を高めるための支援 ○生活の継続に必要な直接的な支援 ○専門機関との連携・紹介 ○障害者総合支援協議会への協力 </div>						

事業名	⑦総合相談支援員の配置及び総合相談支援体制の確立	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			△	◎	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの相談に応じ、課題解決のため地域の住民活動等に対する支援や調整を行う総合相談支援員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、相談支援体制の充実を図ります。 						

★基本方針 3. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！

基本目標	(1) 移動手段の確保 (2) 福祉サービス・権利擁護等の推進 (3) 防災の推進
-------------	---

(1) 移動手段の確保

(施策の方向)

高齢化の進行を受けて、移動支援のニーズは今後さらに高まると考えられます。

地域福祉のアンケート調査でも、「将来、高齢や病気、事故等で日常生活が不自由になった場合、地域でどんな手助けをしてほしいか」という質問に対して、「通院の付添い」が「安否確認」、「買い物の手助け」に続いて3番目に挙げられており、生活における移動のニーズの高さがうかがえます。

こうした結果から、移動援助サービス事業については運転ボランティア等の育成、確保等実施体制の整備を進めていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①移動援助サービス事業	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する概ね 75 歳以上の単身世帯、高齢者世帯であって単独での外出が困難であり、家族や親族の移動援助協力等を得ることができない方を対象に、家族等の介助者の添乗のもと、運転ボランティアによる移動援助サービスを実施しています。 ・高齢化により、移動支援のニーズも高まっており、今後も運転ボランティアを育成・確保する等実施体制の整備に取り組んでいきます。 						

事業名	②車いす専用車貸出事業	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する車いす利用の障がい者及び高齢者の方で、車両を運転する方を確保できる方に車いす専用車の貸出をします。 						

(2) 福祉サービス・権利擁護等の充実

(施策の方向)

市社協は住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように各種福祉サービスを提供しています。今後も利用者ニーズに応え、利用者主体の支援ができるよう職員の資質向上、サービス提供体制の充実を図っていきます。

認知症高齢者や知的障がい等のある人に対する権利擁護の事業として、日常生活自立支援事業を実施していますが、高齢化、認知症患者の増加等から、利用者の増加が考えられるため、今後も支援体制の充実と利用促進を図ります。また、成年後見制度利用促進に当たって、地域の権利擁護の体制づくりを進めていきます。

本市における自殺者の傾向として高齢者が多い状況にある中、社協は見守りの支援や相談を受ける等高齢者との接点が多い機関であり、こころの健康づくりを率先していくべき役割を持っています。そのため、相談や安否確認を行う民生委員や地域のボランティア等がこころの健康づくりの重要性を学び、自殺予防に関する知識を持って日々の活動を行っていきます。また、市社協の主催するボランティア養成講座についても、こころの健康づくりの視点を持ちながら実施します。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

1) 介護保険サービス事業

事業名	①居宅介護支援	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者等が可能な限りその居宅において自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、定期的にモニタリングを行い、適宜、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・職員のスキルアップを図り、支援体制を整えます。 ・社会資源の情報を積極的に取り入れ、利用者、家族に情報提供を行っていきます。 						

事業名	②訪問介護	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者等が可能な限りその居宅において自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	③通所介護	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者等が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的な負担の軽減などを目的として、事業所において食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを日帰りで行います。 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 <p>【事業所】 ○七宝デイサービスセンター ○美和デイサービスセンター ○甚目寺デイサービスセンター</p>						

2) 障害福祉サービス事業

事業名	①障害相談支援	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの委託による一般相談を行うとともに、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業として、身体・知的・精神に障がいがある方及び難病の方を対象に日常生活又は社会生活を営むことができるように相談等の支援を行います。 <p>〔 ○総合的な相談支援 ○福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成 ○社会資源を活用するための支援 ○社会生活力を高めるための支援 ○生活の継続に必要な直接的な支援 ○専門機関との連携・紹介 ○障害者総合支援協議会への協力 ○担当職員間での情報共有、相談支援の充実 〕</p>						

事業名	②就労継続支援 B 型	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいの方に社会参加の場を提供し、生産活動及び生活指導等の支援を行います。 ・質の高いサービス提供ができるように、業務体制を整備していきます。 <p>【事業所】 ○くすのきの家 ○七宝福祉作業所 ○美和ひまわり作業所</p>						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	③生活介護	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護等を必要とする知的障がいの方が安定した生活を営めるように、創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、介護や日常生活上の支援を行います。 ・ 質の高いサービス提供ができるように、業務体制を整備していきます。 【事業所】 ○くすのきの家西館 						

事業名	④居宅介護	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいにより介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。 ・ 質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

事業名	⑤重度訪問介護	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。 ・ 質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

事業名	⑥同行援護	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行います。 ・ 質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	⑦移動支援	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する地域生活支援事業において、地域における障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を目的として、屋外での移動が困難な障がい者等に、ヘルパー等が外出のための支援を行います。 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

事業名	⑧基準該当生活介護	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法による指定通所介護事業者として、地域において生活介護が提供されていないこと等により、生活介護を受けることが困難な障がい者に対して、通所介護サービスを日帰りで行います。 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

事業名	⑨地域活動支援センター	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動等の機会の提供及び社会との交流の促進を図ると共に、日常生活を送るために必要な日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを行います。 ・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。 						

3) 地域福祉サービス事業

事業名	①子ども支援事業（仮称）	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			△	◎	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや親子の居場所づくりに取り組みます。 ・地域の実情を把握し地域の方と連携し子どもや子育て支援に取り組みます。 ・福祉実践教室とは別に福祉を学ぶ場の提供を検討していきます。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	②車いす貸出事業	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する他制度を利用できない方で、疾病・外泊等により車いすを必要とする方に車いすを貸出し、日常生活の便宜や社会参加の促進と福祉の向上を図ります。						

事業名	③寝具洗濯乾燥消毒 サービス事業	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。						

4) 貸付事業

事業名	①生活福祉資金貸付制度	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・低所得世帯等に対して、低利息または無利子で資金貸付と民生委員等による必要な援助指導を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図ります。						

事業名	②くらし資金貸付制度	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・生活の不安定な低所得世帯に対して生活を保全し、経済的自立を助長します。						

事業名	③市つなぎ資金貸付制度	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・市内に居住する生活保護申請者及び被保護者に対して保護費支給までに、必要なつなぎ資金及び不時の出費の為に必要な資金を無利子で貸付けます。						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

5) 権利擁護の推進

事業名	①日常生活自立支援事業	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<p>・日常生活に不安を抱える認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者の方に対して専門員及び生活支援員が、福祉サービスを利用する支援を行います。愛知県社会福祉協議会と連携して、円滑に自立支援サービスを提供します。</p> <p>〔 ○福祉サービスの利用援助 ○日常的な金銭管理サービス ○書類等の預かりサービス 〕</p>						

事業名	②成年後見制度の 普及啓発と支援体制の整備	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			△	◎	→	→	→
内容	<p>・市と連携し成年後見制度の普及啓発と権利擁護支援センター（仮称）の設置に向け体制を整備していきます。</p>						

6) こころの健康づくり

事業名	①各種相談事業の実施	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<p>・心配ごと相談、法律相談、司法書士による相続・登記相談を行っています。</p> <p>〔 ○心配ごと相談 ○法律相談 ○司法書士による相続・登記相談 〕</p>						

事業名	②地域の支援者への 普及啓発	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<p>・傾聴等のボランティア養成講座を開催し、こころの健康や自殺予防に対する知識の普及啓発を図ります。</p>						

(3) 防災の推進

(施策の方向)

防災について、社協は地域の福祉ネットワークを持つことから、災害時等に関しても地域のつなぎ役としての機能が期待されています。平常時の地域の見守りは、非常時の避難支援や救出につながるため、災害時への備えとして社協活動の一つである地域のつながりづくりが重要となります。

市社協は災害時に災害救援ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受け皿となります。災害救援ボランティアセンターの運営に関しては、市や自主防災会など関係機関との連携が必要であるため、防災訓練などの協力体制を今後も築いていきます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①自主防災会等との連携	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備え、市総合防災訓練の中で災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を防災ボランティア関係団体と協働して実施しています。 ・地域での自主防災会との連携に向け、地域での災害訓練を実施していきます。 						

事業名	②講演会・養成講座等の開催	実施 年度	平成 31	2020	2021	2022	2023
			(2019)				
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ボランティアコーディネーター養成講座を海部地方7市町村防災関係機関（行政・社協等）で共同実施しています。 ・講演会を開催し、災害時の備えや災害救援ボランティアセンターの機能について周知します。 						

事業名	③支援団体との連携、 災害備品の確保	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係ボランティアや市安全安心課との意見交換などを行い、連携を図ります。 ・災害備品の補充を行い、災害時に備えます。 ・行政及びボランティアとの連携を図り、災害時に即応できる体制づくりを進めていきます。 ・災害時に備えて災害対策備品を整備します。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	災害救援ボランティア センターの設置	実施 年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	・災害時には災害救援ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入体制やボランティアの派遣がスムーズに行えるよう支援します。						

★基本方針 4. さらなる地域福祉推進のため、市社協の体制を強化します！

基本目標	(1) 法人の運営強化
-------------	-------------

(1) 法人の運営強化

(施策の方向)

市社協は今後も地域福祉の推進役として事業を継続的に発展させていくためにも、事業の選択と集中により、本来社協に求められている制度の狭間に対する支援やその支援ニーズをキャッチするため人材育成や職員体制の強化をしていきます。

社協として、会員の増加と独自財源の確保は至上命題であり、住民や法人に対して、社協事業の成果のフィードバック等を常に行い、社協活動への必要性の理解を得て、会員の増加につなげます。

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	①会員募集	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社協会員の増加に向け、普通会员、法人会員に対して働きかけ、社協事業の成果のフィードバック等を常に行い、社協活動への理解を得ます。 ・会費の用途の透明化を図っています。 						

事業名	②支出の抑制	実施年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品等の調達方法の見直しを行っています。 ・組織改革や業務改善を行います。 ・合理化・効率化を図り、人件費の抑制を図ります。 ・経費削減についての方針を職員で共有します。 ・調達先の一元化を図り、コストダウンを図っていきます。 ・財政シミュレーションを継続して実施します。 						

(実施事業)

○ 実施、△ 準備・研究、◎ 新規実施、→ 継続

事業名	③職員体制の強化	実施 年度	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的、個別的研修計画を作成の上、研修を実施していきます。 ・社外研修を実施していきます。 ・求められる職員像を明確にし、職員のやる気を引き出すことのできる人事考課制度を検討していきます。 ・評価基準を明示することによって、期待成果や期待行動を明確にします。 ・適切に評価することによって、成長や行動革新のための方向性を職員に伝えていきます。 ・適切な評価に沿った処遇を行うことによって、職員のモチベーションを高めるようにします。 ・評価結果のフィードバックを通じて、上司と部下とのコミュニケーションを図ります。 ・部門を統括する管理職を育成します。 						

事業名	④利用者の利益保護	実施 年度	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)
			○	→	→	→	→
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉サービス事業における「苦情解決規程」を定め、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置していることを周知しています。 ・個人情報保護に関する研修を実施しています。 						

第3部 あま市成年後見制度利用促進
基本計画

■ 第3部 あま市成年後見制度利用促進基本計画 ■

1. 計画の性格

(1) 計画策定の背景

成年後見制度は、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的として、平成12年（2000年）から制度が始まりました。

今後、認知症高齢者や単身高齢者・障がい者世帯の増加が見込まれる中、ますます成年後見制度の利用のニーズは高まってくると考えられます。

成年後見制度の課題として、利用数が増加しているものの、その利用者数は認知症高齢者等の数に比較して著しく少なく、利用の促進と支援体制の整備が急務となっています。

そこで、国は、平成28年（2016年）5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）を施行し、平成29年（2017年）3月には、成年後見制度利用促進基本計画を定め、今後の成年後見制度の利用促進に当たり、ノーマライゼーション※や自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念が調和した、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることとしました。

※ノーマライゼーション：障がいのある人が障がいのない人と変わらない普通の生活を送ることができる社会へ改善することであり、地域社会が同じ市民として障がいのある人を受け入れ、人権を擁護し、十分に成熟した社会を作ろうとする思想。またそれに向けた運動や施策。

■ 人口と高齢者の状況（平成30年（2018年）4月1日現在） （人）

人口	うち65歳以上人口
88,673	23,145

資料：市民課

■要介護度ごとの認知症自立度（平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在）（人）

認知症自立度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
自立	280	300	94	114	52	31	22	893
I	132	238	115	154	51	58	20	768
II a	19	17	138	58	36	15	7	290
II b	28	10	322	203	102	92	42	799
III a	1	1	28	91	147	115	82	465
III b	0	0	4	17	33	42	22	118
IV	0	0	1	5	18	67	106	197
M	0	0	1	4	4	18	13	40
未登録	2	1	6	4	0	1	1	15
計	462	567	709	650	443	439	315	3,585

資料：高齢福祉課

■療育手帳所持者の状況（平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在）（人）

A（重度）	B（中度）	C（軽度）	計
231	145	209	585

資料：社会福祉課

■精神保健福祉手帳所持者の状況（平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在）（人）

1 級（重度）	2 級（中度）	3 級（軽度）	計
109	550	153	812

資料：社会福祉課

■名古屋家庭裁判所が管理するあま市内の被後見人等数（平成 29 年（2017 年）12 月 31 日現在）

（人）

後見	保佐	補助	任意後見
73	7	4	0

資料：名古屋家庭裁判所

(2) 本計画の根拠

国の成年後見制度利用促進基本計画は、促進法第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用促進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されるものであり、成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画に位置付けられます。

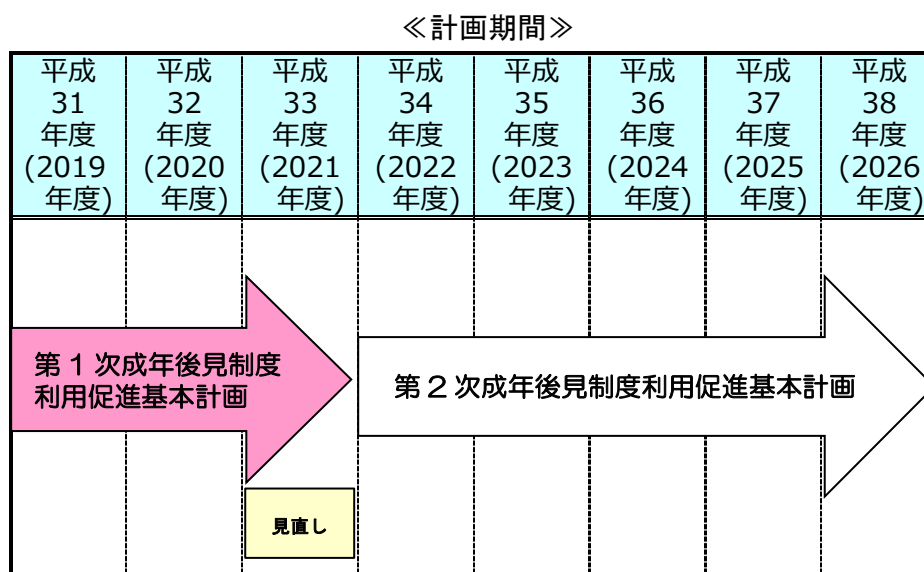
促進法第 23 条第 1 項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、市総合計画、地域福祉計画等既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、認知症高齢者や障がいのある人等の権利擁護支援のための計画として位置付けます。

(4) 計画の期間

本計画は、国の成年後見制度利用促進基本計画の対象期間を念頭に平成 31 年度（2019 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 3 か年とします。第 2 次計画については、平成 34 年度（2022 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 5 か年の計画期間を予定しています。



2. 基本的な考え方

成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方を検討していく必要があります。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質を向上するために財産を積極的に利用するという視点に欠ける等の硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることがあり、今後一層、身上の保護を重視する観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が必要となります。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していく必要があります。

3. 基本理念

本市でも、我が国の現状と同様に認知症高齢者や高齢者等のひとり暮らし世帯の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要な方への対応が求められています。

本市の成年後見制度利用支援事業の利用実績については、平成 27 年（2015 年）から平成 29 年（2017 年）までの 3 年間で 4 件となっており、高齢者等人口に対して決して多くはありませんが、今後の支援ニーズ増加への対応を考えていく必要があります。

そのため、本市では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視等基本的な考え方を踏まえた上で、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築を進めていきます。また、平成 32 年度（2020 年度）中に中核機関と協議会事務局の機能を持った「権利擁護支援センター」の設立を目指していきます。

本市では、計画の基本理念として、「地域で安心して暮らすことができる権利擁護のまち」とします。

基本理念

地域で安心して暮らすことができる権利擁護のまち

4. 基本目標

本計画の基本目標を、「地域連携ネットワークづくりの推進」、「権利擁護に関わる体制の整備・推進」の2つとし、基本目標のもとに施策・事業を展開していきます。

1. 地域連携ネットワークづくりの推進

本市においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向けて、保健・医療・福祉だけでなく司法等を含めた体制づくりを進めていきます。

2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進

既存の地域福祉に関するネットワーク等による地域資源の連携や地域福祉計画等に沿った既存施策との横断的・有機的連携を図ります。

また、成年後見制度の利用助成に関する検討を行っていきます。

5. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策・事業
権利擁護のまち 地域で安心して暮らすことができよう	1. 地域連携ネットワークづくりの推進	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
		(2) あま市権利擁護支援センター(仮称)の設立
	2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進	(1) 地域資源の活用と連携
		(2) 成年後見制度の利用助成に関する検討

6. 施策・事業

1. 地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

本市においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

① 基本的な考え方

地域連携ネットワークの以下の3つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組みを構築していきます。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

② 基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めていきます。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

③地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げる、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備を進めるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮していきます。

地域連携ネットワークや中核機関の機能については、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていきます。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動を地域において活発に行われるよう配慮します。
- 任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制の構築に努めます。
- 各団体・機関等の関係者からの相談対応、後見等二ーズの精査、見守り体制の調整等に努めます。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

- (a)受任者調整（マッチング）等の支援
 - 親族後見人候補者の支援
 - 受任者調整（マッチング）等
 - 家庭裁判所との連携

(b)担い手の育成・活動の促進

法人後見の担い手の育成・活動支援

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化される必要があり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等に努めます。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要な高齢者・障がい者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるよう努めます。

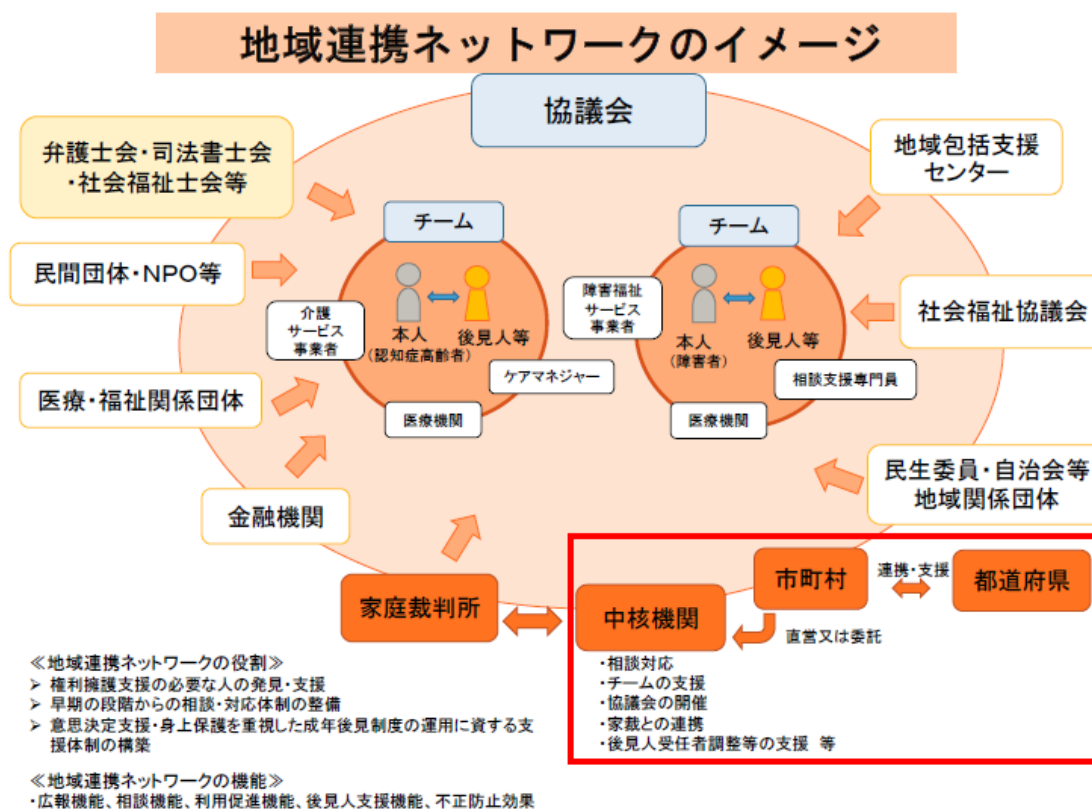
工) 後見人支援機能

○中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制づくりに努めます。

○中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう後見人を支援するよう努めます。

オ) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多いとみられるため、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することにより、不正の発生を未然に防止するよう努めます。



(2) あま市権利擁護支援センター（仮称）の設立

①基本的な考え方

本市においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、中核機関と協議会事務局の機能を持たせた「権利擁護支援センター」の設立を目指していきます。

具体的な検討は、平成 30 年度(2018 年度)から平成 31 年度(2019 年度)途中にかけて庁内関係部局他担当者による「権利擁護支援センター設立検討会」で協議したのち、平成 31 年度(2019 年度)後半から外部有識者による「権利擁護支援センター設立準備委員会」を設置して行う予定としています。

2.権利擁護に関わる体制の整備・推進

(1) 地域資源との連携

本市の権利擁護の取組として、虐待等防止ネットワーク協議会では、個別ケース検討、街頭啓発活動、研修、講演会等様々な活動を行っています。その他、高齢福祉を中心とした地域包括ケアシステムづくりの取組等多くの地域資源があります。

そのため、こうした権利擁護に取り組む地域資源の連携を図ることにより、活用につなげていくよう努めます。

(2) 成年後見制度の利用助成に関する検討

高齢福祉における地域支援事業と障がい福祉の地域生活支援事業として成年後見制度利用支援事業があります。

利用助成については、現在、市長申立費用の助成及び成年後見人等の報酬の助成を行っています。今後は、親族・本人申立費用の助成についても検討していきます。

第4部 計画の推進体制

■ 第4部 計画の推進体制 ■

本計画を総合的に推進していくため、平成32年（2020年）より「地域福祉計画推進委員会（仮称）」及び「地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」の開催や「関係部局調整会議（仮称）」を設置し、本計画に基づく事業の進捗状況を確認します。

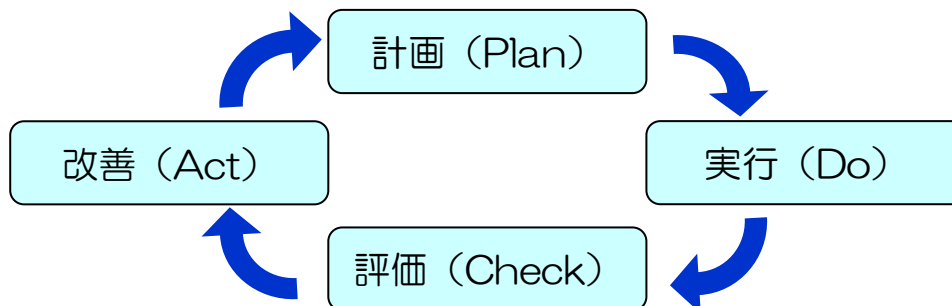
（1）推進委員会（仮称）の開催

保健・医療・社会福祉・高齢福祉・児童福祉・教育等の関係者、学識経験者からなる「地域福祉計画推進委員会（仮称）」及び「地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」を開催し、関係部局調整会議（仮称）による「P D C Aサイクル」の報告を中心に計画の全体的な進捗管理を行います。

（2）関係部局調整会議（仮称）の開催

関係各部局の「P D C Aサイクル」（下図）による事業の実施状況と達成状況を全体で把握することで連携をはかります。また、今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等、市を取り巻く環境変化等に対応したものとするため、必要に応じて事業内容等を見直し、事業の評価・改善を行っていきます。

■ 計画の進捗管理（P D C Aサイクル）



計画（Plan）	あま市地域福祉計画・あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定
実行（Do）	計画に基づく施策・事業の実行
評価（Check）	施策・事業の進捗に関する調査、委員会等への報告
改善（Act）	委員会等の意見に基づき、施策・事業等を見直し実施

資料編

■資料編■

○策定委員会要綱・策定委員名簿

(1) あま市地域福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 あま市地域福祉計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) あま市地域福祉計画の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 保健・医療関係代表
- (2) 社会福祉関係代表
- (3) 高齢福祉関係代表
- (4) 児童福祉関係代表
- (5) 教育関係代表
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とし再任することができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長に事故があるとき、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 第2次あま市地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

区 分	所 属	氏 名	備 考
保健・医療関係者	あま市医師会代表	富田 悦充	
	あま市歯科医師連絡協議会代表	渡邊 剛	
	医療法人代表	鈴木 千鶴	
社会福祉関係者	あま市中心身障害児(者)保護者会会長	静谷 貴代子	
	あま市社会福祉協議会会長	服部 章平	
高齢福祉関係者	あま市民生児童委員協議会会長	井村 なを子	委員長職務代理者
	あま市老人クラブ連合会会長	平岩 正信	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		溝口 日出幸	平成30年5月1日～
	老人福祉施設代表	加藤 美由紀	
児童福祉関係者	あま市子ども会連絡協議会会長	前田 康男	
	あま市立保育園保育士長	菱田 洋子	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		石川 文代	平成30年5月1日～
教育関係者	あま市教育委員	堀江 徹二郎	
	あま市小中学校長会会長	中山 良男	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		木全 孝	平成30年5月1日～
	あま市PTA連合協議会会長	柏子見 秀敏	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		増田 淳士	平成30年5月1日～
学識経験者	同朋大学准教授	牧村 順一	委員長
	津島保健所健康支援課課長	辻 真弓	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		大口 ひとみ	平成30年5月1日～
その他市長が必要と認める者	元あま市ボランティア連絡協議会会長	松本 治子	
	あま市福祉部部長	加藤 利明	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		松永 裕一	平成30年5月1日～

(3) 社会福祉法人あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するにあたり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1)活動計画の策定に関すること
- (2)活動計画の検証に関すること
- (3)前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1)保健・医療分野
- (2)社会福祉分野
- (3)高齢福祉分野
- (4)児童福祉分野
- (5)教育分野
- (6)学識経験者
- (7)その他会長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とし再任することができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長に事故があるとき、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉法人あま市社会福祉協議会において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、あま市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用する。ただし、条例中の「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(4) 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

区 分	所 属	氏 名	備 考
保健・医療分野	あま市医師会代表	富田 悦充	
	あま市歯科医師連絡協議会代表	渡邊 剛	
	医療法人代表	鈴木 千鶴	
社会福祉分野	あま市中心身障害児(者)保護者会会長	静谷 貴代子	
	あま市社会福祉協議会会長	服部 章平	
高齢福祉分野	あま市民生児童委員協議会会長	井村 なを子	委員長職務代理者
	あま市老人クラブ連合会会長	平岩 正信	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		溝口 日出幸	平成30年5月1日～
	老人福祉施設代表	加藤 美由紀	
児童福祉分野	あま市子ども会連絡協議会会長	前田 康男	
	あま市立保育園保育士長	菱田 洋子	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		石川 文代	平成30年5月1日～
教育分野	あま市教育委員	堀江 徹二郎	
	あま市小中学校長会会長	中山 良男	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		木全 孝	平成30年5月1日～
	あま市PTA連合協議会会長	柏子見 秀敏	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		増田 淳士	平成30年5月1日～
学識経験者	同朋大学准教授	牧村 順一	委員長
	津島保健所健康支援課課長	辻 真弓	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		大口 ひとみ	平成30年5月1日～
その他会長が必 要と認める者	元あま市ボランティア連絡協議会会長	松本 治子	
	あま市福祉部部長	加藤 利明	平成29年8月1日～平成30年3月31日
		松永 裕一	平成30年5月1日～

○計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

保健・医療関係代表者、社会福祉関係代表者、高齢福祉関係代表者、児童福祉関係代表者、教育関係代表者、学識経験者等で構成される「あま市地域福祉計画策定委員会」「あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、本計画を策定しました。

(2) 市民アンケート調査

地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方について、市民の意見や要望等を聞くことを目的に「あま市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

《調査概要》

調査対象	18歳以上の市民
対象者数	3,000人
抽出方法	無作為抽出
調査時期	平成29年(2017年)9月4日(月)～9月29日(金)
調査方法	郵送による送付・回収

《回収結果》

配布数	有効回収数	有効回収率
3,000件	1,210件	40.3%

(3) 団体アンケート及び団体ヒアリング調査

ボランティア、NPO、関係福祉団体等から、地域に対する意識や今後の地域福祉に対する考え方等を聞くことを目的に、「団体アンケート調査」を実施しました。

また、団体アンケート調査にご協力いただいた団体の中から、アンケート調査の回答を踏まえ、詳しくご意見をおうかがいすることを目的に「団体ヒアリング調査」を5団体に対して実施しました。

《調査概要・回収結果》

調査対象	地域で活動する団体・組織等
配布団体数	27団体
回収数(回収率)	15団体(55.5%)
調査方法	郵送配布・回収 ※調査にご協力いただいた団体の内5団体(あま市身体障害者福祉協会、NPO法人 ゆったりホーム海部はすの里、美和おはなしグループ グー・チョコキ・パー、パールの会、沖之島区)につきましては、補足のヒアリングも実施しました
調査時期	郵送調査：平成29年(2017年)9月14日(木)～9月29日(金) ヒアリング調査：平成29年(2017年)11月1日(水)～11月2日(木)

《団体アンケート回答団体》

回答団体（ヒアリング調査を追加実施した団体は、太字表記にして記載）			
1	あま市美和地区寿会連合会	9	美和おはなしグループ グー・チョコキ・パー
2	あま市遺族連合会	10	パールの会
3	あま市母子寡婦福祉会	11	若竹会
4	あま市身体障害者福祉協会	12	あま市赤十字奉仕団
5	甚目寺地区心身障害児者希望の会	13	沖之島区
6	NPO法人 ゆったりホーム海部はずの里	14	木田区
7	NPO法人 あるいていこう	15	甚目寺区
8	アイガイド・愛		

《団体ヒアリング調査日程》

日 時		対象団体名	場 所
平成 29 年 (2017 年) 11 月 1 日 (水)	14 : 00～	あま市身体障害者福祉協会	甚目寺庁舎 会議室
平成 29 年 (2017 年) 11 月 2 日 (木)	10 : 00～	美和おはなしグループ グー・チョコキ・パー	美和総合福祉センター すみれの里 会議室
	13 : 30～	沖之島区	沖之島公民館
	15 : 00～	NPO法人 ゆったりホーム海部はずの里	海部はずの里
	16 : 30～	パールの会	甚目寺庁舎 会議室

(4) 地域懇談会の実施

地域における日常生活上の課題や、課題についての解決するアイデアについて住民同士で話し合うことを目的に「地域懇談会」を開催しました。

《地域懇談会開催日程》

開催回数	3 回
開催日程	平成 30 年 (2018 年) 6 月 30 日 (土) 平成 30 年 (2018 年) 7 月 7 日 (土) 平成 30 年 (2018 年) 7 月 23 日 (土)
開催場所	甚目寺総合福祉会館 3 階 つどいの部屋
参加人数	66 人
調査方法	グループワーク形式
テーマ	第 1 回 あま市の地域の課題 第 2 回 課題解決のアイデア (1) 第 3 回 課題解決のアイデア (2)

(5) パブリックコメントの実施

市の広報・ホームページにより、計画策定に当たってのご意見及び情報を広く市民から募集しました。

《募集期間》

平成 30 年 (2018 年) 12 月 19 日 (水) ～平成 31 年 (2019 年) 1 月 18 日 (金)

○第1次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画進捗状況

(平成29年度(2017年度)末現在)

1 重点的な取組

重点目標1 地域とのつながりづくり

地域交流サロン

項目	地域交流サロン
進捗状況	・ 地域包括支援センターと打合せを行い、七宝地区を活性化させた。また、小地域を活性化するため、ふれあいいきいきサロンを訪問した。

重点目標2 ボランティアの新たな展開

1. ボランティアセンター事業

項目	1 ボランティアセンターの運営
進捗状況	・ ボランティアセンター運営委員会の設置に向けてボランティア連絡協議会役員会及び代表者会、社協内部で調整した。ボランティア活動に関する連絡調整及び相談の対応を実施した。

項目	2 ボランティア活動支援
進捗状況	・ ボランティア活動に関する活動場所及び機器等の無償提供の他、相談支援を実施した。

項目	3 福祉情報の提供
進捗状況	・ ボランティアセンター登録団体の更新をした。

項目	4 ボランティア活動保険の受付及び手続き
進捗状況	・ ボランティア活動保険の受付及び保険請求事務を適切に行った。

項目	5 ボランティア養成講座の開催
進捗状況	・ 「生活援助サービス養成講座」は新たなグループを立ち上げることができなかった。「移動サービス協力員養成講座」により平成29年(2017年)10月から事業実施することができた。「手話奉仕員養成講座」は40回あり市内5グループを紹介した。「買い物支援養成講座」は平成27年度(2015年度)から実施を始めた。「音訳ボランティア養成講座」は市広報及び社協だよりにより同時掲載により参加者が多数募った。また、既存ボランティアの協力を得て実施した。

項目	6 養成講座フォローアップ研修の開催
達成状況	・ ボランティアフォローアップ養成講座を実施し、活動を振り返ることができスキルアップを図れた。

項目	7 補助金等の交付
進捗状況	・ ボランティア活動補助金を従前同様の基準にて交付した。公開プレゼンテーションによる助成審査方式への転換を検討したが、運営委員会が設置されていないため見送った。

2. ボランティア連絡協議会との連携

項目	1 主催事業の実施
進捗状況	・ 市民活動センターとボランティア連絡協議会が共同運営したイベント「あまのわ」を開催した。

項目	2 社協活動との連携強化
進捗状況	・ 社協事業への協力を得た。

3. ボランティア・市民活動の推進

項目	あま市との連携・協働
進捗状況	・ 市民活動センターとボランティアセンターの活動報告及び今後のあり方について打合せを実施した。

重点目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

1. 支え合いネットワーク事業

項目	1 支え合いネット員の拡充
進捗状況	・ 買い物支援などの養成講座を実施した。

項目	2 支え合いネット員のフォローアップ研修
進捗状況	・ ボランティア養成・フォローアップ講座を実施した。

項目	3 地区社協等の設置
進捗状況	・ 着手できていない。

項目	4 福祉推進員の創設・育成
進捗状況	・ 着手できていない。

項目	5 電話ボランティア(傾聴活動及び安否確認)
進捗状況	・ 電話ボランティアの増員に取り組んだ。

2.ふれあい・いきいきサロン推進事業

項目	1 ふれあい・いきいきサロンの充実
進捗状況	・平成29年度(2017年度)までで27カ所のサロンに対し助成金の交付を実施しサロン活動の支援に取り組んだ。

項目	2 障がいのある人・子どものサロンの検討
進捗状況	・事業要綱上、障がいのある人・子どもサロンについても助成対象事業としているが、実績はない。

重点目標4 災害支援体制の整備

1.地域での災害救援訓練

項目	自主防災会等との連携
進捗状況	・市総合防災訓練において、災害救援ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施したが、地域での訓練には至っていない。

2.支援者の育成

項目	講演会・養成講座等の開催
進捗状況	・海部地方防災ボランティアコーディネーター養成講座を実施した。

3.支援体制の充実と整備

項目	支援団体との連携、災害備品の確保
進捗状況	・防災関係ボランティアや安全安心課との意見交換を行っているが、具体的な支援体制の充実には至っていない。 ・災害時に備えて災害対策備品を整備した。

重点目標5 総合相談支援体制の充実

1.障害相談支援事業

項目	1 障がいのある人への相談支援等
進捗状況	・相談員を増員し、多種多様の相談に対応した。

項目	2 海部東部障害者総合支援協議会への参画
進捗状況	・市民に対し、障がいに対する理解を深めてもらうための講演会を開催した。

2.総合相談支援員（コミュニティソーシャルワーカー）の支援体制の確立

項目	地域における生活支援・各種相談事業
進捗状況	・各種相談事業を実施し、適切な専門機関へつなぎ問題解決に努めた。福祉サービスの利用援助等をはじめ日常生活自立支援事業を実施した。

3.貸付事業

項目	1 生活福祉資金貸付事業
進捗状況	・ 相談を受け、調査し適正な貸付を実施した。

項目	2 愛知県くらし資金貸付事業
進捗状況	・ 貸付での対応はありませんでした。

項目	3 市社協つなぎ資金貸付事業
進捗状況	・ 平成 27 年(2015 年)4 月新たな制度として相談を受け、調査し適正な貸付を実施した。

重点目標6 時代の変化を見据えた福祉サービスの構築

1.福祉意識の向上

項目	1 福祉講演会による福祉意識の高揚を図る
進捗状況	・ 福祉講演会として実施できていない。

項目	2 社会福祉大会の開催による普及啓発活動
進捗状況	・ 開催できていない。

項目	3 ボランティアフェスティバル等の交流事業
進捗状況	・ ボランティアフェスティバル等の交流事業の開催に向けて調整した。

2.市民後見人の普及

項目	市民後見人養成講座の開催
進捗状況	・ 着手できていない。

3.住民と創る地域包括ケアシステム

項目	地域包括ケアシステムへの参画
進捗状況	・ 市が設置した生活支援体制整備協議体へ参加した。

2 福祉サービスの提供体制の充実

(1) 福祉教育の充実と人材育成

1.福祉実践教室

項目	体験的な学習から学ぶ福祉教室
進捗状況	・ 市内の小中高等学校 19 校において、継続して事業を実施した。

2.福祉出前講座

項目	総合的な学習に福祉出前講座を实践
進捗状況	・ 取り組めていない。

3.学校と地域パートナーシップづくり

項目	学校・地域・社協が連携し、「福祉力」を高める
進捗状況	・ 取り組めていない。

(2) 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

1.車いす専用車（福祉車両）貸出事業

項目	車いす専用車の貸出
進捗状況	・ 車いす利用者やその家族に対し、外出や通院の際に利用していただく専用車の貸出を実施した。

2.車いす貸出事業

項目	車いすの貸出
進捗状況	・ 車いすの貸出しを実施した。

3.寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

項目	寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施
進捗状況	・ 訪問によるアセスメントを実施し、可否の適正化と必要な他のサービスへのつなぎを実施した。

4.配食サービス事業

項目	食事を作ることが困難な高齢者等を対象とした昼食の配達サービス
進捗状況	・ 訪問によるアセスメントを実施し、可否の適正化と必要な他のサービスへのつなぎを実施し、配食に合わせて安否確認を実施した。

(3) 福祉サービス利用者の権利擁護

1.日常生活自立支援事業

項目	日常生活に不安を抱える高齢者、障がいのある人に対するの支援 ・福祉サービス利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス
進捗状況	・ 適正な金銭管理等を行い支援した。

(4) 介護保険・障がい福祉サービス事業の紹介

1.居宅介護支援事業

項目	ケアプランの作成助言・援助
進捗状況	・ ケアプランを作成し適切なサービスが提供されるよう支援した。

2.介護予防ケアマネジメント事業（要支援）

項目	予防ケアプランの作成助言・援助
進捗状況	・ ケアプランを作成し適切なサービスが提供されるよう支援した。

3.介護保険認定調査

項目	介護認定調査の実施
進捗状況	・ 認定調査を受託し実施した。

4.訪問介護事業（介護保険）

項目	身体介護・生活援助等
進捗状況	・ 業務体制を整備しサービス提供を行った。

5.訪問介護事業（障害福祉）

項目	身体介護・家事援助・重度訪問介護等
進捗状況	・ 業務体制を整備しサービス提供を行った。

6.地域生活支援事業（障害福祉）

項目	移動支援等
進捗状況	・ 障がい児者に外出時の支援を行った。

7.デイサービス事業（介護保険）

項目	入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活の支援等
進捗状況	・ 入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活の支援等のサービスの提供を行った。

8.基準該当生活介護（障害福祉）

項目	日常生活訓練・社会適応訓練等
進捗状況	・ 常時介護を必要とする障がい者に日常生活訓練、介護や日常生活上の支援等のサービス提供を行った。

9.地域活動支援センター（地域生活支援事業）

項目	創作的活動、社会適応訓練・機能訓練等
進捗状況	・ 障がい児者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを行った。

10.就労継続支援B型事業（障害福祉）

項目	生産活動・職業訓練・就労支援・生活訓練・療育活動・レクリエーション
進捗状況	・ 雇用されることが困難な知的障がい者に社会活動の場の提供と生産活動の支援を行った。

11.生活介護事業（障害福祉）

項目	日常生活訓練・療育活動・機能訓練・レクリエーションなど
進捗状況	・ 常時介護を必要とする知的障がい者に日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し介護や日常生活上の支援を行った。

法人運営の強化

1 会員募集と独自財源の確保

1. 会員（会費）募集

項目	1 社協会員の増加に努める
進捗状況	・ 会員募集の強化月間を設け、法人会員及び普通会员の募集を実施した。

項目	2 用途をより明確にする
進捗状況	・ 地域福祉サービスのご案内という広報誌を作成し用途について周知した。

2. 赤い羽根共同募金

項目	募金の増加に努める
進捗状況	・ 募金の用途を明確にしたが、増加にはつながらなかった。

3. たすけ愛チャリティボックス

項目	協力店の増加に努める
進捗状況	・ 10店舗に登録していただく。今後も拡充に努めていく。

4. 新たな事業収入

項目	ホームページバナー広告、封筒広告
進捗状況	・ ホームページへのバナー広告を募集し掲載頂いた。

支出の抑制

1. 経費の削減

項目	1 在庫管理の徹底
進捗状況	・ 職員の意識向上が行え、過剰な購入を抑制できた。

項目	2 調達方法の一元化
進捗状況	・ 予算策定時により安価に購入できる業者を選定し、購入先の一元化を図った。

項目	3 財政シミュレーションの導入
進捗状況	・ 支払い確認や執行状況を確認しやすい体制を確立し、支出の抑制を図った。

2 組織・役員等の体制

(1) 組織基盤の見直し及び強化（法人運営体制や職員体制の充実・強化）

1.理事会

項目	部会制を含めた活発な理事会の運営
進捗状況	・ 従来の理事会運営を行った。

2.評議員会

項目	活発な評議員会の運営
進捗状況	・ 従来の評議員会運営を行った。

3.外部評価

項目	第三者の専門家による経営評価
進捗状況	・ 公認会計士と定期的に会計をチェックする場を設け、より詳細に経営状況の把握及び指導に基づき運営を行った。

3 人材育成

(1) 職員体制の強化

1.総合的、個別的な研修計画の作成

項目	職員の資質向上を促す行動計画を作成する
進捗状況	・ 単年度の研修計画を立て、それに基づき社外及び社内研修を行い、職員の意識向上に努めた。

(2) 利用者の利益保護

1.社会福祉サービス事業における苦情解決制度

項目	広報紙を使って制度の周知に努める
進捗状況	・ 掲示物及び広報紙(社協だより)において、制度の周知を図った。

2.個人情報保護制度の推進

項目	全職員が制度を理解するための研修の実施
進捗状況	・ 制度を理解するために研修を実施した。

○地域懇談会の意見

Aグループ

テーマ	コミュニティ			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の問題がどこまでか、人によって考えが違う ・ 今の社会は縦のつながりがあっても、横のつながりが無いので難しい ・ お互い様広がるといいなあ ・ 独居の高齢者のちょっとした手助け ・ どんな人でも地域で住んでいるので、あたたかく見守ってほしい ・ 老人に限らず、地域から孤立 ・ 高齢者の方が集まっても何もすることが無い。呼びかけても、足が痛いとか、用事があるとか、病院に行くとか、難しい ・ 1人で行動できるような社会となっていて、個人行動を好む人が多い ・ 平日だけの活動では、働いている人が参加できないので、土日祝日も日を作る 			
課題解決アイデア	地域住民 <ul style="list-style-type: none"> ・ 私達、赤十字奉仕団には、健康及び幼児安全の指導員がみえますので、どちらでも伺いまして、講習をさせていただきます。声を掛けてください ・ 祭り(子ども達とのふれあい)等のイベントを継続して実施する ・ 共通の目的を持ったいきいきサロン等を開催する ・ 誰もが気軽に立ち寄ることができる、居場所づくり(集いの場) ・ 一緒にご飯を食べる会 ・ 近所付き合いや、異世代交流が進むイベントの開催 ・ 若者から高齢者へのポスティングと訪問 	市役所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会の必要性は非常に高く、市の補助は必須です。市と町内会の情報共有が大事です ・ ここに高齢独居の方が居ることを申し送りでも知らせてほしい ・ 水道利用量等で家庭の変化が分かると聞いたことがあります。連携したらどうでしょう ・ 地域住民主体のコミュニティ活動に対する支援(補助金)と評価 ・ 地域には色々なサロンや寿会など、高齢者の集う場がありますが、もう少し多く増やしていただきたい。高齢者は話し合いを楽しみにしていますので ・ 学校と地域が一緒になって「学ぶ」 ・ 学校での福祉実践教室の活用 ・ 高齢者の引きこもりをなくすため、地域行事を増やす 	社協 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、介護世帯、子育て世代、障がい者支援の情報蓄積を活かし、コミュニティのネットワークを構築する 	各種団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ JA等と協同して、地域で収穫した農作物を駅や市役所等、交通の便の良い所で販売する(食に関するイベントは有効) ・ 字ごとに集会場などがありますが、集まれる事がありましたら、その場所へ伺いまして話し合い又講習等をさせていただきますので、是非声を掛けて頂きたいと思っています ・ 空き教室や空き店舗を使って、交流の場をつくる活動(大事ではと思います) ・ 同じ職種が集まれる場所 ・ コミュニティの支え手が減る中で、同様の活動をしている団体の協働化を図る(エリアを広げる等)
テーマ	世代交代			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今、私は年齢も年齢の高齢者ながら農業をしているが、どんな会でも役員の引き受けをする方がいない ・ 若い人の活躍の場があるが、つながりが無いので交代できない ・ 町内会に入る人が少ない 			
課題解決アイデア	地域住民 <ul style="list-style-type: none"> ・ 色々な人が集まる場所(機会)をつくって、各世代が参加する ・ 新しいコミュニティづくり。趣味やスポーツなど共通の目的を持った団体やサークルを立ち上げ、地域活動に係わりを持つ機会をつくる ・ ニーズのマッチングをする機会をつくる 	市役所	社協	各種団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の働く場の提供 ・ 「家事」の部分で有償ボランティアの活用

テーマ	情報提供・相談			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢の方への情報提供の難しさ ・ 何がしてもらえるのか知らない ・ 何をしなければいけないのか分からない 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会の紹介、町内会と役所の連携 ・ 公共の場所での情報提供(掲示物等) ・ 関係機関の連携 ・ コミュニティを広げるのにQRコードを色々な所に付けて、若い人にも発信できるようにする ・ 市のホームページ(広報)で、今日あったQ&Aを紹介する ・ コンシェルジュ的な相談窓口があればいい ・ あま市のアプリがあればいい ・ 知ってもら場所の共有(どんな人でも) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉に対する相談として区別すれば、健康、医療、介護、子育て、障がい者支援等があります。これらを一元的に受け付けるワンストップ窓口を設置して、横のネットワークを広げていく ・ 基幹相談センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業と連携(ポスター等) ・ 小回りのきく団体等があるといいなあ
テーマ	子育て支援			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもは親の姿を見て過ごすので、親は子どもの為にしっかりした姿で接し、教育していただきたい ・ 私達より若い人達のマナーが悪い事に気付く(ある一部の人かと思いますが) ・ 教育関心レベルが低い ・ 子育て世代の時間・自由の無さ ・ ファミサポの活用? ・ 子ども食堂って、あま市で開催されてる? ・ 母子家庭の方で母子福祉会がある事を知らない家庭がある ・ 子ども同士、親同士のふれあい活動 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもは何でも自分の思い通りにしていいという事が主体性ではありません。思い通りにならなくても、社会では相手に合わせる事が必要になる事があるので。思いやりや協調性という日本人の美德とされてきた、人と人の和の心をこれから時代を担う子ども達にも大切にしてほしいものです。大人も同じだと思います ・ 親がしっかりとした教育をすることが必要→横のつながりを持たせるようにする ・ 何でもすぐ「ダメ」と禁止をしない。言い過ぎない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の手続きの際に母子家庭が集まる会の案内をする ・ 子ども食堂のホームページ開設 ・ 学校での教育の充実 ・ 多様性の教育の充実「みんなちがって、みんないい」 		

テーマ	公共交通のサービス			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のバスが減少した→利用が不便 ・名鉄七宝駅の北側へ行くのが狭い通りなので、もう少し西側へかえていただけないかと思います 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
		<ul style="list-style-type: none"> ・市バスの時刻表をHPや広報に毎月載せる ・バスは統計を収集して、コースを見直す 		
テーマ	障がい者への理解			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解 ・見た目では分かりにくい方(障がい)への防災への対応 ・障がいのある方への偏見をなくしてほしい ・精神障がい者の方は地域にたくさんおられると思うが、どうしておられるか…。家族の方は困っておられると思うが、どうしたら知ってもらえるか？ ・居場所を運営しているが、最近2～3年位前から利用者が入って来ない。障がい者を“預かっている”立場の者ですが、利用者の方の家族会を開いても1人も参加しない…なぜか？不思議？ 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への偏見は、人それぞれ偏見を持っている方が多いという認識を持つことが大切だと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での教育の充実 ・多様性の教育の充実「みんなちがって、みんないい」 ・情報をつなげる「力」をつけていく ・障がい者への偏見は、人それぞれ偏見を持っている方が多いという認識を持つことが大切だと思う ・精神障がい者のいる家族の方に対して、社協で講演を開いて呼び寄せて社会に出てほしい。知らない人がたくさんみえると思う ・支援する施設があることを、役所が市民とつなげる役割をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神の障がいを持っている方の家族会の開設、自助会の開設 ・社協、障がい相談と居場所を作っている団体との連携 ・社協、障がい相談、若年者に対してSNS相談窓口 ・精神障がい者のいる家族の方に対して、社協で講演を開いて呼び寄せて社会に出てほしい。知らない人がたくさんみえると思う ・支援する施設があることを、役所が市民とつなげる役割をする 	
テーマ	防犯			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯に関する活動を特に進めていただきたい ・老人会の交通安全の見守りは助かる 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1人が防犯の意識を持つ(近くへ行くにも鍵をさす) ・学校の見守りの継続。老人会の方、お願いします 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室で子ども達の教育 		
テーマ	ボランティア活動			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動が少ない 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動のPRをして、たくさんの人に参加してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの意味説明 ・本来のボランティアの意味を学校が教えてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターと学校が連携して情報提供 ・ボランティアの意味説明 ・本来のボランティアの意味を学校が教えてほしい 	

B グループ

テーマ	防災			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の方、障がい者の方が、災害時にどう避難するかの対策を。災害対策・災害時の情報がほしい ・ 避難所の案内板？ ・ 高齢者への防災・減災のお手伝い情報 ・ 小学校・中学校における防災教室の実施→高齢者支援につなげる ・ 自分の回りに住んでいる人をどのように知るか 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本当の避難所にて防災訓練をやる ・ 近隣住民に高齢者、障がい者の状況調査が必要。その後の情報発信方法 ・ 組単位の災害時対応マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ボックスの説明会 ・ 発信の仕方を考えてみて、こまめに情報の発信をする ・ 案内を大きな字でわかりやすく ・ 災害が起こる前に高齢者、障がい者の方の対策を決めておく ・ 色々な情報を知る事を考えてほしい、町内の案内板を多くしてほしい ・ 避難場所を伝える案内板の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サロンにて防災講座をやる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害別に避難場所を明示してほしい ・ 一次避難→避難場所
テーマ	交流の場			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラジオ体操…もっと呼びかけをしたらいかがでしょうか ・ 図書館を増やしてほしい ・ もっと公園を作ってほしい ・ 公園の広さが狭いと思います。ボール遊び等ができる広さが必要です ・ 遊ぶ広場を作ってほしい ・ プールが無いので困ります 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の方と子ども達で交流する機会を ・ 子ども達と公園のクリーン活動 ・ 公園の草取りの簡素化を考えて、住民主体の運営を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家、空き地を活用できる制度の新設 ・ 七宝の図書館の規模を大きくしてください ・ 図書館のシステムを、例えば稲沢市方式を導入する ・ 公園の整備 ・ 交流の場に行ったときの利点を。場所をどこに置かか考える 		<ul style="list-style-type: none"> ・ アートビレッジの使用

テーマ	交通手段			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物に行く場所が少ない ・ 交通(バス)の使い方 ・ 色々な事に対して助成がない ・ 病院に行く交通手段をもっと増やしてほしい 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望通りのコース設定にする以前に、巡回場所の要望に合わせ、バス数の設定と可能な計画から進める。全ての人に満足できることは不可能ながら、生活に合ったコースの設定 ・ 買い物専用バスの見直し ・ コミュニティバスよりタクシーの利用補助制度を開発してほしい。バスでは本数を増やしても希望通りにならない ・ バスの停留所を増やす ・ バスを利用してもらうようにPR。あることを知ってもらう ・ バスの本数を多くする(短く) ・ 個人にアンケートを取る 		
テーマ	見守り			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核家族化が進む現状をなくす活動 ・ 学童、子ども達の見守り強化 ・ 各大字において、老人クラブなどでサロン等の集まりなどをすすめていく 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りに対する意識強化 ・ 通学路の子ども 110 番。現在どうなっているか ・ お年寄りと子どもの交流する機会を ・ 自分の家の近くに来た時に気を付けて見る。学校への通学路がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ等で積極的に見守り隊に参加 ・ 週1回程度、学校で登下校の見守り ・ 各学校との連絡会を開催する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サロンでの色々な出前講座の実施 	
テーマ	独居老人対策			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居老人対策 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族間の現状と、将来の家族系への話し合いを常に持つ ・ となりの方から独居の人への電話サービスを増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生の方がしておられるが、他にないのか考えてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協のボランティアから独居の人への電話サービスを増やす ・ 地域限定にせず、誰でも集えるサロン 	
テーマ	相談対策			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣トラブルの相談場所の設置 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧板の利用に工夫点を ・ 地域に関わる機会。子ども会とか、交流の場を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サロンやコミュニティ活動が地域にできつつあるが、継続的に進めることのできる場所の確保を ・ 個人同士ではなく、法人へつなげる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を簡単に作る 	

C グループ

テーマ	子どもの居場所			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ プール等、公の施設が減っているのでは ・ 子ども達の遊び場が少ないのではないかと ・ 子ども会入会者が少なくなっている 			
課題解決アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の遊具を増やして欲しい。危ないからを理由にして撤去しないで… ・ 公園の管理安全を民間へお願いする(助成) 		
テーマ	子ども食堂			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親と子が安価で利用できる「子ども食堂」 			
課題解決アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭で余った食材の寄附。畑で採れた野菜も安価で買い取るか寄附を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街で閉まっているお店を借りる(助成金) ・ 運営は地域ボランティアの方、又は社協・第三者へ委託 ・ 施設(場所)の選定の支援 ・ 場所は行政の建物で使用していない施設部屋を提供 ・ 場所など大きな枠は市役所・社協。実際に動かす人はコーディネイト ・ 高熱費用等の負担は全部もしくは一部公費で 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂で手伝ってくれるボランティアの募集、養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営はボランティア・民間で、場所は行政の建物で使われていない施設・部屋を提供する
テーマ	子どもの安心安全			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時の見守りの必要性 ・ 小学生の登下校の付き添いがほしい(横断歩道のみでなく) ・ 子どもの安全を考えすぎではないか 			
課題解決アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども110番の家をたくさん増やしてもらおう ・ 犬の散歩の際にお願いする ・ 子ども会の入会者を増やすには、役員など親の負担を減らす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校公開の機会を増やし、もっと子どもへの意識を高めてもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付き添ってくれるシルバーボランティアさんをまとめる(有償の検討) ・ 中・高生のボランティアを積極的に養成する。企画から全部まかせてみる ・ ボランティアに積極的に参加する意識向上を図る方法を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校の見守りを、おじいちゃんおばあちゃんに頼む。小学生からお手紙を地域の65才以上の方に出す
テーマ	障がい児・者への理解・支援			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいがある子と健常児の交流の機会が少ないのでは ・ 障がい児をもつ家庭への支援 ・ 「障がい者のために」という言葉が障がいのない方たちで話し合われている。当事者の意見が聞かれていない 			
課題解決アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりにくい軽度発達障がい児の発見?のために5歳頃の健診を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいへの理解を深めるために障がい者の映画等の上映 ・ 障がいについて義務教育中に習う 	

テーマ	災害時の障がい者への取り組み			
課題	・ 震災時の避難所で障がい児・者の生活はどうか			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
		<ul style="list-style-type: none"> 一般団体(障がい者・老人福祉団体)への支援の一部負担(建物・食べ物) 障がい者の情報(何が必要か)を災害前の日頃から集め、避難所に準備しておく あま市内の障がい児・者への防災への取り組みを分かりやすく伝える 各避難所に部屋を作る。市内の作業所をそのまま避難所として登録し支援の対象にする 大規模な防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 少し離れた地域の社協同士で災害協定を結ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体がどこまでの受け入れが可能か把握する
テーマ	全てにおいて			
課題	・ ボランティアの確保			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
		<ul style="list-style-type: none"> 有償ボランティアの確保 ボランティアから予算を組み公の取り組みとして行っていくことができればいいのでは？ 		
テーマ	移動、町づくり			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 巡回バスの位置づけ。身近なバス停がない バスを待つ場所がない 公共の場のバリアフリーが必要 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> バス停を考え直す。コミュニティが広がる場所や、安全な場所、利用しやすいように喫茶店の前とか バス停の選定方法(利用率が向上する) 	<ul style="list-style-type: none"> バスの利用については、利用希望される方々のニーズをもう少しきめ細かく聞いて、使い勝手の良いルート、時間、バス停などの設定を見直す スーパーやお店などと協力し、バス停を増やす。買物利用客も増え、バスの本数も増やせる？! バス停の近くに(歩道が無理なら)待つ場所をつくる(市民から有償で借りる) バス停を考え直す。コミュニティが広がる場所や、安全な場所、利用しやすいように喫茶店の前とか バス停の選定方法(利用率が向上する) 		<ul style="list-style-type: none"> 企業と共同でバス事業、100円バスの運営、広告で企業のアピール

テーマ	地域の支え合い			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3世代交流の様な機会ができれば… ・ 地域で支え合いする意識を高める方法 ・ 片親家庭への生活支援が必要(食事・洗濯 etc) ・ ボランティアの参加者が少ない ・ ボランティア育成者の養成 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃からの声の掛け合い(地域の行事を残す努力も必要) ・ 地域で支え合うことの重要性 サロン・ボランティア活動への参加、住民の意識向上 ・ 3世代交流。子ども会行事への参加(お手伝い) ・ 地域の福祉事業所等、ボランティアに行ったら、あま市で使用できるポイントをもたらえる ・ 高齢者の見守り。小中学校の授業で訪問とか？夏休みの宿題にするとか？ ・ 学区の割り振りを進めて子どもを増やしてもらわないと、子ども会などの運営も厳しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や児童を預かる施設からの連絡を受けて生活支援を検討する(片親家庭への支援) ・ 地域の福祉事業所等、ボランティアに行ったら、あま市で使用できるポイントをもたらえる ・ 高齢者の見守り。小中学校の授業で訪問とか？夏休みの宿題にするとか？ ・ 学区の割り振りを進めて子どもを増やしてもらわないと、子ども会などの運営も厳しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で行う福祉実践教室をもっと増やす ・ 児童の見学を受け入れてくれる福祉施設の検討 ・ 高齢者がもっとボランティア活動がしやすい情報発信、登録方法を考える(ボランティア内容も様々) ・ 地域の支え合い。ジュニアリーダーの育成→地域ボランティアへの参加も踏まえた組織 ・ 地域の活動＝母になりがちなので、“若いお父さん”が参加しやすい活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活動＝母になりがちなので、“若いお父さん”が参加しやすい活動
テーマ	高齢者の見守りと生きがい			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単身老人の見守り(町内会ではなく) ・ 高齢者の見守り方法 ・ 高齢者の生きがいづくり ・ 生活への支援 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども達が学校の帰り道、あいさつ運動をしていく ・ 子どもも絡めた活動、手伝いとか ・ 特技のある老人の方をピックアップ。ワークショップを行ってみては 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農園開放(市が地主から借用)使用地を確保 ・ 特技のある老人の方をピックアップ。ワークショップを行ってみては 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども食堂のような高齢者食堂をやってみては？
テーマ	民間の活用			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ あま市の福祉って大きな社会福祉法人もない。社協→民間の力をもっと活用して 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体

テーマ	情報提供、情報共有			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉という言葉にどんな意味があるのか？ ・ 子育て、介護の初心者への情報の提供方法 ・ 行政と個人の情報共有の認識の差 ・ あま市では、資料作りに力を入れて福祉に心がけないのではないか 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ あま市の取り組みをメディアを通してアピール→広く知れわたる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者に対しての情報は、色々な手続きの案内と一緒に郵送してもらえると情報共有できるのでは？ ・ 子育て、介護へのメールで情報配信(LINEも) ・ 広報をメール配信(子ども、大人の健診情報なども) ・ 市としての活動報告(結果報告)してほしい ・ あま市の取り組みをメディアを通してアピール→広く知れわたる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 SNSをうまく利用する方法を行政で考えてほしい 	

Dグループ

テーマ	障がい			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者との接し方 ・ 障がい者(重度の人)でも一人で暮らせる社会資源 ・ 安心して暮らせる町づくり 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全世帯の町内会への参加。どこに障がいのある人がいるか→支援しようがない ・ まず障がい者が地域デビューする(本人の意志重要) ・ 民生委員の活動強化 ・ 障がい者の状態を理解する ・ 常日頃、町内で実施するコミュニティに参加する様に迎えに行く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの状態を視覚的にわかるようにする ・ 障がい者への支援制度の充実。タクシー券等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況の把握とそれに対する対応の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者を活動に組み込む。サクサク盛り上げ隊
テーマ	地域の連なり			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に希薄になっている事 ・ 町内会を退会する世帯が多い ・ 町内行事への参加が少ない 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧板等で(絶えず)意識の徹底をする ・ 町内会への全世帯参加 ・ 各種イベントの内容を検討する(興味) ・ とにかく地域住民に声かけする ・ 町内の挨拶運動実施(隣に誰が住んでいるか分からない) ・ 何をしているかを明白にしてほしい。親を見ていても、子供は何をしているかよく分からない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全世帯の町内会参加への推進、行事の実施とその補助 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人会、婦人会への参加推進
テーマ	災害			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家、廃屋が災害時危険 ・ 防災訓練に参加したがない ・ 巨大地震は来ないと思っている人が多い ・ 避難場所が分からない ・ 災害時の救出対策(仕組、ルール) 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご近所さんに呼びかけをしていただいて訓練に参加を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険家屋チェックし、所有者に解体か修繕指示 ・ 避難通路の点検をして修理及び見直しをする ・ 堤防の草刈りを年に数回行う ・ 避難場所をもっと広報する ・ 救出対策のモデルを市で作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練をしていたから良かったという事が分かるような意見を聞いて、それを資料にする(パンフレット等) 	

テーマ	インフラ			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路がガタガタで整備されていない箇所が多い ・ 歩道の整備があまりされていない 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ まめに道路の気になった点を区を通じて市に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行路のカラー舗装化により車椅子・ベビーカーを通りやすく ・ 市は道路整備依頼があったら、スケジュールを告知 ・ 全体的に狭い(道路) ・ 歩いてどこがひどいかを見て、ひどい所を報告する。特にひどい所から直す 		
テーマ	情報			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ たて割り行政による施策の重複、無駄 ・ 防災のための名簿とプライバシーの保護 ・ 情報共有の不足 ・ 自治会・老人会・民生委員→情報共有できていない ・ どこに障がい者がいるかわからない ・ どこに後期高齢者がいるかわからない 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者、高齢者という縛りではなく、助けの必要な人の名簿を町内会で作成、担当を決める ・ 町内会で情報交流会 雑談を行政を入れた場所をつくる ・ 障がい者や高齢者がどこに居るかわからないではなく、関心を持つ(一人一人が) ・ 見守りの必要な人の名簿を作成 担当を決めて定期的に見守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長の指導力により、縦割り行政の改善 すぐやる課、市長直轄組織 ・ 行政のことなかれ主義の撤廃 ・ 持っている情報をデータ化する。会のリーダーの人が行った施策を書いて、カギ(パスコード)をつけた web に書き込み合う→支援が必要な人に対するサービスの見える化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持っている情報をデータ化する。会のリーダーの人が行った施策を書いて、カギ(パスコード)をつけた web に書き込み合う→支援が必要な人に対するサービスの見える化 	
テーマ	高齢化			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者世帯のカウントが 65 歳では若過ぎる ・ 高齢化→ニーズの高い外出支援サービスが使えない。手助け ・ 一人暮らしの高齢者の見守り及び安否確認 ・ 高齢化の次にコミュニティの人員不足がくる ・ 認知症老人の見守り及び接し方 ・ 世代間の交流と理解不足 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日使うような湯沸しポットにデータを送る機能が付いているがあるので、高齢者の家に設置して、使うと市役所にデータを送信され、生存しているかを確認(3日來なかったら見に行く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、デイサービスなど、利用している人達の交流会を実施する ・ ふれあいサロンの充実及び拡大、募集、援助(補助金を) ・ ふれあいサロンでPCの講習会をやる ・ 近所の人と生きがいづくりを考え、高齢化にならないように→防災センター等の活用 →地域の集まる場に 	

テーマ	子育て			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子宮頸ガンワクチンはいつ再開するか ・ 子育てにお金かかりすぎ ・ 対処療法への偏り ・ 婚姻継続率 up ・ あま市民病院に産婦人科がない ・ 世代間の交流と理解不足 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
		<ul style="list-style-type: none"> ・ あま市民病院に産婦人科を設置して、出産費用を市民は無料にする 		
テーマ	協調支援（ちょっとした手助け・ボランティア等）			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での助け合える人づくり ・ 情報社会すぎて困る ・ 人材活用(ボランティア等) ・ 時代の変化に応じた対応 ・ 便利な仕組みを知らない(例)買い物(ネットスーパー・宅配) ・ 災害時はまず自助だけど、子育て・介護は責任重すぎ 			
課題解決 アイデア	地域住民	市役所	社協	各種団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物時に声を掛け合う ・ スーパーで買物をした時に、届けるサービスみたいな仕組みをつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買物難民を救済する仕組みを、市が民間と協業する ・ 行政の中に危険課の設置。身動きがすぐできる課、地域住民の意見をすぐ聞く課(すぐやる課) ・ 市に、手助けをするボランティアを登録しておく。手助けを必要とする時、市に依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に、手助けをするボランティアを登録しておく。手助けを必要とする時、市に依頼 	

○用語集

用語・意味
<p>あ行</p> <p>【SNS(エス エヌ エス)】 ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。人と人とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービスで、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型の会員制WEBサイト。代表的なSNSとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等がある。</p>
<p>【NPO(エヌ ピー オー)】 NPOは非営利組織 (Non-Profit Organization) を意味し、ボランティア団体等、営利を目的としない民間の団体。狭義には、特定非営利活動促進法 (NPO法) に基づき法人格を取得した団体である特定非営利活動法人 (NPO法人) を指し、保険、医療、福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、国際協力等の分野で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動 (特定非営利活動) を主たる目的とするもの。</p>
<p>か行</p> <p>【高齢化】 高齢者の増加により、総人口に占める高齢人口 (65 歳以上) の比率が高まっていくことをいう。</p> <p>【個人情報保護(法)】 平成 15 年 5 月に制定された個人情報の取り扱いに関連する法律で、正式名は「個人情報の保護に関する法律」といい、第 23 条第 1 項において、個人情報取扱事業者は原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされている。ただし、社会公共の利益を優先すべき場合として、①避難行動要支援者リストの作成、②民生委員・児童委員の活動のための対象者名簿、③自治会名簿等が挙げられ、個人情報は保護と同時に活用も課題となっている。</p> <p>【子育てコンシェルジュ】 子育てに関する様々な相談を受け、保護者のニーズに合った子育て支援サービスについて情報提供や助言、子育て支援機関との連携等を専門に行う支援員。</p> <p>【コミュニティソーシャルワーカー】 地域ごとの主体的な活動の推進を図るため、福祉活動に関する調査・研究、関係者のネットワークの構築、社会資源の発掘、情報提供等、一連の支援を行う人。</p>
<p>さ行</p> <p>【サロン(活動)】 住みなれた地域で仲間を作り、楽しいひとときを過ごせるよう企画した活動。</p> <p>【市民活動センター】 ボランティアや NPO 等、公益的な活動をする市民を分野や領域を超えて支援する市民活動の拠点施設。市民活動に関する情報発信、相談、場の提供、交流・連携等、様々なサポートを行っている。</p> <p>【社会福祉法】 昭和 26 年 3 月に制定された、社会福祉について規定した法令をいう。社会福祉に関する共通基礎概念を定めた法律で、福祉分野における最も基本的な法律の一つ。平成 12 年に法の目的である基本概念の一つに「地域福祉の推進」が位置づけられ、名称も「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改められた。 平成 30 年 4 月に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正された。内容としては、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定、地域福祉計画の充実等が掲げられた。</p> <p>【主任児童委員】 地域の中で児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として平成 6 年 1 月から設置され、厚生労働大臣から委嘱を受けた人。</p>

用語・意味	
【障害者差別解消法】	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別解消の推進を目的として制定された法律で、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めるもの。平成 28 年 4 月 1 日から施行された。
【生活困窮者自立支援制度】	「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、生活困窮者に対し、福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等を行う制度。平成 27 年 4 月から実施された。支援対象となる生活困窮者とは、現時点では生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性がある人で、自立が見込まれる人。単に経済的な問題だけでなく、日常生活や社会生活を送る上で多様な問題を抱えた人を対象とする。
【生活支援コーディネーター】	「地域で暮らす方」と「支援する人やサービス」をつなぐ人。生活支援コーディネーターは、地域における福祉活動や支援サービスを把握し、その情報をたくさんの人にわかりやすく伝えていくという、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う。
【成年後見制度】	認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分ではない人が、財産の管理や福祉サービスの契約を自分で行うのが難しい場合に、保護し、支援する制度。平成 11 年の民法改正により導入された。
【総合計画】	市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、すべて総合計画に基づいて進められている。
た行	
【地域包括支援センター】	平成 17 年の介護保険法改正で制定され、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等が中心になって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者や家族への総合相談や支援を行う機関。
な行	
【ノーマライゼーション】	障がいのある人が障がいのない人と変わらない普通の生活を送ることができる社会へ改善することであり、地域社会が同じ市民として障がいのある人を受け入れ、人権を擁護し、十分に成熟した社会を作ろうとする思想。またそれに向けた運動や施策。
は行	
【避難行動要支援者】	災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援を要する人のこと。具体的には高齢者、寝たきり（要介護 3 以上）の人、認知症（要介護 3 以上）の症状のある人、障害者手帳（障害等級 1、2 級）の交付を受けている人、療育手帳（A 判定）の交付を受けている人、難病患者らのうち、ひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯の人等が該当する。改正災害対策基本法に基づき、国は市区町村に避難行動要支援者の名簿づくりを義務づけ、要支援者ひとりひとりの個別支援計画をつくるよう求めている。
【部落差別解消推進法】	部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定した法律。平成 28 年 12 月 16 日より公布・施行された。
【ヘイトスピーチ解消法】	正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。本邦外(日本国外)出身者への差別的言動の解消に向け、国に対して、相談体制の整備、人権教育の充実、啓発活動の実施等を定めている。また地方公共団体に対しては、国との役割分担を踏まえながら、実情に応じた施策を実施することを定めている。

用語・意味
<p>【ボランティアコーディネーター】 福祉に関するボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている専門家。</p>
<p>【ボランティアセンター】 地域福祉の推進のために、ボランティア・市民活動のネットワークづくりをすすめる組織。ボランティア活動を希望する人、ボランティアを必要とする人や施設等の相談を受け付け、ボランティア登録・紹介・あっせんの他、研修によって人材の育成も図る。</p>
<p>ま行</p>
<p>【民生委員・児童委員】 ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人および児童、妊産婦に対し、地域に根ざした見守り活動として、関係行政機関と連携しながら、福祉に関する支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた人。</p>
<p>や行</p>
<p>【ユニバーサルデザイン】 文化・言語・国籍や年齢・性別等の違い、障がいの有無や能力差等を問わずに利用できることを目指した建築設備・製品・情報等の設計・デザインのこと。デザイン対象を障がいのある人・高齢者等に限定していない点で「バリアフリー」とは異なる。</p>

第 2 次 あま市地域福祉計画
第 2 次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）

発行年月：平成 31 年（2019 年）3 月

発行：あま市・社会福祉法人あま市社会福祉協議会

企画・編集：あま市 福祉部 社会福祉課

〒490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田 76 番地

電話：052-444-3135（ダイヤルイン）FAX：052-443-3555

社会福祉法人 あま市社会福祉協議会

〒490-1104 愛知県あま市西今宿馬洗 46 番地

電話：052-443-4291（代表）FAX：052-443-5461